

鹿児島県史料集第40集

薩藩学事一・鹿児島県師範学校史料

鹿児島県立図書館

鹿児島県史料集 (40)

薩藩学事一・鹿児島県師範学校史料

刊行のことば

鹿児島県史料集第四十集として、ここに「薩藩学事一・鹿児島県師範学校史料」を刊行いたします。

本書は、西南戦争直後の明治十一年三月から、同二十九年までの明治期の学校関係資料を年代順に編集し三巻にまとめた「薩藩学事」の第一巻を掲載しました。

また、新庄市立ふるさと歴史センターのご好意により、同センター史料のうち、明治九年から鹿児島県師範学校に勤務した北条卷蔵の「備忘録」から、師範学校時代を中心とした史料を、明治初年の鹿児島県教育史料として併せて掲載しました。

県史料集の刊行は、資料の保存を図るとともに、地方史研究の利用や県民の文化向上に役立てることを目的としております。

今回は、鹿児島市文化財審議会委員の宮下満郎氏によって原稿作成・編集・校閲・校訂が進められ、刊行の運びとなったものであります。お忙しい中、長期間にわたるお骨折りに対し、心からお礼申し上げます。

平成十三年三月

鹿児島県立図書館長

前 城 美 章

解題

鹿児島県立図書館所蔵の「薩藩学史」は三冊にまとめられた史料集である。誰の手によるものか編著者名はない。写本の野紙の一部に金花堂印しがあり、巻末に「大正三年四月二七日購求」の鹿児島県立図書館受付印があるにすぎない。同書は正本と閲覧室用複写本の二揃いがある。両者の内容は同じだが巻の表題に違いがみられる。正本では明治時代の学校関係史料を集めた「薩藩学史一」、江戸時代の学者伝や藩主の布達などを収めた「薩藩学史二」、桂庵玄樹の史料を中心にした「薩藩学史三」に製本されている。複写本ではこの巻仕立の表題一と三が入れかわっている。

正本は頭書の書き込み部分が一部切り取られているので、収集史料がある時期に製本されたものであろう。その際、時代や内容によって三冊にまとめられたものと考えられる。昭和五〇年複製本の表題がなぜ入れかわったのか、今となつては推測でしかないが、担当者が年代順に巻仕立を変えたのであろうか。年代順の方がわかりやすく合理的なようであるが、本史料集では正本の巻仕立によることにした。

明治初期の鹿児島県の学校については、西南戦争で資料が焼失したので不明な点が多い。幸いに明治九年に設立されたばかりの鹿児島県師範学校に、一等訓導として在籍していた山形県新庄出身の北条卷蔵の資料が、新庄市立ふるさと歴史センターに所蔵されていることがわかった。同所の好意により、今回「薩藩学史一」に北条卷蔵文書のうち鹿児島県師範学校史料を合わせて一冊とし、明治初年

の鹿児島県教育史料をまとめることにした。なお巻蔵のメモ帳は、平成七年度維新ふるさと館企画展「庄内と薩摩」に展示資料として借用した際、編者が写しておいたものである。

薩藩学史一

「薩藩学史一」は、西南戦争直後の明治十一年三月から、同二十九年鹿児島県尋常中学校造士館が設立されるまでの資料を、ほぼ年代順に編集したものである。この史料は本刊行会の委員芳即正氏によつて「鹿児島学校と三州義塾―史料と政治的背景についての考察―」（鹿児島純心女子短期大学研究紀要第13号）として論文で紹介されている。同氏は複写本を利用されたとのことで、論文の史料出典「薩藩学史三」は本史料集「薩藩学史一」にあたる。誤解を招くことがないように解題でふれることで了解を得た。

中洲小学再建一件書類 学校建設資金の割当について、第二大区三小区（上之園・高麗町・新屋敷）の住人高島一次は不服であったので、これまで区長へ掛け合つてきたが納得できる解答がなかった。そこでこれまでの回文、自分の見込書・尋問書、測辺中介の尋問書などの資料を添えて、県令岩村通俊へ訴えた一件書類である。

大口小学関係書類 明治十二年一月に着任した大口小学訓導赤星為巳が、半年後にまとめた学校教育に関する具申書と雑録である。生徒増減では生徒数が少ないこと、教員の勤務では異動が激しく教員数が不足していること、当今の急務としての教育など問題点をあげている。その他卒業試験の受験者名簿や学区取締りの会計資料など九資料が含まれる。

鹿児島学校諸規則 規則の前に私立学校設立の趣意と鹿児島学校設立の趣意・鹿児島学校入学試験通知がある。鹿児島学校諸規則にみ

る教育課程は前掲芳即正論文では表化されている。同論文を利用されると理解が早いと思う。なお芳氏は同論文で、入学試験の翌日無試験で生徒百名を募集しているので、初年度の受験者は少なかったであろうと推測されている。末尾に規則に対する質疑書がある。質疑書だけでなく規則本文にも頭書や行間に質疑のメモがみられる。メモの主が原蔵者か編者のものか不明だが、全ての資料に質疑メモが付いているわけではないので、編者のメモではなく収集以前に書かれていたと考えられよう。なお鹿児島県立図書館には別に活字本「鹿児島学校諸規則」があるが、これには設立の趣意書がない。本史料でも趣意書のある諸規則は省略され、別の諸規則に代えていることがわかる。

私立学校設立一件書類 鹿児島学校が公立扱いになったため、ふたたび私立学校設立の動きが出てくる。学校設立資金として旧兵隊（御親兵として上京した兵士）の積立金を振り当てようとしたのに対し、島津家から疑義が出たので、関係者である渋谷国安・園田彦左衛門・中原万二・河野半蔵・後醍醐院良望らの依頼書や答書である。論争の末に、この金は共有金ではなく園田らの私金とされ、学校設立のため寄附されることになった。芳氏の説くように、設立された私立学校は三州義塾のことであろう。

三州義塾文学規則 鹿児島学校が旧鹿児島城（鶴丸城）の本丸跡にあったのに対し、三州義塾は旧鹿児島城の西、現在の敬天閣附近にあった学校である。学校の内容についてはこれも芳論文に詳しい。底本の綴じ違いが規則の入学第八条後にあったので、内容から推して修正し、三州義塾に関する史料をまとめた後に以文社関係の史料を配列した。ここでも質疑の頭書があるが、印刷にあたって相当す

る条文の後に移し、一枚にまとめた質疑書はそのまま印刷した。
以文社規則 明治十五年二月の緒言と主員名を先に記し、規則が続く。規則一七条によると、以文社は松林小学内に置かれ、放課後から夜にかけて、読書算の三科の学力を涵養する、希望者による社であったことがわかる。

鹿児島県小学校教則 明治十五年三月十三日付鹿児島県令渡辺千秋の布達文があり、三章二五条に教科書表が付く。この規則は改正教育令をうけて、明治十三年に文部省が定めた小学校規則綱領にのっとって鹿児島県が定めた規則であるが、「鹿児島県教育史」には利用されていないので、今後の史料活用が期待される。

仮学校内則 全二三条と鐘令符・生徒日課表・入校ノ節可差出請書からなる。具体的な学校名を欠くが、日課表によると生徒は寄宿生である。請書雛形によると東京に置かれた学校のように、「北地開拓の御用相勤」とあるので、あるいは北海道開拓のための学校であったのだろうか。

郷友会会則 郷友会は明治十四年十一月三日に在京鹿児島県人の親睦会が、東京芝公園の水交社で開かれたことに端を発し、この会を継続しようとして会則ができたという。郷友会緒言には十五年一月とあり、島津忠義の「郷友会諸士へ」は十四年十二月十一日である。郷友会は三州社の三州義塾に対抗するため、やがて鹿児島学校の経営に乗り出し三州社を窮地に追い込むのである。

尚齒会記事 尚齒会は洋学研究団体ではなく、長寿者の会と考えられる。教育と直接の関係はないようだが、底本のまま収録した。

演説仮社則 九条からなるが詳細は不明。

鹿鳴会記事 親睦会程度の記録である。

鹿兒島県尋常中学造士館規則 署名はないが島津忠義と思われる緒言があり、別記一は鹿兒島高等中学造士館に関する条項、別記二は鹿兒島県尋常中学造士館に関する条項である。最後は鹿兒島県尋常中学造士館規則のうち、生徒心得九項が抄録されている。なお中学造士館は鹿兒島学校の流れをくむ学校である。

鹿兒島県師範学校史料

創立期の鹿兒島県師範学校史料を遺した北条卷蔵は、新城藩士北条左金太の長男として、安政元年（一八五〇）に生まれた。幼名を松二郎という。六歳から四書を、八歳から手習いを父に手ほどきされ、十一歳で漢学を一族の北条角磨に学び、さらに小笠原流礼法と和算も学んだという。戊辰戦争では十五歳であったので、藩主正美の弟戸沢大格についたが、実戦に加わることはなかった。しかし父左金太は敗戦の責任をとって自刃した。

明治六年十月、東京師範学校二期生（二〇人）として入学、同八年十月卒業。翌九年二月、鹿兒島県師範学校の二等訓導として着任した。東北の新庄藩出身の北条卷蔵が鹿兒島に招かれたのは、戊辰戦争で奥羽鎮撫副総督の参謀であった大山綱良県令の力によると考えられている。卷蔵は同七年に結婚していたが、鹿兒島へは新妻を新庄に残しての単身赴任であった。

鹿兒島県師範学校は、同八年十一月二十七日に小学校授業講習所として発足していたが、翌九年二月二十三日鹿兒島師範学校と改称した。同年九月四日開校、翌五日が開業式、十一日からの始業は準備が整わず、授業が開始されたのは十二日であった。卷蔵は開校前の二月八日に二等訓導に発令され、開校直後の九月八日に一等訓導に昇格している。後掲の給料表によれば二〇円から二五円への増俸

である。同九月十七日第五大区第十九番中学区伝習所係を兼務し、十月九日巡回訓導も兼務している。卷蔵の備忘録には、鹿兒島県景況として西南戦争直前の鹿兒島の見聞が記されている。第三者の目として大変面白い貴重な記録であるが、学校教育に関係がないので本史料集では省略した。同景況は『敬天愛人』誌第十四号に紹介しておいた。

卷蔵が着任して約一年後、西南戦争が始まった。師範学校の教師・卒業生・生徒も薩軍に従軍している。卷蔵は辞職して鹿兒島を去ったが、久留米で捕らえられ福岡で投獄されている。辞職前同僚の一等訓導鈴木敏勝とともに薩軍への参加を申し出たが許可されず、二月十三日専使（他府県の諸機関への正式の使者）を依頼されたともいい、庄内の菅実秀宛の密書を托されたともいう。卷蔵は庄内出身で私学校に特別入学を許されていた二人の少年伴兼之・榊原政治を推したが、同藩出身者は用心されるので隣藩新庄出身の卷蔵が選ばれたという。卷蔵は福岡から東京へ移され、さらに長崎へ、九州臨時裁判所で釈放されたのは同九年十月であった。なお長崎県茂木浦や久留米で捕らえられた専使と随行二五名中一四名は五月二日に免職になっていたが、卷蔵の罷免は六月六日付である。

新庄に帰った卷蔵は、同十一年十二月南置賜郡の小学校に奉職した。これも友人が鹿兒島県出身の三島通庸県令に働きかけて実現したという。しかし卷蔵は間もなく辞職し、翌十二年二月には西郷イト夫人に招かれて、西郷の遺児たちを教育するためにふたたび鹿兒島を訪れている。同十四年に辞去するまで二年間の家庭教師生活中、はじめは西郷家に同居し、塾ができるとそこに移った。同年五月山形県最上中学校に奉職、同二十年最上高等小学校校長兼任訓導になっ

たが、同二十六年八月、自宅で割腹自殺した。理由は不明である。

北条卷蔵については、元鹿兒島大学水産学部教授田口一夫氏が、『敬天愛人』誌第十二号に「西郷家の家庭教師新庄藩士北条卷蔵」と題して発表された。氏の祖母翠は卷蔵の一人娘である。南日本新聞紙上に同じ内容の記事で紹介されたこともある。

鹿兒島市維新ふるさと館では平成七年度の企画展として、「東北と薩摩との交流」をテーマとして準備をすすめていた。田中論文で知った北条卷蔵を加えることにして、鹿兒島大学文学部教授原口泉氏・維新ふるさと館主事佐野広幸氏・筆者の三人で調査、新庄市立ふるさと歴史センターから「北条文書」のうち、鹿兒島関係の史料を借用展示した。先述のように、本史料集にはそのうちから卷蔵の「備忘録」の鹿兒島県師範学校に關係する史料だけを選んだ。快よく貸出しに応じ、また刊行に同意された新庄市立ふるさと歴史センターに感謝申しあげます。

鹿兒島県師範学校について、『鹿兒島県教育史』は明治九年改称の事実を伝えている（若干年月の違いがある）が、「西南の役のため、校舎・書籍・器具・帳簿類いつさいが焼失し」と述べているにすぎない。卷蔵の備忘録は西南戦争前の鹿兒島県師範学校を知ることができる唯一の史料である。本書が活用されることによって、県教育史の一頁が書き変えられることになれば、編者の喜びとするところである。以下史料ごとに紹介する。

明治九年学校関係者名簿 鹿兒島県師範学校には監事・教員など二十五名がみえるがまだ校長はいない。監事以下用度使まで五人は事務室勤務であろう。教員は一等訓導から四等準訓導まで等級差が大きい。なかでも漢籍掛・算術掛・附属掛は旧来の教師たちであろうか、

準訓導で地位は低い。小学校教員録には新町・向江・西田町・長谷・松原・鶴嶺・高山・中洲の八校分があり、師範学校からの転勤や講習所の卒業生が採用されたことがわかる。

鹿兒島県師範学校開校式祝詞 明治九年九月五日開業式の座席表は、次の卷蔵日記にみられる。祝文は大山綱良県令・校長監事・学校教官・生徒代表など四者の記録である。

開校式後の北条卷蔵日記 貴重な記録である。一週間の時間割と実践の記録である。科目は読物・算術・書取・問答・作文などであり、九月二十三日には早くも小試験を実施している。小試験・中試験の科目別に問題と解答があり、採点後の成績表もあるが刊行は一部にとどめた。

師範学校等生徒名簿 備忘録二冊に記録されている。原題を欠くものもあるが、内容から仮題を付した。講習所の生徒は卒業後の免状と出身地がわかる。数字は卒業証書か免状の番号であろう。出身地は県下各郷がみられるので、各郷二名の推薦者であろう。なかには卒業できなかったと思われる者もいる。講習所の生徒は卒業と同時に西南戦争が始まるので薩軍に従軍した者も多かったらしく、県下の郷土誌類に従軍者や戦死者名を探することができる。伝習生と伝習生乙は第十九番中学区内の短期教員養成の生徒である。本校分席生員は師範学校の特殊な生徒と思えるが不明。師範生徒だけが正式の入学生であろう。

鹿兒島県師範学校規則 通則をのぞいてみると、入学資格は小学校卒業生で年令制限がある。入学試験は年二回実施、在学二年、定員一二〇名（自費生七〇・貸費生五〇）、学期は前後の二期制である。薩藩学事一、明治十五年の鹿兒島県小学校教則と比較すれば、学校

種は違つても師範の卒業生が小学校の訓導になるのであるから面白いのでは思ったが、時間がなかつたので他日に譲りたい。学校規則のほかには諸規則として教場參觀・教場規則・生徒心得があり、教師の心得として授業の法則・輪読の法則・講義の法則・問答の法則・数学の法則・作文の法則・画学の法則などもあるので、当時の教育内容も知ることができる。

第十九番中学区伝習所規約 第十九番中学区とは、明治五年の学制で設定された学区である。全国を八大学区に分け、鹿児島県は第五大学区に属し、第十九から第二十四の六中学区に分かれていた。伝習所とは、四ヶ月間の速成教員養成機関である。後掲の伝習規則は別帳のものである。内容はほぼ同じであるが多少の違いがあるので、重複させて収録した。目録には第三章教場規則、第四章參觀規則、第五章書籍拝借及受業料規則、第六章生徒心得、とあるのに、この四章分の条文を欠くのは、目録第三章教場規則の下に、「師範学校規則二準ス」と書いているので、第三章以下は省略されたのである。北条卷蔵も九月十七日に伝習所掛兼務に任じられているし、伝習生も同じ校舎で学んだであろうから、師範学校の規則が適用されたのであろう。

下等小学教則 下等小学はのちの小学校低学年にあたる。教則のほか小試験・定期試験と各教科の採点基準など、下等小学の各級別に教科毎の授業内容を知ることができる。

鹿児島県第五課諸係事務章程 鹿児島県庁第五課は現在の教育委員会事務局に相当する。係りには学事・視督・常務・牒簿の四係りがあり、その職務内容の規定である。

鹿児島県巡回訓導事務章程 巡回指導も師範学校訓導の仕事の一つ

であつたらしく、北条卷蔵も十月九日に任命されている。文末の明治十年一月十日は事務章程を入手した日であろうか。

鹿児島県学校役員職務章程 職務には学校長・監事・教員・書記・会計司・受付・衛門心得の七役があつたことになる。末尾に一等校長五〇円から五等準訓導補・八等雇二円まで、給料表は二〇段階に刻まれている。

鹿児島県学区取締職掌章程 成文化が明治九年八月三十日であろうか。職掌と事務章程一七条である。

宮崎学校規則 宮崎県は明治九年八月二十一日鹿児島県に合併（分離は同十六年五月九日）された。宮崎県師範学校はなく、宮崎学校に師範学・中学予科・中学科の三学科が置かれていたことがわかる。**宮崎県学事議決の条件** 宮崎県が鹿児島県に合併される以前の明治八年九月、県庁で開かれた学事会で議決されたことを九ヶ条にまとめている。

宮崎県小学通則略 校則・教則のほか、罰則四条と犯則責罰例表は珍らしい史料である。

宮崎県小学試法 読物・講義・作文など、教科毎に試験法・採点基準などが示されている。この後に小学試験品評表が続くのであるが、下等小学校第八級から第一級までの小試験とまとめの大試験、上等小学も同じ。それぞれの級に応じた科目毎の配点と甲乙丙の評価規準を表にしたものである。

地方官會議憲法 憲法と議事規則からなる。教育に直接関係する史料ではないが、卷蔵の教材の一つと考えられるので収録した。ほか「自助論」や「西国立志偏」なども教材にしたようだが、作文の題材としての抄録であるので今回は省略した。

目次

薩藩学事一

一 中洲小学再建一件書類	11	三 鹿兒島学校諸規則	20
1 高島一次上申書		1 私立学校設立の趣意	
2 中洲小学再設目論		2 鹿兒島学校設立の趣意	
3 高島一次見込書		3 鹿兒島学校入学試験通知	
4 高島一次尋問書		4 鹿兒島学校諸規則	
5 某(高島一次)尋問書		校則 校長職務 執事職務 教員職務	
6 淵辺中介申出書		教則 体育規則 入校退校の規則	
7 上村行英答書		生徒一般の心得 書籍出納の規則	
8 第二尋問書		科外生の規則 塾中規則	
9 上村行英答書		5 質疑書	
10 高島一次答書		6 鹿兒島郡役所布達	
11 青山良啓・上村行英連署答書		7 生徒募集広告	
12 上村行英答書		四 私立学校設立一件書類	30
13 淵辺中介尋問書		1 園田彦左衛門・渋谷国安連署依頼書	
二 大口小学関係書類	18	2 河野半蔵・中原万二連署書状	
1 赤星為巳具申書		3 渋谷国安依頼書写	
2 生徒増減進歩の概況		4 園田彦左衛門答書写	
3 教員任免勤惰の概況		5 園田彦左衛門照会書写	
4 当今の急務		6 渋谷国安依頼書	
5 高城貞芳・赤星為巳連署届書		7 後醍院良望依頼書	
6 大口下等小学卒業試験生徒名簿		五 三州義塾文学規則	34
		学年及学期 学科課程 授業時間 入学	
		試験 卒業証書 休業 授業料 書籍器械	

欠課降級及除名 寄宿 書式 学生心得			
壮年諸士講習書目 三州義塾文学規則			
六 以文社規則	41		
1 緒言			
2 以文社規則			
七 鹿児島県小学校教則	42		
1 県令渡辺千秋布達			
2 鹿児島県小学校教則			
小学科の区分 学期授業の日及時			
小学各等科程度 教科書表			
八 仮学校内則	46		
1 学校章程			
2 仮学校内則			
3 鐘令符			
4 寄宿生日課			
5 入校時請書			
九 郷友会会則	49		
1 郷友会緒言			
2 郷友会会則			
3 郷友会幹事			
4 島津忠義述書			
一〇 尚齒会記事	52		
享保年尚齒 尚齒会			
一一 演説仮社則	53		
演説仮社則 会場則			
一二 鹿鳴会記事	54		
一三 鹿児島尋常中学造士館規則	55		
1 島津忠義願書			
2 別記一			
3 別記二			
4 鹿児島尋常中学造士館規則抄録			
鹿児島県師範学校史料			
一 明治九年学校関係者名簿	59		
1 鹿児島県師範学校			
2 師範学校職員定数			
3 県学務課名簿			
4 小学教員名簿			
新町小学 向江小学 西田町小学 長谷小学			
松原小学 鶴嶺小学 高山小学 中洲小学			
二 鹿児島県師範学校開校式祝詞	61		
1 県令大山綱良			
2 師範学校校長・監事			
3 師範学校教官			
4 師範学校生徒代表			
三 開校式後の北条卷蔵日記	63		
四 師範学校等生徒名簿	68		
1 講習所卒業生			
2 伝習生			
3 伝習生乙			

4	分席生員	
5	師範生徒	
五	鹿兒島県師範学校規則	75
	通則 入学規則 教則 試験則	
	書籍拝借并授業料規則	
	教場參觀規則 教場規則 生徒心得	
	師範学校授業の法則 輪読の法則	
	講義の法則 問答の法則 数学の法則	
	作文の法則 画学の法則	
六	第十九番中学区伝習所規約	85
	目次 通則及書式 下等教則 上等教則	
	伝習規則 伝習生教則凡例	
七	下等小学教則	91
1	下等小学教則	
2	下等小学試験凡例	
3	下等小学小試験点数増減定則	
4	下等小学定期試験凡例	
5	下等小学定期試験点数増減定則	
八	鹿兒島県第五課諸係事務章程	94
	学事係 視督係 常務係 帳簿係	
九	鹿兒島県巡回訓導事務章程	95
一〇	鹿兒島県学校役員職務章程	95
	学校長 監事 教員 書記 会計司 受付	
	衛門心得 等別給料表	
一一	鹿兒島県学区取締職掌章程	98
	職掌 学区取締事務章程	
	一二 宮崎学校規則	99
	通則 教則 教場規則 舍則	
	一三 宮崎県学事議決の条件	103
	一四 宮崎県小学通則略	106
	校則 教則 罰則 犯則責罰例表	
	一五 宮崎県小学試法	108
	一六 地方官會議憲法	111
	憲法 議事規則	

例 言

一、本史料集には、鹿児島県立図書館所蔵「薩藩学事」と、新庄ふるさと歴史センター所蔵「北条卷蔵文書」のうち、「備忘録」の鹿児島県師範学校規則など、学校教育関係史料を収載した。

一、「薩藩学事」は定本の配列に従ったが、一部綴り違いがみられたのでその部分は内容を検討して修正した。「北条卷蔵文書」は備忘録二冊から同じ種類の史料を選び新たに編集した。

一、原稿作成と印刷に際しては、できるだけ原本の体裁に従ったが、頭書は注記して行末に移したところがある。

一、印刷に際して、原則として常用漢字に改めたが、一部旧字体を残した。また変体仮名はすべて通用体の平がなに改めた。但し、江・者・茂・而・与については、活字を小さくしてそのまま使用した。

一、文書類は原題があればそれを使用し、原題がないものは文書の形式や内容によって編者が新たに付した。

一、本文には適宜、読点・並列点などを付した。

一、不明か所は字数によって□□で示した。

一、本史料集の原稿作成と校訂は宮下満郎が担当した。

薩藩學事一

一、中洲小学再建一件書類

1、高島一次上申書

今般小学校建築資金一条二付、人民不服且苦情ヲ鳴ラシ候者
不少候二付、左ニ上申仕候、

一中洲小学校再設二付、学校世話掛等より回章、別紙略写通り草稿
等二掛ケ、名ヲ資助ト唱ヘ、課出方法ヲ設ケ、別ニ善良之見込有
之者ハ可申立、可然者同意可致旨有之候、然処人民不服之勢モ有
之候付、早速僕見込世話掛等江申出置候得共、時日遷延、今日迄
全ク可否之答も無之、尚区長江モ成行申出、見込出来も差出置候
得共、于今專回章之趣意ヲ持張り庄制スル姿ニ而、尚更不服、就
テハ別紙書面ヲ以尋問之廉も有之候処、始終曖昧之答而已ニテ、
是又承服難致、尤戸長よりも人民不服之向も有之候由申出候処、
是以全ク採用無之、悉皆世話掛申出之趣意ヲ以建築之筋相聞得、
別而如何之至ニ奉存候、

一今般学校設二付、閣下よりハ有志之募金ヲ以建築候様御達相成候
処、前記通り課出方法ヲ設ケ候儀、第一御趣意ニ抵触シ、且課出
方法ハ追テ可申上旨伺済ニ相成リ、然るを直様より課出方法ヲ施
者人民不服、目今之景況ニテハ閣下ヲ欺キ候場ニ当リ、殊更区長
職掌ニ付テハ、人民ノ為ヲ計ルコソ至当ナルヲ、右次第閣下に對
シ如何申訳可致哉、至急篤と御詮儀有御座度奉存候、

右者、是迄順序ヲ踏ミ、学校世話掛又ハ区長迄見込書等差出置候
処、于今為何説諭も無之、尚尋問之廉も有之、口達ニテハ転伝行
違も有之、書面ヲ以取替候処、模糊曖昧之返答而已ニテ、逆も筋々

伺候儀も無覺束ト奉存候二付、愚不肖之私恐縮之至ニ候得共、忌
諱を不憚此段上申仕候間、至急至当ノ御処分奉仰候也、

但、廻章略写并私見込書及尋問書、其外淵辺中介尋問書等も、
為御参考相添差上候、

第二大区三小区百九番地士族

第十一年四月

高嶋一次

鹿児島県令岩村通俊殿

2、中洲小学再設目論

旧中洲小学再設目論

一旧中村小学校跡江、当分中洲小学校仮学校ヲ開ク謂以ハ、中村小
学校ハ、此節兵乱ノ先キニ彼ノ区ニオヒテ協議ヲ遂ケ、官ニ依頼
シ設立ニ相成リタル学校ニシテ、未其校一篇ノ開業モナクシテ此
節兵乱ニ罹リ、従前建付ケマ、ニテ候処、此節庁下三大区学校世
話掛ヲ設ラレ、庁下一般学校ノ位置取調ニ及候処、彼区ニオヒテ
ハ不用ニ相成リ、依テ彼校ヲ旧中洲小学校跡江引直シ、更ニ開校
センコトヲ希望ス、其目当左ノ如シ、

但、学校永年保護ハ自然追而可相定ニ付、即今中村学校引直シ
且開業ニ付、其費用ニ要求ス資金集募ノ方法ハ左条ナリ、

第一条

一士族売買禄老石ニ付金四錢ツ、当分公債証書利子ニ相成リタル
ト雖、草高老石分利子ニ応シ資助ヲ乞フ、

但、庁下一般課賦ノ方法相定リ、右草高老石分ノ利ニヨリ、即
今資助相成タル金額過当ニ及時ハ、一般定リノ方法ニ照準シ
幾分ノ余金ヲ当人江返却ス、若シ一般定リノ方法ニ不足スル

時ハ、其余分ノ資助ヲ乞フ、

第二条

一 従前ヨリ家禄ト唱来ル候永世禄ハ、現米ナリト雖草高二見做シ、
壹石ニ付金四錢ヅ、ノ資助ヲ乞フ、

但、草高二見做シ資助ヲ乞ハ、不公平ノ廉モ可有之御所存ノ御
方モ可有之ト察ス、然共僅カ六石・四石・三石ヲ以テ一家ヲ
調者多ケレハ、是ヲ斟酌スル所ナリ、是ニ於テ御異論ノ御方
ハ猶善良ノ御見込ヲ承リ、可然ハ速ニ御同意イタスヘキ也、

第三条

一 賞典禄ト唱来リ候公債証書ノ利子ハ、其幾分ノ数ニカ、ワラス資
助ヲ乞、

但、此壹行ハ、賞典禄公債証書利子実ニ僅ニシテ、又此賞典禄
ノミヲ以テ一家ヲ整フ者多ケレバ、是亦斟酌シテ前議ノ如シ、
猶又諸君善良ノ御見込モアラハ、可然ハ速ニ御同意イタス也、

第四条

一 平民ト雖モ助資ヲ乞フ、

但、平民ヘノ回章別紙ヲ略ス、

右四条、上ヲ以テ要求スル資本ノ方法御同意ニ於テハ、又左ノ目
当ヲ以テス、

第一条

一 中村小学御不用之申立ヲ致シ、戸長并ニ我々共ヨリ当区ノ惣代ト
ナリ、中洲小学校江御渡付ノ処ヲ上申スベシ、

第二条

一 右許可ノ上ハ、速ニ中村学校ヲ旧中洲小学校跡ヘ引直シ方ニ着手
ス、其費用別冊ノ如シ、

但、大工ノ目論相添ル、

3 高島一次見込書

見込書

今般方限学校再設ニ付、見込左ノ通、

一 第一、学校設ニ付テハ、方限ニテ壹両人宛、人柄慥成者且家作算
計等ニ悉^(悉カ)鋪、人心帰着スル者ヲ被掛置度、

一 第二、従前ヨリ学校費ニ差向ケノ金錢、今ニ相応諸人江借付有之
哉ニ付、先ツ是等ヲ真先ニ取円メ資本トシ、不足ノ分ヲ課出至当
ナラン、

一 第三、課出ニ付テハ、先般家屋ハ勿論米穀其他諸財衣類等ニ至迄、
多クハ焼失且紛失、困苦ニ耐兼候上、今日ニ至テモ乍漸古板・庭
類ヲ以テ、極可也雨露ヲ凌キ候者不少、又全ク小屋掛モ不致、今
ニ農舍等ヘ寓居ノ者モ有之、前記通り小屋掛イタシ帰住ノ者モ、
雨露黴滴シテ起臥ヲ不安、殊ニ生計ノ道ニ苦ミ、不得止追々家作
料等御加増歎願ノ者而已ナレハ、這回課出ニ付テハ人民ノ膏血ヲ
絞ル而已ナラス、骨ヲ粉ニシテ釀金ノ場合ニ候ヘハ、夫々關係ス
ル人員ハ下情旁今日ノ景況ヲ照然ト熟察、一層注意ヲ加ヘ、課出
ニ臨テモ更ニ異儀不相立様方法ヲ決定シ、尚又衆人ノ見込旁普ク
討論シ、惡ヲ捨テ善ヲ取ルコソ至当ナランカ、假令其惡ヲ捨ルニ
付テモ懇々ト深ク説諭シ、同論ニ帰服イタシ候様有之度、

一 第四、課出方法ニ付テハ、淵辺中介見込通ナレバ是ヲ記載セス、
一 第五、中洲学校之儀ハ、地所共ニ従前三方限有^(志カ)士族中協力ヲ以
テ買入建築ノ末ナレバ、今般士族平民合一再設ニ付テハ、前ノ地
価ヲ戸数ニ割并シ、自然不相分候ハ当時売買ノ価至当ヲ究メ同様

割并シ、一戸ニ付何程宛ト定メ差出サセ可然、従前課出イタシ居候士族之分ハ、右割合此節別段差出スニ及間敷候、

一第六、第一条ニ申候通誰彼ヘ命シ、方限中ニテ一先篤ト協議ヲ尽シ、衆議ノ決タル所ヲ以テ、再設ノ都合ニ立至候様有之度、

一今般課出ノ者、幾度モ督促ヲ受不得止差出、今日ニ至テハ取還度申者モ有之哉ニ相聞ヘ、畢竟協議ノ行届サルヨリ右次第、甚如何ノ至ナランヤ、

右、見込申出様承リ如斯ニ候、尚下情旁御照察可否ノ御答ヲ相待候也、

三月

高島一次

4、高島一次尋問書

区長ヘノ尋問書

一中洲学校再設ニ付見込申出様承リ、先日書面差上置候云々、何様之御吟味候哉承度申述候処、今ニ同席出席無之故吟味ニ不涉、乍然右書付者上村行徴江差出置候段承候事、

一再設之儀者、方限中協議之上着手相成リ可然申立置候処、最早区長差図ヲ受ケ着手相成候段、岩切八兵衛より承り候、就而者右地所、従前有禄士族中協力ヲ以買入置候場所ナレバ、不勝之者モ有之候付、篤ト一先ツ協議之上着手相成リ至当与申述候処、右者令より差図ヲ得達置候事ナレバ、自分老人左様申出候而も差留儀不相整、此上者裁判ニ掛度成行書付ヲ以申出様承り候付、成程裁判ニ被掛儀候得者、自分ハ決テ恐る儀ニ無之候付其通致度、乍併上村行徴右書付被取置候事ニ付而者、同人江も打合せ、尚又致熟考、何分可申出旨申出引取候事、

一右ニ付及熟考候処、裁判ニ掛るとの一条、令殿より差図を受為被申訳歟、又ハ職掌を以被申候訳歟、大キニ疑惑ヲ抱候付、両様之間詳細書面を以承度、因而ハ御方より初発裁判ニ掛度為被申聞事候間、御方原告人ニ而成行申立相成度、左候ハ、自然御呼出可有之、右を相待、自分ニハ被告人と相成リ罷出、逐一ニ致言上、第一利害得失判然スル議ヲ冀望スル而已ニ而、別ニ全ク余念無御座候也、

右之通御照会ニ及候間、何分御回答承度候也、

四月四日

高嶋一次

上村行英殿

5、某(高島一次)尋問書

学資釀金云云ニ付、御回章ノ趣了承致シ候、学校再設ノ儀ハ最善最美ナル一挙タルニヨリ、喝々昧々トシテ敢テ諸君ニ左祖スル所也、然リト雖資金賦課ノ儀ハ、一步ヲ退テ沈思スルニ異存ナキニ非ス、如何トナレハ、官給家禄其老石ハ草高老石ニ見做シ、老石ニ付金四錢ツ、醗集シテ、追テ賦課ノ方法一定ノ上、釀金超過スル時ハ戻シ付、又不足スル時ハ更ニ釀金ヲ乞ハル、ノ議論ハ、経費ニ適當スルヤ否モ計算セス、只禄多寡ヲ以貧富ヲ区別シ賦課スルハ是何ノ意ソ、士族ハ禄ハ多クトモ財ハ寡キモ有之、又禄ハ寡クトモ財ハ多キモ有之候ヘハ、真ノ貧富ヲ審ニ知スルハ至難ノ事ナラスヤ、然ルニ今ヤ兵乱ノ後、三五小区内ノ人民概ネ財産ヲ失ヒ、客年分金禄公債証書利子モ僅半額八部ヲ下ケ賜ヒ候迄ニテ、生計ノ方法モ困苦ニ耐兼、且先般郷校創建ニ付テモ有禄士族ハ石高二賦課シ、相応釀金致シ候末ニモ有之候ニ付、這回ハ先ツ本年十二月迄ノ経費ヲ一切予算シ、

之ヲ三五小区内士族平民ヲ問ハス、一般戸数ニ割り并シ候方可ナラシカ、若シ極々困苦セシメ、有志候テモ醸金不整者有之時ハ、予テ十目ノ見ル所モ有之候ニ付、弥事実徑庭ナキニ於テハ不得止ノ情故ニ付、其弁償ハ追々学資献金モ幾分力貯蓄可有之ト存候間、官江情状ヲ開申シ、交付ヲ仰キ可ナランカ、夫是スル内ニハ賦課ノ方法モ一定スルナランカ、左スレハ期月ヲ定メ經費ヲ予算セスシテ、官給家禄モ一般草高二見做シ、殊更士族平民ヲ區別シ、賦課ノ末醸金大ニ過不及ヲ生スルヨリ、實際ニ於テ隔靴抓痒ノ杞憂モナク、人心ノ飯從モ可ナル条理ナラスヤ、僕愚昧ノ身ヲ以諸君ノ高評ヲ漫議スルハ恐縮ノ至候ヘトモ、懷意アル者ハ開陳スヘキ旨御懇示ニ預リ候ニ付、陋見ナガラモ黙々ニ付スルハ却テ不本意ト存シ、今一往御参考ノ為此段及續述候間、尚又得ト御協議ノ上御駁弁相候也、

明治十一年三月

姓名

第二大区小三四区

正副戸長

御中

学校世話掛

御中

6、淵辺中介申出書

中洲学校再設資金醸集云云ノ儀ニ付、異存アル者ハ可申出旨、戸長・学校世話掛連名ヲ以回章相達、学校再設ノ儀ニ付テハ実ニ善美ナル一挙ニ付、一同喝采シテ左祖スレトモ、資金醸集ノ方法ニ付テハ隔靴抓痒ノ憂有之候故、陽ニハ同意ナレトモ陰ニハ不同意ノ者共不勘、紛々ノ次第、尤私ニ於テモ異存ナキニ非ス候ニ付、懷意ノ旨趣ハ不聞書面ヲ以詳細申立置候間、利害得失ヲ明解シ候上、資金醸集ノ着手ニ可相成トノ心得ニ候処、豈計、区長ヨリ異存アル者ハ夫形ニ召

置候様御達ノ由ニテ、資金醸集ノ名簿ニハ私姓名ヲ除キ候趣承及、私ニ於テハ醸集ノ方法衆議同一ニ販スル上ハ、全ク醸金ヲ辞スル心意ニ無之、予テ学校再設ノ儀ハ頼ニ冀望スルノ処、右次第不公平ノ御処分ト遺憾不少、然ル処尚又私懷意ノ趣書面ヲ以可申出旨、副区長上村行英ヨリ士族高島一次ヘ御達ノ趣了承致シ候、資金醸集ノ方法ニ付テハ、曩キニ戸長・学校世話掛中ヘ申立置候通ニテ、今日ニ至リ更ニ毫モ異論無之候間、其趣ヲ以右両役員江御照会相成、今一往得ト御高評ノ上、申立ノ趣可否ノ御沙汰至急承知致シ度儀ハ勿論、即今ノ景況ニテハ物議喧々、實際ニ於テ不可然儀ニ付、願クハ人心同一ニ販シテ、快ク醸金スル様御処分相成度、此段申出候也、

第二大区三小区士族

十一年三月卅日

淵邊中介

正副戸長

御中

7、上村行英答書

中洲小学建設事件ニ付御答

中洲小学建設出金一条ニ付、御方不服之訳有之段種々承ル趣旨ノ候付、此儀者鄙生一存ニモ不能、イツレ同僚共江も示談可致訳ニ付、御互ニ口達之儀者転伝行違も相成儀も難計候間、何分書面を以承置度申入候処、委細書面を以御示ニ預り候、右事件ニ於テハ、初メ該区学校世話掛より区内一統江回章之上、旧草高壺石ニ付金四錢ツ、致募金、同意之上者右金員を以致建築度トノ事ニ而、正副区長承認之上伺出御許可相成候処、御方二者右出金草高二課スル訳無之、イツレ戸数平等ニ配賦至当之筋被申立、尤区内ニモ右出金ニ付而者不同意之者度不少ク、一世話掛共初発区内江親シク協議セス、旁疎漏

之処より右次第之事、勿論段々不服之廉も有之候付、速ニ当分之学校世話掛を廢シ、更ニ区内徳望ある者を被相掛度、尤該校之儀者、初メ区内有禄士族中協議を以買入置候場所ニ付、当分建築取掛居候得共、右次第一統江協議も無之事故、目今造作イタシ候儀者差止具候様承候付、学校建設之儀者御案内も可有之、騷擾後廢校殆ト一周年、幼稚輩教導之道を失ヒ、日々遊戯を事トシ、実ニ歎息無申迄事故一同焼庭雨露サヘ難凌、困難之際ながらも之ヲ見ルニ忍びス、奮て金錢を抛チ、学校建設スル坏ト者至而美事之詛ニ付、該区人民募金ヲ以建築以多シ度与之趣者、実ニ殊勝之儀ト被存候間、経伺御許可之上既ニ造作着手ニも相成居候次第、勿論世話掛陟黜沙汰之儀者是亦不輕事件ニ有之候処、当分同僚青山・松元も病氣出勤無之、此小学校開設之儀者、初より三人共承届吟味之上之事なれば、鄙生一人ニ而差止之可否即答も難整詁ニ候間、同僚出勤迄も暫時御猶予可給、其上者篤ト評議を尽シ、何分可及御報申入候処、同僚出勤無之而者、一人ニ而経伺旁取捌出来兼候訳も有之間敷、甚不承知之段細々承候得共、何分ニも此際ニ至リ而者双方入組タル事件ト相成候付、イツレ同僚協議之上ならでは草卒ニ伺出之儀難出来、勿論鄙生二者当分徴兵署別勤寸暇無之故、暫時之間御待給度申入候得共、相互ニ論弁趣を異にシ、埒明く事ニ無之故、此上者如何様兩人論判イタシ候而茂空論迄之事候間、鄙生申分御不服之事なら、現行行書面を以被申立候得者、おのつから御詮議も可有之、其上別生、不条理之廉判然ニおいてハ、おのつから免職ニも可相成、又ハ裁判にても相成り可申、其辺の処ハ聊構無之旨、及御答置候事、

右者、中洲学校設事件ニ付、過日御方と及御応対候次第、右之通御座候、尤裁判云々之儀者前題陳述之通ニ而、此方趣意と者

致齋齋居候、此旨及御回答候也、

十一年四月六日

上村行英

高島一次殿

8、第二尋問書

第二 尋問書

一 今般、中洲小学校設ニ付、令殿よりハ有志人数募金を以、建築可致旨御達相成候由、然るを別ニ課出方法を設け、区内人民江告知する廻章、御覽後其俣御施行相成り、令殿御趣意ニ抵触するハ何等之御吟味ニ候や、

一 課出方法者、追而可申上旨御伺済相成り候を、直様前条課出方法御施行、督促迄も相成り、区内人民苦情を鳴し候儀、是又何等之御吟味ニ候や、

右之両条、細詳御回答至急承度候也、

9、上村行英答書

中洲小学再設資金一条ニ付、御照会之趣有之御答

第一条

一 中洲小学校再設ニ付、課出方法ハおのつから追而衆議ニ決すへき儀候而、此節之募金者一般課出之治定ニハ無之、学校引直ニ付一時資金を乞ふと有之、決而御趣意ニ抵触する訳合とハ不相見得候、尚其節世話掛より之回章文面、篤与御熟覽有之度候事、

第二条

一 此節造作取掛り候儀者、区内有志寄附金又ハ請ニ応し出金相成、右を以既ニ落成之場ニ立到り、就而者再興を喜ぶ者多数と相見得

候、然共御方より区内人民苦情を鳴らし候段被申立候儀ハ、誰々と確證も有之事候や、尚書面を以人名等詳細致承知度、其上者篤与吟味を尽し、尚及御照会べき候事、

右者、区長青山良啓へも致示談、此旨及御答候也、

副区長

十一年四月九日

上村行英

高島一次殿

10、高島一次答書

一 今般中洲小学校再設ニ付、資金集募之方法左条也と相見得、売買
祿旧草高老石、又ハ家祿老石草高ハ見做し金四錢宛と取究、廻章
相成候儀、資助と唱へ課出之名者不相見得候得共、現実課出方法
設たるハ毫も無疑、勿論一般課出治定之儀、御方并世話掛リ等決
定可致儀ニ無之、是ハ無申迄も事、全く令殿御趣意ニ致抵触候儀、
目下差知たる訳にして、至而模糊曖昧之御答、決而氷解不致、各
自志を以差出様との事なれば、縦令資助之名者無之共、令殿御趣
意ニ叶ひ至当至理与相心得候、

一 前記之通り方法を設け課出被達たるハ、是又無相違、然ルに督促
迄も相成り取円め、夫を有志之寄附金又者請ひ金と名者唱へ候て
も、現事方法を設けたるものにして、今日ニ至り有志と寄附金杯
とハ意外千万、且苦情を鳴らし候者戸長江御糺し相成候ハ、逐一
二可相分、尤課出不差出者ハ皆苦情を鳴らし候訳ニ而、其篇之処
御察ハ無之哉、右課出喜んで差出候者ハ誰彼そや、適々致課出者
も、現在苦情を抱き候者も有之候、僕二者見込ミ有之候ニ付、左
様御心得可被成候、

右之通御承知有之度、此段及御答陳也、

四月十二日

高嶋一次

上村行英殿

11、青山良啓・上村行英連署答書

中洲小学校再設資金集募一件ニ付、御掛合之趣致承知、右者過日当
事務所ニ於て御面談ヲ遂ケ、尚又今日該区世話掛へも篤与御示談之
趣も有之候由、前書ニも陳述之通、第一再興至急を要する所より、
区会等ニ熟議ニ涉らす、回章耳を以募集候儀、今更ニ相成候得者疎
漏之次第、夫カ為区内人民苦情ヲ鳴らし候様ニてハ、実以不容易次
第、拙者共ニも其實不免儀ニ御座候、初より賦課方法相掛ケル本志
ニハ決而無之由ニ候得共、草高等ニ数ヲ立、資助と請求すれば、賦
課之意味なしとも難言与者左も可有之歟、此儀者双方先ツ論を止め、
此上者尚区会を催し、可返者返し、可取ハ取り、其宜キニ随度、尤
将来維持之方法尚更至難之儀ニ付、是又区会之決議ニ任セ度候間、
左様御領承被下度、此旨御答ニ及候也、

副区長

上村行英

区長

十一年四月十六日

青山良啓

淵邊中介殿

12、上村行英答書

中洲小学校再設資金一条ニ付、御見込之条々々御尤ニ被存候、御文
面中区長より異存ある者ハ夫形召置候様相違、御方姓名相除キ候段、

右者全ク事実相違之儀ニ而、此節之事件タル、第一再設至急ヲ要する所より、草高等江資助金を請求之筋、回章文面ニモ相見得、決而賦課方法治定之訳ニ無之故、同意之面々丈ケ醸集之筋ニ有之、就而者后来学校維持之法ニおひては、貴論之通篇与区內衆議を尽し、人心同一ニ帰シ候様取計度訳ニ付、其段ハ兼而区長江も及示談置候間、此段為御安心形行及御報候也、

副区長

十一年四月九日

上村行英

淵邊中介殿

13、淵邊中介尋問書

中洲小学再設資金募集ノ議ニ付、申立候条々一々尤ナル儀ト御答書ノ趣、以外ノ大幸ニ候へ共、御面中ニ了解難致廉々有之候ニ付、更ニ左ノ通及御尋問候、

一区長ヨリ異存アル者共ハ夫形召置候様御達ニ依リ、資金醸集ノ名簿ニ姓名ヲ除キ候事実相違ノ儀云々ト相見へ候へトモ、其資金ヲ醸集スル回章第二三条但書ニ、異論ノ御方ハ尚善良ノ見込ヲ承リ、可然ハ速ニ御内意致スナリト有之候ニ付テハ、贅言ナカラモ見込ヲ申立候者有之ニ於テハ、縦令再設ハ急ヲ要スルトモ可否ノ沙汰ニ及ヒ、衆議一決ノ上醸集ノ着手ニナルコソ至当ナルニ、回章ノ趣意ヲ貫キ、懇切ニ見込ヲ申立候テモ何等ノ沙汰モ無之、右次第姓名ヲ除キ、直様醸集ノ着手ニナリタル儀、貴君ニハ如何御心得ニ候哉、僕ニ於テハ甚疎漏ノ御処分ニテ、夫等が為区內人心不服ノ姿態トナリ、今日ニ至リ一同快ク醸金スル場ニ至ラサルハ、畢竟着手ノ順序ヲ誤ルト云サルヲ得ス、歎息ノ至ナラスヤ、如何、

一草高等へ資金ヲ請求ノ筋、回章文面ニモ相見へ、決テ賦課ノ方法治定ノ訳ニ無之、同意ノ面々丈醸集ノ筋ニ有之ト御答書ニ相見へ、尚又回章ニ照シ候処、文面ニ賦課スルノ二字ハ無之候得共、学校引直且開業ニ付、其費用ニ要求スル資金募集ノ方法ハ左条也ト条目ヲ掲載シ、売買禄并官給家禄ヲ悉皆旧草高二見做ラシ、老石ニ付金四錢宛資助ヲ乞ヒ、序下一般賦課ノ方法相定リ、草高老石分ヨリ資助ナリタル金額過当ニ及時ハ、一般定リノ方法ニ照準シ、幾分ノ余金ヲ当人江返却シ、若シ一般定リノ方法ニ不足する時ハ、其余分ノ資助ヲ乞フトハ有之候得共、同意ノ面々丈醸集スル筋ニハ見ヘス、因テハ、名ハ資助金ヲ乞フト唱候テモ、現実ハ賦課ノ方法ヲ設ケタルニハ毫モ疑ナシ、再設ニ付有志ノ者ヨリ資金ヲ乞フノ趣意ナレハ、經費幾分ニ及候ニ付、各自志ヲ以寄付候様、懇々回章ニ及フコソ至当ナルニ、前記ノ如ク、草高等へ相掛金員ヲ定メ醸集ヲ乞フハ、決テ課出ト云ザルヲ得ス、然レハ有志ノ者共募金ヲ以テ再設スヘシト、許可相成候御趣意ニ抵触スルハ、論ヲ俟スシテ明ナルニ似タリ、如何、

右者、一昨日御答書之趣ニテハ了解難致、廉々前条ノ通候間、願ハ僕が評論スル趣意ヲ、今一応御同僚方ト御熟議ノ上、利害ヲ咬然ト御書面ヲ以承知致シ度、予テ御懇意ノ貴君ニ対シ斯ク申立候而ハ、余リ意地ヲ立ルナト、御考モ難計、殊更即今御繁務ノ際、御手数ヲ相掛ルモ如何ト彼是恐人候得共、這回ノ一挙ニ付テハ、区內人心ノ向背ニ関シ追次物議ヲ生シ候情故ナレハ、事実曖昧ニテハ一同順服致間敷、僕ニ於テモ尚安心難致候間、曩キニ申立候条々、弥尤ト被存候ニ於テハ、其趣法ヲ区內へ御施行可相成哉、又ハ学校世話掛等ノ着手通可被召置哉、両様ノ間御決議ノ趣、是

亦至急御書面ヲ以御回答承知致度、此段申出候也、

士族

明治十一年四月十一日

淵邊中介

副区長

上村行英殿

二、大口小学関係書類

1、赤星為巳具申書

七月廿七日ニ到ス

為巳、去歲一月ヲ以テ任ニ就キ、匪勉職ヲ奉スル斯二一年七ヶ月、而モ土地辺僻、尚且儉安ノ民情遽力振興シ易カラス、随テ学歩ノ障礙ヲ為スモノ亦少シトセス、銖累錙積漸ニ歩ヲ進メ、本月ニ至リ下等卒業試験生徒僅々十四名ヲ得タリ、因テ今其試業人名簿并試業期日等ヲ具申スルニ当リ、十二年一月ヨリ本年七月ニ至ルマテ、生徒ノ増減・進歩、教員ノ任免・勤惰及当今ノ急務等、梗概ヲ撮録シ以テ奉呈、

大口小学訓導

明治十三年七月廿五日

赤星為巳印

郡長久保田明那殿

2、生徒増減進歩の概況

生徒増減進歩ノ概況

十二年一月、始テ教則ヲ仮定シ、生徒ノ学業ヲ試験シテ其等級ヲ分

ツ、下等六級ノ科ヲ卒ルモノ十六名、八級ヲ卒ルモノ十九名、八級ニ止ルモノ四十六名、生徒総員八十二名、之ヲ学令人員ノ数ニ比ス、一分一七二過キス、是以同年十月戸長ト議シ、父兄ニ諭スニ、子弟ヲ教フルノ責任アルヲ以テス、尔後学ニ就クモノ漸々増加、二百七十余名ニ及フモ皆男子ニシテ、女子ハ纔カニ七名ノミ、是レ父兄ノ意、女子ヲ教フルヲ以テ益ナシトスルニ由ルナリ、之ヲシテ誘テ学ニ入ラシメント欲シ、別ニ織工・裁縫ノ二科ヲ置キ、業既ニ其教師ヲ聘スルモ如何セン、戸長各村ニ分任ノ後ハ、其事務ヲ助クルモノ無キヲ以テ之ヲ廃止ス、当今生徒現員二百六十四名、男二百五十五名、女九名、内下等一級ニ在ルモノ十四名、四級十九名、五級二十九名、六級四十七名、七級八十五名、八級七十名、

3、教員任免勤惰の概況

教員任免勤惰ノ概況

十二年一月以来、教員ノ職ヲ辞スルモノ五名、転任スルモノ一名、新タニ任スルモノ三名、生徒ハ増加シ教員ハ減少スルヲ以テ、授業上大ナル困難ヲ生出ス、因テ同年十月ヨリ、高級ノ生徒若干名ヲ撰ビ授業生トシ、下級ノ生徒ヲ教授セシム、而シテ授業生ヲ教授スルハ、定規授業時間ノ外ヲ以テセリ、教育全備ノ学校ニ比対スレハ、生徒ノ不幸実ニ言フ可カラサルモノアリト雖モ、亦已ムヲ得サルニ出ツ、且十二年中ハ教員ノ勤メニ怠ルモノ頗ル多カリシガ、本年ニ至テハ大ニ其体面ヲ一変シ、教員協同約束ヲ議定シ、違約追徴法ヲ設ケテ其不勤者ヲ矯正シ、又常ニ校内ニ寄宿シ、生徒授業ノ余暇ヲ以テ自己ノ學術ヲ勉強シテ、其地位増進ノ道ヲ計ル等、教員ノ任タル重且大ナルヲ察スルノ、如シ、方今現在ノモノ訓導一名、助訓五

名、

4、当今の急務

当今の急務

該地当今の急務ハ、役員其人ヲ得テ以テ学務ヲ負担セシメ、人民ヲ勸励シテ向学ノ志氣ヲ鼓舞スルニ在リ、蓋シ学校ノ盛衰就学ノ多少ハ、悉皆人心ノ向背ニ依固セサルハナシ、人誰レカ其子弟ヲ愛セサルモノアラン、又誰レカ其子弟ノ賢ナルヲ欲セサルモノアラン、苟モ其子弟ヲ愛シ、其子弟ノ賢ナルヲ欲スルモノニシテ、学校ヲ道路觀望シテ、其子弟ヲ教フルヲ欲セサルモノハ他ナシ、父兄ノ心志学事ニ帰向セサルニ由ルノミ、然ラハ則チ学規完全ナリト雖モ、教師善良ナリト雖モ、其外圍ニ周旋シテ之ヲ經綸スルモノアルニアラサレバ、到底学事興隆ノ結果ヲ期ス可カラサルモノアリ、今忍耐不撓專ラ外圍ニ周旋スルモノアリ、而シテ教員内ニ在テ大ニ教育ノ実効ヲ彰ス寸ハ、則チ人心感化学事ノ進歩ニ速力ヲ加フルモノアラントス、然ラサレハ他日不測ノ原因アリテ、瓦解ノ勢ヲ醸成スルモ亦知ル可カラサルナリ、

5、高城貞芳・赤星為巳連署届書

本校生徒之中拾四名、来ル八月五日ヨリ同七日迄日数三日間、下等小学卒業試験施行候ニ付、別紙人名簿相副、此段御届申上候也、

大口小学訓導

明治十三年七月廿六日

赤星為巳印

戸長

高城貞芳印

高城郡役所

御中

6、大口下等小学卒業試験生徒名簿

下等小学卒業試験生徒名簿

愛 甲 善 熊
十五年八ヶ月

寺 師 宗吉郎
十六年十ヶ月

押 川 喜市郎
十六年

生 駒 愛次郎
十五年

大 脇 寅之助
十四年五ヶ月

山 下 介 象
十三年三ヶ月

松 下 市 二
十四年三ヶ月

堀之内 正 吉
十三年六ヶ月

永 井 源之進
十三年一ヶ月

松 永 休次郎
十五年八ヶ月

篠原 平五郎

十六年九ヶ月

岩城 仲之助

十五年九ヶ月

中馬 英熊

十四年九ヶ月

村田 鶴次

十四年八ヶ月

7、学区取締費用支出規定

学区取締費用支弁方仮定

第一条 学区取締旅費及其他諸費ハ、総テ小学補助金ノ中ヲ以支消スル者トス、

第二条 前条旅費規則之義ハ、昨十一年本県乙第百三十二号及丙第百五十号達準據シ、旧区長之旅費日当ヲ支給スル者トス、

第三条 学区取締経費予算壹ヶ年金五十七円三十銭ト定メ、是ヲ其年一月・七月之両期ニ下渡ス事、

但、其費目ハ別ニ掲クル者トス、

第四条 遺払金額ハ金銭受払簿ヘ詳記シ、二ヶ月毎ニ明細表ヲ作り郡役所ニ届出ベシ、

但、川内七ヶ郷学区之義ハ高城・薩摩両郡ニ跨ルニ付、

両郡役所ヘ届出スベキ事、

第五条 出納決算之義ハ、其年六月・十二月之両期ニ合計スル事、

第六条 出納決算ニ至リ、若シ予算合高之内余贏アルトキハ之ヲ返納セシメ、他年不足ヲ生セシ時ノ準備トナサシム、

8、学区取締予算

学区取締予算費目

一金五十七円三十銭 学区取締予算高

内

金四十六円八十銭 旅費

金拾円五十銭 諸費

三、鹿兒島学校諸規則

1、私立学校設立の趣意

私立学校設立之趣意

一 此校ヲ設立スルハ、第一義氣ヲ振氣スルニアリ、義氣ヲ振氣スルハ、人間第一貴重スル所の自由権理ノ何モノタルヲ知り、我日本国人タルノ義務ヲ尽サスンハ有ル可カラサルヲ飽迄服膺シ、互ニ

淬励鼓舞スルヲ專要トス、

一 学則并科目等博學有識ノ士ニ問ヒ、和漢洋ノ三字ヲ兼不、務テ迂遠ナラサルノ法ヲ開カントス、

一 生徒ハ学令外又ハ小学々科卒業ノ者ヲ入校セシム者トス、

一 序下同盟者、毎月々末ノ日曜日懇親会ヲ開キ、生徒進歩上ヲ討論審議シ、且ツ授産上ノコトヲ評議スヘシ、序下外ハ区割ナシ、三四カ郷連帶シ、序下ノ例ニ拠リ各郷適宜ニ該会ヲ開クヘシ、而シテ毎年八月ノ大祭ハ、翌日四方団結中ヨリ三四名ヲ撰ビ、兼ネテ

〔河野半蔵殿・伊東祐高・河野主

一郎、外ニ阿多敬二・中原秀二〕

決議セシ箇条ノ得失ヲ議スベシ、

一校ノ資金ハ、旧知事公旧封内士民へ賑恤ノ為遣サレタル金ヲ以テ即チ故ノ大山綱島殿等ノ支配セラレシ所ノ金ニシテ、先般伊東中原其他諸君尽力ニ依リ取立テラレタル金株

之レニ充ントス、抑此

金ノ性質タル共有ニ係ルヲ以テ、旧封内広ク其沢ヲ被ルヲ謀ラサルヲ得ス、広ク其沢ヲ被ルヲ謀ルハ校ヲ立ルヨリ善キハナシ、若シ夫レ此金ハ共有金ノ性質ナルニ由リ、公立校ヲ設ケサレハ例規

ニ抵触スルノ説アラハ、某々ノ壺兩名アツテ私立校ヲ創設シ、其校ニ寄附金トナシ校用ニ充テハ妨ナシ、

(圖書)
「学校設建費ハ何ヨリ出ルヤ、」本文ハ校ノ資金ト有之由、学資ナルヤ」

一校則及申合規則等ハ、追テ同意ノ諸君ト服議上論定セントス、

2、鹿児島学校設立の趣意

明治十四年七月刊行

鹿児島学校設立之趣意

二万四千里ノ狭土ニ居リ、三千四百万人中蟄戸佃民過半ニ居ルノ貧国ニシテ、亜細亜ノ東方ニ孤立シ、驚獅ノ英魯独仏ト交リ、能ク其独立ヲ保持シ、能ク其国権ヲ墜失スル無キヲ欲セハ、尋常一般ノ奮勵努力豈ニ能ク之ニ当ルヘケンヤ、須ラハ汝カ安眠ノ枕ヲ碎キ、汝カ坐食ノ卓ヲ毀チ、早起肝食、夫ノ武ヲ左ニシ、夫ノ文ヲ右ニシ、以テ我日本帝国ヲ振起興作スルノ法ヲ講究セサル可ラス、維文維武此両輪両翼ヲ外ニシテ、此国ヲ振起興作スルノ良法ナキハ古先聖哲ノ悉言スル所、今將タ文ヲ措テ何ヲカ求メン、

然リ而シテ人名分アリ、上廟堂ニ立テハ一国ノ振起作興ヲ謀リ、下モ郷党ニ在レハ一郷ノ振起作興ヲ憂ヒ、上下交モ其謀ヲ同フシ、其憂ヲ共ニシ、是ニ於テカ一国一郷能ク振起作興シ、以テ独立ヲ保持

シ、国権ヲ擴張シ得ヘキナリ、今ヤ我海陸軍制ハ其法ヲ英仏ニ取リ、独逸ニ倣ヒ、平時其和ヲ保チ、戰時其威ヲ示スヘシト雖トモ、戰士艦卒軍陣ノ規律ヲ守リ、邦国ノ為メ死亡ヲ顧ミル者ナキニ至ルハ、独リ軍制ノ善良能ク之ヲ致スヘキニ非ラス、同胞兄弟我國権ヲ重シ、我独立ヲ愛惜スルノ至情アリテ、硝雲彈雨ノ間ニ哮吼翔翔スル驚獅ヲ驅逐スルノ忍耐カニ頼ラサル可ラス、此則チ余輩カ右文ノ世ニ居テ左武ノ一日モ忘ル可ラサルヲ説ク所以ナリ、嗚呼我日本帝国ノ士人ハ、勇悍敏捷ノ質ニ富サルニアラス、数千年來東洋ノ一隅ニ僻在シ、外国トノ交際ヲ絶ツト雖トモ、一旦振起シテ欧米ノ良法善政ヲ採択セント欲スルトキハ、千百ノ障害進路ニ横ハルモ一往直行シ、僅々十数年ニシテ制度文物ヲ革新シ、廢藩置縣・四民同權、何ヲカ憚テ改メサル所アラシヤ、長驅シテ彼カ美域ニ入り、以テ衡ヲ中原ニ争ハント欲スルモノナリ、

余輩ハ亦何人ソ、鹿児島県下ノ人民ナリ、即チ日本帝国ノ一部分ナル日隅薩三州ノ人民ニシテ、明治維新ノ時ニ当テハ、内ハ弊政ヲ釐革シ、外ハ国権ヲ振起スルカ為メニ、粉身以テ我帝国ヲ作興スルニ与ル所ノ良民ナリ、然ルモ其俊才英傑見ル所世ト違フ有テ、明治十年九月某日城山一縷ノ煙ト為テ消亡セルノ後チ、率先者ノ欠亡ヲ以テ、年來養フ所ノ廉耻ヲ重シ理義ニ殉フノ風殆ト地ヲ払フテ竭ルニ至リ、商売ト錐力ノ利ヲ争ヒ、人情日ニ輕薄ニ移リ、風俗壞頽士氣衰耗、面ヲ掩テ見ルニ忍ビサルモノアリ、苟モ国ヲ愛シ郷里ヲ思フノ士君子ニシテ、誰カ之ヲ哀マサルモノアランヤ、之ヲタニ哀惜セスンハ天下亦哀惜スヘキ事物ナケン、無情ノ草木尚ホ之カ為メニ慘憺ノ状ヲ訴フカ如シ、

之ヲ上ニスレハ、廟堂其人有ツテ邦国ノ作興ヲ憂ルアリト雖トモ、

郷党亦其人有テ相共ニ之ヲ振起スルニ非スンハ、四肢羸瘦以テ軀幹ヲ斃スヘキナリ、今ヤ政治統一スル所アリテ、又昔日ノ鹿兒島藩アルニ非サレハ、挙テ之ヲ廟堂諸公ノ任ニ帰シ、棄テ之ヲ傍觀セン乎、村落積テ府県ヲ成シ、府県積テ国ヲ成ス、苟モ邦国ノ不振ヲ憂フレハ、府県村落ノ作興ヲ謀ラサル可ラス、況ンヤ鹿兒島ノ如キハ、兵燹ノ余壞頽衰耗ノ悲況ニ沈メルヲ以テ、之ヲ培養シ之ヲ振起スル者アルニ非スンハ、何レノ時力作興ノ美績ヲ奏セン、之ヲ作興スルニ良法アリ、之ヲ振起スルニ捷徑アリ、請フ、諸君ノ為メニ之ヲ説カシ、

右文左武ノ邦国ヲ作興スルノ輪翼タルハ、古先聖哲ノ悉言スル所ニシテ、諸君ト雖トモ、余輩ト雖トモ、之ヲ措テ他ニ求ムヘキ良法ナキハ、上文已ニ之ヲ論セリ、熟ラ我郷里ナル鹿兒島県ノ人情風俗ヲ考フルニ、昔ニ在テハ所謂尚武ノ土地ニシテ、夫ノ文教ノ事ニ至テモ、敢テ他府県ニ譲ルナキハ余輩力確信スル所ナレトモ、其武ヲ以テ其文ニ比スレハ、軒輊スル所アリト云ハサル可ラス、九泉若シ起ス可シハ、地下ノ先輩ト雖トモ亦此品評ニ頷クコトアルヘシ、故ニ尚武ノ遺教今尚留存スル者有テ、文教ノ頹廢ニ比スレハ同日ノ談ニアラス、然リ而シテ、今日ハ果シテ如何ナル時代ナルソ、右文左武以テ邦国ノ独立ヲ保持シ、以テ国権ノ墜失ヲ防禦スルノ時ナレハ、国民競フテ其文教ノ不振ヲ憂ヒ、其武備ノ欠亡ヲ慮テ、或ハ国会ヲ開テ政治ヲ釐革セント論シ、或ハ海陸軍ヲ拡張シ国権ヲ振作セント説キ、或ハ鉄道・築港・開墾ノ起業ヲ唱ヘ、各其知識ヲ研磨シ、各其學術ヲ講究シ、日モ亦足ラサルノ形勢ナレハ、将来帝國ヲ作興スルノ民ハ、他府県ニ其人多フシテ我郷里ニ寥々タルノ恐ナキニ非ス、尚武ノ事ハ先輩ノ余沢辛ニ地ニ墜セス、且海陸軍制ノ有ルアレハ、

本来欠乏スル所ノ文教ヲ振起シ、才幹學識能ク国事ニ幹タル可キ英才ヲ養成スルハ、今ノ時ヲ措テ亦何レノ日ニカアラン、コレ同郷父兄ノ責任ナリ、然ラサレハ兵火ノ余災特ニ目下ノ荒涼ニ止マラスシテ、鹿兒島県下一箇ノ男兒ナキ悲況ヲ見ルモ遠キニ非サルヘシ、是ヲ以テ余輩ハ、我カ郷里ノ人ニシテ朝野ニ在ルノ人ト謀リ、善良ノ学校ヲ鹿兒島ニ設ケ、以テ県下ノ年少子弟ヲ育成シ、文教隆盛ノ基礎ヲ今日ニ築カント欲ス、其場所ハ官ニ請テ、鹿兒島ニ於ケル鎮台當所ヲ借り、資本ヲ募ツテ有識ノ教師ヲ聘シ、和漢洋ノ典籍ヲ購ヒ、人ヲ遣テ京地及ヒ他府県ヲ巡ラシメ、以テ佳良ノ學則ヲ採リ、実用ニ適切スルノ学科ヲ置キ、年少子弟知識學術ヲ研磨スルノ地アラシメハ、豈啻一地方ノ人心ヲ振起作興スルニ止マランヤ、之ヲ外ニシテハ夫ノ驚獅ヲ硝雲彈雨ノ下ニ驅テ我國権ヲ振ヒ、之ヲ内ニシテハ邦国ヲ輔翼シテ我獨立ヲ千万年ニ維持スルモ、亦此英才培養ノ一事ニ在セリト、云尔、

3、鹿兒島学校入学試験通知

別冊趣意書ニ詳悉スルカ如ク、今ヤ一日モ教育ヲ忽諸ニスルノトキニ非ラサルヲ以テ、今般仮リニ九月一日ヨリ、磯ニ在ル西洋館ニ於テ開業シ、以テ文明ノ基礎ヲ建テ、以テ邦家ノ富強ヲ築ントス、サレトモ本校ハ校則ノ冒頭ニ掲ケル如ク、小学ヲ卒業シタルモノト學令外ノ為メニ創設スルトコロナレハ、苟モ就學ニ志アル人ハ其學力ノ優劣ヲ問ハス、其來學ヲ謝絶セザルベシト雖トモ、如何セン事業草創ニシテ、諸事未タ完備セザルヨリ、此ノ般ニ限り試験ヲ以テ募集スルハ、万止ムヲ得ザルニ出ツルナリ、

本校ニ於テ生徒百余名ヲ召募候ニ付、志願之人ハ願書ニ學業履歷書

ヲ相添へ、来ル八月十五日限、各自其所轄戸長方へ申出アルベシ、
志望ノ人ハ左ノ試験目ニ合格スルヲ要ス、但シ試験ハ八月十八日午
前八時ヨリ、磯西洋館ニ於テ行フベシ、

一洋書素読（ウキルソン氏リードル第二、万国史）、一漢書講議
（日本外史、十八史略）、一作文（仮名交リ文）、一算術（比例マテ）

明治十四年七月

鹿兒島学校

執事

追加

一洋書ヲ未タ読サル者ハ、漢書其他ノ試験ヲ以テ採用スベシ、

外ニ、明治十四年七月刊行

鹿兒島学校諸規則 略ス

4、鹿兒島学校諸規則

鹿兒島学校諸規則

目次

- 。本校設立ノ旨意
- 。校則
- 。教則
- 。体育規則
- 。入校・退校之規則
- 。生徒一般ノ心得
- 。書籍出納之規則
- 。科外生之規則
- 。塾中規則
- 。証書雛形

鹿兒島学校規則

校則

- 一 本校ハ既ニ小学ヲ卒業シタル者ト、学令外ノ為メニ設クル所ニシ
テ、学科ハ英学ヲ主トシ、兼テ亦漢学・数学等ヲ教授スベシ、
- 一 本校ノ事務ヲ総轄スル者ヲ校長ト曰フ、
- 一 校長ノ下ニ在テ、諸務ヲ分掌スル者ヲ執事ト曰フ、執事ハ幹事・
会計ヨリ成ルモノナリ、

一 校長以下諸役員ノ職務ヲ区画スルコト、左ノ如シ、

校長職務

- 一 本校ニ関係スル事務ハ一切之ヲ監督ス、
- 一 本校ノ信印ヲ管守ス、
- 一 本校ヨリ他ニ対スル契約及ヒ金銀ノ収支等、総テ重要ノ事件ニハ
本校ノ信印ト自己ノ実印トヲ捺シ、以テ其事ヲ担任ス、
- 一 毎年十二月ヲ限トシテ、本校庶務・会計ノ報告書ヲ作り、之ヲ印
刷シテ校中ニ揭示ス可シ、

執事ノ職務

- 一 校長ノ指揮ヲ受ケテ、校中ノ庶務ヲ扱フ、
- 一 生徒ヲシテ校中ノ諸規則ヲ行ハシム、
- 一 生徒入校・退校ノ事ヲ司ル、
- 一 金銀ノ出納ヲ司ル、
- 一 書籍ノ出納ヲ司ル、
- 一 雇人ヲ支配ス、

教員職務

- 一 本校ノ教則ニ従テ学業ヲ授ク、
- 一 新人ノ生徒学力不適當ナル者アレバ、一月ノ中ニ幹事ニ告ケテ、

其等級ヲ黜陟ス、

一 毎月一次小試業ヲ為シ、生徒ノ学力優劣ヲ判シテ、其名順ヲ定ム、
一 毎期末大試業ヲ為シ、生徒ノ等級ヲ黜陟シ、其期中ノ勤惰表ヲ
編成ス、

一 常ニ生徒ノ勤惰行状ニ注意シ、時々之ヲ幹事ニ報ス、

教則

一 教授ノ方ハ、生徒ヲシテ専ラ文意ヲ了解シ、義理ヲ会得セシムル
ニ在リ、

一 課業ヲ予科ト本科ト二分チ、予科卒テ後本科ニ入ラシム、

一 本科ノ年数ハ大略三年ト為ス、予科ハ一定ノ年限ナシ、

一 教授本中、文典・数学等ノ類ヲ暗誦セシメ、其他ハ教員之ヲ講シ、
或ハ生徒ニ輪講セシム、

一 一年ヲ分テ三期ト為ス、即一月六日より四月廿五日迄ヲ第一期ト
シ、五月一日ヨリ七月三十一日迄ヲ第二期トシ、九月一日ヨリ十
二月廿五日迄ヲ第三期トス、

一 毎月一次、既ニ読タル書ヲ以テ小試業ヲ為シ（大試業ニ当ル月ヲ
除ク）、平日ノ勤惰表ト照較シテ位次ヲ改定ス、

一 毎月一次、数学ノ小試業ヲ為シ、毎期末ニ大試業ヲ為ス、

但、大小試業トモ数箇ノ問題ヲ出シテ之ニ答ヘシム、

一 毎期末ニ、未タ読ザル書ヲ以テ大試業ヲ為シ、以テ生徒ノ等級
ヲ改正シ、勤惰表ヲ編成シテ各証人ニ勤惰ヲ知ラセシム、

一 本科生徒ニ限り、毎期末ノ大試業ニ於テ、其期中ニ学ビ得タル書
中ヨリ数箇条ノ問題ヲ掲ケ、大意訳文ヲ以テ之ニ答ヘシム、

一 期末ニ至リ生徒ノ卒業スル者アレハ、特別ニ教員三名以上臨席シ、

未タ読ザル書ヲ以テ試業シ、又修学中学ヒ得タル数学ノ総試業ヲ
為シ、合格ノ者ニハ卒業証書ヲ渡スベシ、

但、落第シタル者ハ、次ノ級ニ入テ学ブモ本人随意タルベシ、

一 試業ノ法ハ、生徒毎日ノ教場、毎月ノ小試業、毎期末大試業ニ得
タル数学及ヒ作文ノ点数ヲ合シテ第一項ト為シ、毎月ノ小試業ニ
得タル読書ノ点数ヲ第二項トシ、毎期末大試業ニ得タル読書ノ点
数ヲ第三項トシ、此三項ノ点数ヲ各々零ヨリ百マデニ割合ヲ立テ、
其多寡モ合計シテ席順或ハ等級ヲ定ムベシ、毎期末ニ印刷スル勤
惰表ヲ亦此順ニ従フモノ也、

一 凡ソ生徒大小試業ヲ經ズト雖、拔群ノ者ハ臨時ニ昇級セシムルコ
トアルベシ、

一 生徒教場ニ於テハ、総テ教師ノ指揮ニ従フベシ、

一 生徒授業中ハ其席ヲ離ルヘカラズ、若シ已ヲ得サル時ハ教師ニ許
可ヲ乞フベシ、

一 生徒ハ授業時限ノ五分前ニ、必ス講堂ニ出席スベシ、若シ病氣等
已ヲ得ザル事故アリテ欠席スルトキハ、必ス其旨ヲ教師ニ告クベ
シ、

但、欠席スル者ハ其日ノ問ニ答フルコト能ハサル者（ト）見做ス、

一 新入ノ生徒ハ、事務局ニテ其教授ヲ受クベキ課業ノ書付ヲ渡スベ
シ、生徒ハ此書付ヲ教師ニ示シテ、其教授ヲ乞フベシ、

一 他ノ官・私校ニテ学ビタル者本校ニ入学スルコトアラバ、執事タ
ル其既ニ読タル精シク問糺シ、其上ニテ級ヲ定ムベシ、尤モ一ケ
月間試ミテ、其学力不適当ナレバ改メテ他ノ級ニ入ラシム、
一年中休日、左ノ如シ、

。毎日曜日。大祭日。毎期末大試業済後一週間。歳末・歳首

休業 十二月廿六日より 八月一日より
 一月五日ニ至ル 暑中休業 同三十廿一日ニ至ル
 一 課業表概略左ノ如シ、

予科 初級

英 ウエブストル氏 スベルリングブック ウィルソン氏 第一・第二リードル クワケンボス氏 小文典 ガヨット氏 地学初歩 バーレー氏 万国史略	漢 国史略 十八史略 元明史略	数 ロビンソン氏 ブライメリー アリスメチック 同氏 ホルストレッツソン アリスメチック
--	--------------------------	--

同 二級

グレイ氏第一 植物学 スウニル氏 羅馬史 クツウエッチ 希獵史	日本政記 日本外史	
--	--------------	--

同 三級

ブラウン氏 大文典 ミツチエル氏 羅馬史 地質学初歩 ロスニー氏小 地学初歩 博物史	文章軌範 八大家文	ロビンソン氏 ルヂメント メリスメチック ヲフ
---	--------------	----------------------------------

クワケンボス氏 物理書 マルカム氏 英国史 クワケンボス氏大 米国史 ウェーランド氏小 経済論		
--	--	--

本科 第五等

マルマム氏 白耳曼史 スウイントン氏 万国史 スチューデント 仏国史 ロスコ氏中 化学書 ヨンク氏 米政書 チャンベル氏 経済書	作文	ロビンソン氏 ハイエル アリスメチック ジヨメトリ
---	----	------------------------------------

同 第四等

カットル氏第二 生理書 ガノー氏 物理書 フラッセット氏大 経済論 ウェーランド氏 修身論	作文	ジヨメトリ トリゴノメトリ
--	----	------------------

同 第三等

ウエーランド氏 心理学 ギゾー氏 文明史 ボエン氏 経済論 ウルシー氏 万国公法	作文	
---	----	--

同 第二等

ワッテリー氏 致知学 ミル氏 代議政体 スベンセル氏 教育論 ベイン氏 修身論	作文	
--	----	--

同 第一等

ミル氏 自由之理 スベンセル氏 スタヂヲフンシヤロジ バシヤウ氏 英国政体書 アモース氏 法律学	作文	
---	----	--

課業ノ書大略右ノ如シト雖、時宜ニ因リテ変更・増減スルコトアルベシ、

体育規則

一 体操 一 剣術 一 玉投 一 走歩 一 遠行 (頭書) 「其途中ヲ見レハ
走行軟、緩行軟」
一 休日ヲ除ク外、毎日十一時半ヨリ十二時迄、運動業ノ時間トス、
一 運動時間は、生徒タル者読書ヲ禁ス、幹事之ヲ注意スベシ、
一 入寮生ハ、毎夕食一時間前運動場へ出ツ可シ、寮長之ヲ監ス、
但、雨天ナレハ此例ニアラス、
一 毎月第二・第四日曜日ハ、往復十里ヨリ多カラス、五里ヨリ少カラサル場所へ遠行スベシ、
但、雨天ナレハ生徒ノ可否ニ任ス、

一 遠行ノ節ハ、本校幹事一名同行シテ、之ヲ総轄スベシ、
一 遠行ノ節ハ、生徒中ヨリ十名毎ニ組長一名宛ヲ撰出ス可シ、
但シ組長ハ本校幹事之ヲ特撰ス可シ、
一 遠行ノ節ハ、始終組長自監スル所ノ人員ヲ改メ、幹事ニ告クベシ、
一 遠行ハ道ヲ迷フノ憂アレハ、時々待合シテ行ク可シ、例ヘハ里程六里トスレハ、凡ソ二里毎ニ待合シテ再ヒ発足ス可シ、
一 待合所ハ四五名ヲ撰出シ、発足数時間前ニ出發セシメ、其場所ヲ記サシムベシ、
但、此四五名ハ幹事特撰ス可シ、

一 運動器具ハ常ニ受持人ヲ定メ置クベシ、
一 運動業ハ勤惰表ニ掲載スル者ナレハ、一日ヲ一点トス、
一 遠行ハ一度ヲ十五点トス、
一 一ヶ月ノ全点ヲ凡ソ四十点トス、
一 大試業後ノ全点ヲ予メ定メ難ケレハ、其節極点ヲ定ム可シ、
右之規則ヲ避ケン為メ、病氣・故障等ヲ以テ詐偽スル者ハ、大試業後合数総点ヨリ各十五点ヲ減消ス可シ、

入校・退校之規則

一 毎月曜日水曜日ヲ以テ入校ノ日ト定ム、

一 入校スル者ハ其父兄ヲ以テ証人ト為スカ、或ハ当地ニ住居シテ本人ノ身上ニ事故アルトキ毎ニ、執事ノ掛合ヲ請合フヘキ者ヲ証人トシ、事務局ノ許可ヲ得テ入校スベシ、

但、証書案文ハ卷末ニ之ヲ記ス、

一 入校ノ者は受業料十錢・校費五錢、内塾生ハ塾費五錢、毎月七日マテニ事務局ニ納メ、内塾生ハ月俸三円、毎月廿五日限り、之ヲ同局に納ムベシ、

但シ米価ノ高低ニ從ツテ之ヲ増減スルコトアルベシ、炭・油ハ手賄ノ事、

一 月ノ十五日後ニ入校スル者ハ、其月受業料半減トス、月俸ハ總テ日割ヲ以テ納ムベシ、

一 他県人ニテ入校スル者ハ、入校金壹円ヲ入校ノ時事務局ニ納ムベシ、^(頭書)「□県人ニシテ□ニシテ当□県江籍替ハ如何」

但、本県人ハ此例ニアラス、

一 入校金并受業料ヲ納ムル上ハ、仮令事故アリテ直ニ退校スルト雖トモ返却セス、

一 生徒一時休学スルカ、若クハ退校スルトキハ、必ス証人ヨリ其趣ヲ認メタル証書ヲ事務局ニ差出シ、教員ヘハ本人ヨリ書付ヲ以テ其旨ヲ届クベシ、

一 退校ノ生徒再ヒ本校ニ来学スルトキハ、始テ入校スルノ例ニ從フベシ、

但、入校金ハ納ムルに及バズ、

一 退校ニアラスト雖トモ、欠席全ニケ月ニ及フ者ハ亦退校ノ者ト看

做スベシ、

一 生徒入校ノ後、本人ノ宿所若クハ証人ノ宿所ヲ移スコトアラハ、速ニ其地名・番地等細ニ認メ、必ス事務局ニ届クベシ、

生徒一般ノ心得

一 生徒ハ教員ヲ敬スヘキハ勿論ノ事、互ニ礼法ヲ重シ決シテ粗暴ノ挙動ヲ為スベカラス、

一 総テ校中ノ規則ハ固ク之ヲ守ルベシ、

一 総テ校中ノ報告ハ、必ス揭示所ニ就テ熟覽ス可シ、

一 不相当ノ衣服ヲ着シ講堂ニ出席スベカラス、

一 樂書ノ無用タルハ勿論、或ハ誤テ戸障子又ハ諸道具ヲ大ニ破損スル者ハ、事務局ニ告ケテ相当ノ償ヲ払フベシ、

一 書ヲ讀ミ文ヲ講シ事物ノ道理ヲ学フ者ハ、固ヨリ不品行ハコレナキ筈ナレトモ、若シ遊蕩無頼、士君子ノ体裁ヲ失スル者ハ、直ニ退校セシムベシ、^(頭書)「屁ヲヒツテ尻ホゾメ欬、君子ハヲトナシヒ人ノコト欬、何様ノ君子ナル哉」

書籍出納之規則

一 課業ノ書籍ハ大概之ヲ貸スト雖トモ、其他ノ書籍及ヒ初学ノ讀本・漢籍等ハ、成ルベキ丈ケ自弁タルベシ、

但、内塾生ニ限り、原書・字引ヲ貸スコトアルベシ、

一 書籍ヲ借用セント欲スル者ハ、事務局ニ至リテ其赴ヲ告ケ、書籍借用簿ニ書名・冊数及借用ノ年月日ヲ記シ、姓名ヲ認メテ其下ニ小印若クハ実印ヲ捺スベシ、

一 毎月一回講堂ニ於テ書籍ヲ調査スルカ為メ、借用ノ書籍ヲ一旦返

納スベシ、此規則ニ背ク者ハ決シテ書籍ノ借用ヲ許サス、
一借用ノ書籍ヲ大ニ汚穢破損シ、若クハ之ヲ紛失スル者ハ、現品又ハ相当ノ代価ヲ以テ償フ可シ、

科外生之規則

一科外ハ専ラ晩學生ノ為メニ設ケタル者ナレバ、何様ノ事情アリトモ廿歳以下ノ者ハ此科ニ入ルヲ許サス、
一学科ハ正科中何書ヲ論セス、本人ノ随意ニテ何様ニテモ聴講スルヲ許ス、漢学・数学モ亦同断ノ事、

但、一卷ノ書ヲ讀ミ終ルカ、或ハ一期開業ノ時ニアラザレハ、他書ニ移ルヲ許サス、

一毎期ノ末ニ試業ヲ為シテ其学力ヲ判シ、甲乙ヲ定ムベシ、

塾中規則

一午前六時・午後十一時ヲ起臥ノ常刻トス、床ニ就クトキハ必ス火ヲ消シ燈ヲ滅スベシ、
一毎朝必ス各自室内ヲ掃除スベシ、
一外人ハ塾中ノ私席ニ入ルヲ禁ス、用談ハ応接ノ間ニ於テスベシ、
一内塾ノ者ニテモ、成ルヘキ丈ケ各席・各室互ニ近ツクベカラス、
一門ノ出入ハ日出ヨリ夜第十一時ヲ限ル、度々門限ニ後レ或ハ外泊スル者ハ、其用向ノ公私ヲ問ハス止塾ヲ断ハルベシ、
一金銀其他大切ノ書付等ハ、生徒ノ望ニ因リ事務局ニテ預ルコトモアルベシ、
一金銀ノ貸借ヲ禁ス、
一高声放歌ヲ禁ズ、

通學生証書 用紙ハ美濃紙

證

一夜中音読ヲ禁ス、
一飲酒ヲ禁ス、
一玩弄物ヲ禁ス、
一角力ヲ禁ス、
一事故ヲ告ケスシテ、在塾ヲ断ルコトアル可シ、本人並ニ証人之ヲ問フ可ラス、
入校ノ生徒ハ、必ス県下居住、身元正シキ人ヲ以テ、左ノ如キ証書持參スベキ事、
但シ保証人移住ノ節ハ、其趣ヲ事務局ヘ直ニ申シ置クベキ事、

何府県華士族平民
何誰子弟

何誰

明治何年何月
何年何ヶ月

右、今般入学相願候上ハ、御校則為守可申者勿論、当人ノ所業ヨリ差起候一切之事件ハ、拙者引請可申候、尤モ退学ノ節ハ書面ヲ以テ御断可申候、依而證書如件、

何府県華士族平民

年号月日

證人

何誰印

宿所

鹿兒島學校

執事御中

入塾生徒證書
用紙ハ證卷界紙 證

何府県華士族平民
何誰子弟厄介

誕生日

何誰

明治何年何月
何年何ヶ月

右、今般入塾相願候上ハ、御塾則為守可申候儀ハ勿論、当
人之所業ヨリ起り候一切ノ事件ハ、拙者引請可申候、尤モ
下宿・退塾共拙者罷出候力、又ハ證書ヲ以テ御断申上候節
ハ、御許可可被下候、
一病氣等之節ハ、御差図次第早々下宿為致可申候、仍而證
書差出候也、

何府県華士族平民

年号月日

證人

何誰 印

宿所

鹿兒島學校

執事御中

5、質疑書

鹿兒島學ハ

一伊ツレ文部省へ伺済ノ上ナル哉、

(頭書)

一鹿兒島學校之儀ハ廢校ノ筈ト、九月十四日之朝、河野半藏殿ヨリ聞く」

一學校資金イツレヨリ出ル哉、

(脚書)

一河野半藏殿ヨリ聞クニ、旧近衛兵隊ノ餘除ノ金ニテ、以テ課出ナサシ由

ナリ」

一近衛兵隊節餘除ノ殘金ナル哉、然ルトキハ近衛兵隊へ係ル者ハ、

皆協議熟議ノ上ナル哉、

一學校長誰ナル哉、

(脚書)「椎原國幹殿ノ由ナリト聞、未タ」

一執事何人誰ナル哉、

(頭書)

一教員何人誰ナル哉、

一幹事何人誰ナル哉、

一通常小学^{下等}卒業生ト雖トモ、試験ヲ受クベキ筋ニ候哉、

一野津 々氏ヨリ寄附ナレバ、一般へ報告アリタシ、

一寄附金ハ何千円ナル哉、

6、鹿兒島郡役所布達

筆記達寫シ 十四年八月廿四日拝見

学第三十九号

鹿兒島學校生徒召募之件ニ付、別紙廣告書通知方之儀依頼相成候ニ
付、各自御担当内無遺漏御告示相成度、尤本月廿八日迄ト定限二者
有之候ニ付、至急御箱達ノ御処分有之度、此旨及御照会候也、

鹿兒島郡役所

明治十四年八月十九日

学務係

鹿兒島松原通町外六ヶ町

戸長

御中

7、生徒募集廣告

広

今般本校ニ於テ試験ヲ經ス、更ニ生徒百名募集致シ候間、志願之者
ハ本月廿八日迄、下中町吉田方、創立委員出張所へ申出アル可シ、

明治十四年八月十九日

鹿兒島學校

執事

四、私立學校設立一件書類

1、園田彦左衛門・渋谷国安連署依頼書

今般私立校御設立ニ付、資金取調方御依頼之要件

先般大山剛良殿在世中、喜入嘉之助及拙者共江大山氏より懇談之趣旨有之候条、委托相受候金辻、矢野作兵衛并林善左衛門兩名江預金有之之処、此方取調之上差出候証券通二候、然ル処県下之間、更ニ學校御設立御評議之次第、逐一承致、条理至当之儀ニ付、担当之面々没後今日二至届、拙者及事務之名義ヲ以、前書私立校者勿論、戦死招魂祭且改葬等之経費金之悉皆差出候条、将来學校等永久維持之方法、嚴重御希望致候也、

渋谷国安印

園田彦左衛門印

明治十四年第五月

私立校會計

(頭書)

御中

「ヨシヤ、共有金トミスユルトキハ、旧大山侯モ喜入・渋谷・園田等ガ談ニテ委托トハ云ヘトモ、矢部様ヘ頼ベキノ権理ハナイト云、伊東・河野ハ権理ハアリ、ドコ迄モアルモト云フ」

2、河野半蔵・中原万二連署書状

先般私立校設立致度、資金渋谷国安江示談ノ末、金筋共有之名義ヲ以取立候云々御協議ニ及通之処、今般右金員内田政風氏ヨリ渋谷・松元両氏へ尋問書到来、其性質担当ノ園田彦左衛門へ照会ニ被及居候処、同人回答頼、我々共方江猶照会ノ筋有之、全ク嶋津家へ属ス可ク金筋ニ無之ハ勿論、共有ノ名義モ無之、専ラ園田氏等ノ私社共金ニ断然致シ、初發渋谷ヨリ旧生産方余資別途ト被認居次第、甚タ龜漏之件と共に、園田初ノ書ニ瞭然ニ付、是迄共有ノ名義ハ消滅相成候条、此段關係ノ証書等相添及御通知候、右ニ付内田氏よりノ書面ハ嶋津家へ対シ候儀ニ付、態と差扣候条、御覽被成度候ハ、御出張有之度候也、

尚々、園田等ノ私社金寄附差出相成候ニ付、先き御協議通、私立校設立ノ賦、依テ御同盟ノ方ハ惣代ニシテ一兩名、来ル十二月廿六日中教院へ御出会給候様致度、其砌委任其他教師雇入等百事可及御服議候、此段者書添ヲ以得御意候、

明治十四年十一月

中原万二

河野半蔵

3、渋谷国安依頼書写

写

大山綱良殿在世中指揮ニ付、喜入嘉之助・園田彦左衛門兩名ヨリ、林善左衛門・矢野作兵衛へ貸付金事件ニ付、養田長億氏ヨリ貴殿へ被遺候内田政風殿問条書ニ基キ、御照会ノ趣左ニ記載シ、御同論ノ事實養田長億氏江御回答有之度候、

一河野半蔵・伊東直二・中原万二等ノ此金筋ニ關係被致候儀ハ、専

ラ大山氏学校資等ノ宛行致置候共力金ノ心得ヲ以、往年確呼与据置度、当人共ハ質問ノ末屢々會議被催、十年県下變動ノ際、陸軍費等ニ其筋ヨリ曳揚候手順モ有之哉ニテ、本人共ヨリ申立ノ趣ニ応シ私ハ質問ノ次第有之、其段ハ貴殿御承諾ノ事柄ニ付、御不了解ノ儀ハ河野氏等へ御照会有之度候、

一矢野・林両名へ、前条貸之儀ニ付、客年十月私宅へ養田氏同道御出ニテ、段々此金筋質問被致、終ニ懇談ニ涉リ、彼ノ十四万円余ト云金額ハ、兵乱後如何相成居候哉、素ヨリ矢野等へ幸福ヲ与フル訳モナシ、御直ニ大山家趣意ニ随ヒ取扱致度、是ハ一己ノ利ノ為ニ今更配当スベキニ非ス、必ス名義至当ノ所分致度ナド懇々承得候ニ付、此金筋タルヤ、既ニ先般岩元基氏等大会議被催、金ノ性質ヲ本人共へ尋問有之候末、大山綱良殿親類大山十内氏外二名席上談判際、共力金タル旨ヲ申被解、右証書大山家ヨリ御差出被成度説諭ノ処、証書紛失ノ旨回答相成、其段伝承ノ趣キ難然止儀ニ付、代理ノ私大山家名義ノ為メ更ニ會議ヲ催シ、其紛紜ヲ弁解シ、世上ノ浮説相止候様取計旁ノ次第有之候処ヨリ、以後關係不致、今貴殿等江細々陳述仕候処、其儀ニ付テハ情実無余儀事柄ニ付、關係不致事故ノ証書相認呉候様再三御示談承居、其后チ屢々養田氏より証書事件被促候間、頭書ニ旧生産方余資別途金ト記載シ、御互ニ往々難題不釀様被致、因リテ私ハ此末御面倒不相掛云云ノ証書御遣シ相成居候処、豈計ランヤ、今般ノ尋問書・上告書及副書ノ趣、何共了解致兼候、勿論貴殿御事、初発ノ養田氏御同論ニテ御取扱被致居候事柄ニ付、私事養田氏御同類ト見据、学校會議ノ面々一同ノ御評決ニヨリ、其際貴殿へ一同御依頼相成、東京養田氏方御見込ノ儀ハ御取消シ相成候様ト相心得、尤学校設立ノ条

理ニ貴殿初メ誰モ同意致候処ヨリ、其情実不得止時機成立、今日ノ取調ニ相成候趣ニ而御弁解有之候、

一前条通此金筋ニ付ハ、長崎ニ於テ大山家ヨリ口達ノ趣モ被有、御質問ノ次第ニ付、旧生産方余資別途金ト認タル關係不致証書ヨリ事起候哉、難題ハ不相掛証書御遣ノ末大事件相及可申候、内田氏よりノ御問条書、貴殿ハ何様御心得被下候哉、旧生産方金筋ハ、前書通園田彦左衛門学校人員一同へ回答ノ趣ニヨリ、私モ猶又同氏江照会ニ及候処、此儀ニ付テハ夫々其筋へ上申、私社ノ許可ヲ受、園田氏社長ノ節、運轉純益金ヲ以テ同氏より矢野等へ相渡置、受取書モ有之候ニ付、猶御不了解ノ儀ハ自分へ御照会有之旨、同氏より正ニ承届候条、其通ニ御承諾有之度、尤此等ノ次第ヨリ事実断然可致候ニ付、生産方ニ関スル趣意ハ、担当ノ園田氏へ御打合有之度候也、

一園田氏へ此節ノ事件ニ付、尚又及御照会ニ候処、同氏ヨリ何様ノ訳ヲ以、旧生産方金筋ト混淆相成居候哉ニ証書被認候哉、内田氏御問越ノ赴ハ専生産方金額ノ形ニ相見得、私ヨリ別段上告書及副書等致候哉ニ記載アリ、是ハ如何相心得居候哉承度承知致候ニ付、十年県下變動ノ際、長崎臨時裁断所ニテ、大藏省御官吏金田清風殿大山氏關係ノ会社金等御取調ノ節、県庁別途金又ハ旧生産会社其他第五国立銀行等之金筋、源由性質被糾候節判然相答候方無之、私出納課長名義故責任一名エ帰シ、無余義開申ノ概略ハ、抑生産会社金筋ノ源由ハ、廃藩置県ノ際七百年来旧君臣ノ情義難然止、深く御思慮ヲ以大山綱良へ御委托相成タル金額莫大ナルヲ、人民救助且学校資等エ被下渡候処ヨリ生産方盛大ニ相成、第五銀行等へ分配、其源由判然開申致シ、終ニ拇印相成候云云、貴殿御案内

通ニテ、其源因ヲ糾セハ旧生産会社余資タル名義ハ免レ兼候処ヨリ、余資別途金ト書認メ候儀ト細々陳述候処、成程人民救助等ニ旧生産方金筋ハ勿論、第五国立銀行等ハ其名義ノ筋ヨリ申立ヲ以、御引揚相成候儀ハ左モ可有之候得共、此矢野等江貸付金ハ右ニ難準、此園田・大山氏指揮ニ随ヒ取扱候始末ニ付、養田氏モ懇談ニ被參候得共、難病中充分弁解モ不相整候処、何様私共上告被致候哉、了解不致甚タ意外ニ存シ候旨再三承得候ニ付、関係不致尋問・答書ニ、旧生産方余資別途ニ相認メ候処ヨリ葛藤ヲ生シ、其際園田難病中故細事金質尋問不調、今更龜漏ノ文面ニ相当リ候ニ付園田氏江相斷置、前条手續ヨリ貴殿御訊問ニ付、関係不致証書上ニ別途金ト相認メ候処、学校設立ノ面々ヨリ惣會議ニ相成、関係不致私へ屢質問、園田氏對談ノ時機ニモ相成候、實際御承諾故今更不論判然タル事實、更ニ御回答有之候様致度候、

一前条金筋受取書ハ担任ノ園田氏宛書ニテ、大山綱良殿ノ御家内へ格護相成候節紛失ニ及ヒ候旨、同氏親類御中ヨリ正ニ承届候、一前条御不了解ノ件々ハ、其本人共へ直説ニ御聞取被下候様致度、私事始終鹿籠金山へ出張ニ付、多忙中御回答遷延ニ及候也、

右ハ、養田長僖氏より内田政風殿書附ヲ以御質問ノ趣ニ付、御面働相成候得共、猶又御明弁相成候様御依頼ニ及候条、可然御回答有之度候也、

十四年十一月七日

松本武雄殿

渋谷国安印

4、園田彦左衛門答書写

写

今般養田長僖殿ヨリ渋谷国安へ、内田政風殿問条書ヲ以、矢野作兵衛・林善左衛門両名へ預金事件ニ付御尋問ノ趣ハ、各年十月養田氏私宅ニ御出ニテ、矢野・林へ貸付金事件ニ付御相談之趣致承知候得共、存慮ノ訳有之、殊ニ病床中確タル回答モ不致候処、其後学校設立之面々ヨリ懇談之趣了承、且會議ニモ出席致、貴殿初一同公平至当ノ御評議ニ付、此金筋ハ専ラ拙者取扱ニテ、大山氏等ノ名義判然タル証書ニ基キ、此末ノ処分相成候儀至当ト申立候、

一拙者証書ヲ以私立学校資ニ振向候金額ハ、本金拾貳万円余ニテ、元利取束拾四万余ニ相及候、右之内帛下變動ノ際大山氏より至急入用ノ段致承知、差出候株々モ有之、猶今般取調相成、且又林外宅名預リ、証書大山氏へ格護相成居処、同氏ニテ紛失ノ末、右写有之由大山家親族より被申出候、証書宛書ハ大山家始メ喜入・渋谷・私名義ニテ、旧生産会社混淆不致、尤大山家ヨリ此証書写ヲ以被申出候旁ノ次第ハ、各方御案内通ニ御座候、

一旧生産方会社ノ儀ハ、大山綱良殿在世中、人民保護且学校資金へ被宛行置候源由ハ、各方御確知モ有之通ニテ、其際迄ハ表向願立無之会社ニテ、大山氏存慮且其節ノ社員評議ノ上大藏省へ上申、私社ノ名義許可ヲ得候ニ付、旧生産会社金ヲ拝借、其外加入金モ有之、右ヲ資金ニ据置、拙者共手広方法着手致シ、該益金大山氏ノ指導ヲ受、前文林外宅人へ預置、全御邸へ可属金筋ニ無之、其後差分商通社御願立ノ前広、右会社私共ヨリ御邸へ譲渡ノ証書差上候儀ハ勿論、拝借金渾テ返献相成候儀共、今商通社帳簿へ記載相残り居候半相考候、

一前条拾貳万余ノ金筋ハ、大山綱良殿指揮ニ因リ、大坂等ニテ林等へ私ヨリ相渡候、

一右ノ次第、喜入嘉之助・志岐藤九郎關係ニ候得共、古人相成、別ニ此源由巨細存候方無之候、

一前条開申通、私共ノ協力金故專断ヲ以テ大山氏へ照会、段々金筋ニ浮説致候処ヨリ更ニ取調、学校資へ寄附致候、

一前文ノ始末各方御承諾ノ上、松元氏・養田氏一同御評議ノ上、御見込ハ御差扣相成候由承知致居候処、何様ノ訳ヨリ旧生産会社金ノ内へ御見込相成候哉了承不致、初發洪谷氏へ養田氏尋問・答書ニ、旧生産方余資別途金ト被認候処ヨリ、今般御質問ニ被及候半、其書面ハ關係不致証書ト承居候得共、私ハ甚以テ龜涉ノ書面ト心得方ヨリ、御明弁有之度候、

右ハ、御尋問ニ付御回答致候也、

本文ニ付洪谷氏へ及尋問候処、其御拙者難床中故巨細談判ニ不行届、旧生産方余資ノ名義ヲ据候儀、甚龜漏ノ旨挨拶承置候、

明治十四年十一月

園田彦左衛門印

松元武雄殿

洪谷国安殿

5、園田彦左衛門照会書寫

写

今般私立校設立ニ付、資金御示談致了承、拙者共私社純益ヲ差出候趣ハ、先度書面通ニ候処、右金筋巻卷ニ付、内田政風ヨリ松元・洪谷へ尋問書到来、甚々意外ノ文面ニより、別紙写ノ通致照会候間、御心得ノ為メ此段得御意候也、

明治十四年十一月

園田彦左衛門印

設立委員御中

6、洪谷国安依頼書

拜陳

先般矢野作兵衛・林喜左衛門両名へ、園田彦左衛門殿ヨリ預金事件ニ付、各年十月養田長億・松元武雄御両氏より、右金筋兵乱後如何相成候哉、大山家没後ノ今日ニ至リ候テハ、御互ニ至当公平ノ取扱致度趣ヲ以示談承得候処、右金筋ノ証書大山家ニテ致紛失、殊ニ担当ノ園田氏事難病ニテ、私ハ大山家ニ対シ取扱致兼候事故有之候処ヨリ、關係不致証書松元氏等へ差出置候処、其後学校設立ノ諸賢ヨリ、前条金筋取調方依頼相受候ニ付、不得止応分ノ義務ヲ尽シ、専ラ協力金ノ心得ヲ以御互ニ取立候処、東京養田氏より内田政風殿問条書ヲ以、旧生産方江関シ候趣ヲ以照会有之候処、猶又園田彦左衛門殿へ及照会候処、前条林等ノ金筋ハ旧生産方へ可属ニ非ス、尤一藩ノ協力金ニ無之、我等ノ自金ニテ、第一大山家証書ニ基キ再調可有之儀至当ト致承知、直ニ是迄ノ順序論判ノ末、証書ノ趣ヲ以申聞レ、私聊心得違候旨再度相断ニ、此上ハ園田氏より学校人員へ情実ヲ以、得と被申解旨反復開申致候趣旨ハ、各位御承知通ニ候、因テハ前条金筋ノ儀ハ、担当ノ園田氏難病中細密照会茂不行届、今更龜漏ノ始末ニ付、各君御手数ニ相成候得共、担当ノ園田氏申立ニ被基御取扱有之度、先度一般ニ協力金ノ名義御取消シ相成候様致度、此段情実ヲ以致御依頼候也、

十四年十一月

洪谷国安印

私立学校御設立御中

7、後醍院良望依頼書

共有金ノ性質別冊ノ通相成ニ付、樋ノ口・旧馬乗馬場・両新屋敷ノ

旧四方限中へ廻シ吳度段、河野主一郎殿より受依託ニ付、其通当方戸長へ及依頼ノ処、戸長ニハ目下事務多忙ニ付、領受致兼候との儀ニ付、不取敢私より及御廻冊候間、各位御熟覽ノ上順次御廻シ被下度、尤忽卒ノ際御脱名御方モ或ハ可有之も難計、万一本紙所記ノ各位ニ於テ、脱名ノ御方有之ト御認メノ節ハ可然御廻シ被下度、併テ及御依頼候也、

明治十四年十二月十五日

樋之口元馬乘馬場

後醍醐院良望

五、三州義塾文学規則

「開業式ハ明治十五年四月 日、生徒二百名位、牛式頭、酒穀類」

三州義塾文学規則

学年及学期

第一条 学年ハ九月十一日ニ始リ七月十日ニ終ル、

第二条 学年ヲ分ツテ前後ノ二期トナス、前期ハ九月十一日ヨリ

二月十日ニ至ル一百五十三日間トシ、後期ハ二月十八日

ヨリ七月十日ニ至ル一百四十三日間トス、

学科課程

第三条 本科ノ課程ヲ四ヶ年トシ、予科ノ課程ヲ大約一ヶ年トス、

即チ学科課程左ノ如シ、

第一年第四等		第一年第三等	
修身	前期	修身	前期
朱子 小学 (頭書) 「素読ナルヤ講解ナルヤ、注進モ講解ナルヤ、前期ニテハ一冊ナルヤ」	全上	論語 (頭書) 「論語素読ナルヤ、又朱註迄モ講釈ナル大意講解ナルヤ」	全上
和漢文	後期	和漢文	後期
語彙別記 日本外史 書牘文 仮名文 (頭書) 「和文トハ、倭仮名ナルヤ、又ハ通俗日用ノ和文ナルヤ」	神皇正統記 日本外史 書牘文 仮名文	會話 書取 綴字 習字 ローヤル 第三リード	會話 書取 綴字 習字 ローヤル 第三リード
英語	後期	英語	後期
會話 書取 綴字 習字 ローヤル 第三リード	會話 書取 綴字 習字 ローヤル 第三リード	會話 書取 綴字 習字 ローヤル 第三リード	會話 書取 綴字 習字 ローヤル 第三リード
地理	後期	地理	後期
輿地誌略惣論 日本地誌略 モルレー氏	日本地誌略 小地理書	輿地誌略惣論 日本地誌略 モルレー氏	日本地誌略 小地理書
算術	後期	算術	後期
ロビンソン 實用算術書 四則雜題 分数 小数	ロビンソン 諸比例 百分算 開平	ロビンソン 實用算術書 四則雜題 分数 小数	ロビンソン 諸比例 百分算 開平
歴史	後期	歴史	後期
日本全史	全上	日本全史	全上
習字	後期	習字	後期
楷書	全上	楷書	全上

修身	第三年第二等		習字	動物	歴史	地理	幾何	代数	算術	英語	和漢文
	孟子	前期	行書	ヲンネー氏 小動物書	日本全史	モルレー氏 小地理書		ロビンソン 代数学 整数四術	開立 級数 求積	バーレー チャムフル 万国史 第三リードル カツケンボシ 小文典 習字 会話	本朝文範 日本政記 書牘文 仮名文
	全上	後期	草書	全上	通鑑擧要	モルレー氏 地文学	幾何学 平面幾何	分数四術		小文典 小米国民史 第 三リードル 習字 書取 チャムフル	(頭書) 「本朝文範何冊、又ハ誰人ノ 著ナルヤ文章ノ題ハ何様ノ 体ナルヤ」

英語	和漢文	修身	第四年第1等		物理	植物	歴史	地理	幾何	代数	英語	和漢文
			大学	前年	ガノー氏 小物理書	ユーマン氏 第一植物学	通鑑擧要	モルレー氏 地文学	平面幾何	ロビンソン 方程式	チャムフル 第四リードル 文典 作文	史記 文章規範 仮名文 漢文
			中庸	後期		ユーマン氏 第二植物学	スキントン 万国史		全上	全上	全上	全上

英語	和漢文	修身	第四年第1等	前年	後期
ユニオン 第四リードル カツケンボス 作文初歩 作文	左伝 八家文 漢文	全上	中庸	後期	
全上	全上	全上	中庸	後期	

代数	ロビンソン 全 順列 錯列 級数	
幾何	ロビンソン 立体幾何	ロビンソン 立体幾何 常用典線
歴史	万国史	全上
生理	弗氏生理学	全上
科学	ロマコー氏 化学初歩	全上
経済	ツオセツト氏 小経済書	全上

授業時間

第四条 授業時間ハ、十月一日ヨリ四月十五日迄ハ、午前九時ニ始メ午後三時ニ終リ、四月十六日ヨリ九月三十日迄ハ、午前八時ニ始メ午後二時ニ終ル、

入学

第五条 本科ノ入学ハ毎年一回、即チ学年ノ始メニ於テ之ヲ許シ、予科ノ入学ハ毎期ノ初ニ於テス、

第六条 学令外ノ者ト雖入学ヲ許ス、但シ時宜ニ依リ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ、

第七条 予科ニ入ランコトヲ請フ者ハ左ノ試験ヲ受ルモノトス、但シ小学中等科ヲ卒業セシ者ハ比限ニアラス、
漢学 国史略 十八史略ノ内講読

算術 四則 分数

歴史 日本歴史ノ大意

地理 日本地理ノ大意

作文 書牘文若クハ仮名文

第八条 本科ニ入ランコトヲ請フ者ハ、左ノ試験ヲ受ケ及第スルニアラサレハ入学スルヲ得ス、

漢学 日本外史講読

英語 ウイルソン第一・第二読本ノ内訳読

算術 四則 分数 小数 諸比例

歴史 日本歴史

地理 地理学ノ大意

作文 書牘文 仮名文

習字 楷書 行書

第九条

本科第三等第二年生以上ノ級ニ入ランコトヲ欲スル者ハ、

其級ニ必需ナル課目ノ試験ニ応スルヲ要ス、

第十条 入学ヲ請フ者ハ、入学願書（第一号書式）並ニ学業履歴書（第三号書式）ヲ出スヘシ、

第十一条

入学試験合格ノ者ハ、保証人連署ノ証書（第二号書式）ヲ出スヘシ、

但シ保証人ハ二十一年以上ニシテ、本県内ニ住シ一家

計ヲ立テ、身元確實ノ者タルヘシ、

試験（願書）

「試験ニ付テハ教員バカリニテ可然哉、塾長及幹事ハ臨席等ハ無之テモ可然哉」

第十二条

定期試験ハ毎期ノ終リ之ヲ行ナヒ、本期中ニ履修セシ諸

課目ヲ試験ス、

第十三条

学生ノ日常課業及行状ニ評点ヲ附シ、毎月之レヲ報告スヘシ、^(頭書)一報告ハ誰レハ、教師歟、幹事歟、報先何レ江報告スルヤ、義塾限リナルヤ

第十四条

学生ノ日課行状及ヒ試験点数ハ、各一百ヲ以テ最高点トス、

第十五条

学期ノ終リ、本期ノ日課点数ヲ通計平均シ、試験ノ平均点ニ加ヘテ之ヲ二分シ、六十点以上ニ達スル時ハ及第トス、

第十六条

学年ノ終リニ於テ、前後二期ノ平均点ヲ合セ之ヲ二分シ、六十点以上ニ達スル時ハ昇級セシム、

第十七条

事故アリテ定期試験ニ欠席セシ者ハ、次学期ノ初ニ於テ特別試験ヲ行フヘシ、

但シ其学期中ノ日課平均点数六十以上ニ達セサレハ、之ヲ行ハス、

卒業証書

第十八条

当塾ノ学科ヲ卒リ、試験ヲ完フセシ者ニハ、証書ヲ附与スヘシ、

休業

第十九条

越年休業ハ十二月二十五日より一月七日ニ至ル二週間トシ、冬期休業ハ二月十一日より同十七日ニ至ル一週間トシ、夏期休業ハ七月十一日より九月十日ニ至ル二ヶ月間トス、

第二十条

日曜日及次ニ掲クル大祭日ハ休業トシ、土曜日ハ半日休業トス、

秋季皇霊祭 九月二十三日 神嘗祭 十月十七日

天長祭 十一月三日 新嘗祭 十一月二十三日

孝明天皇祭 一月三十日 春季皇霊祭 三月二十日

神武天皇祭 四月三日

授業料

第二十一条

授業料トシテ毎月金五錢ヲ納ムヘシ、

書籍器械

第二十二条

学生ノ課業用書ハ都テ自弁スルモノト雖、当塾所蔵ノ書籍ハ貸与スヘシ、

第二十三条

但シ書籍室ノ規則ヲ遵守スヘシ、
参考書ヲ閲覧セント欲スル者ハ、都テ書籍室ノ規則ヲ遵守スヘシ、

第二十四条

学生各自所用ノ器械ハ都テ自弁タルヘシ、

欠課降級及除名

第二十五条

疾病又ハ止ムヲ得サル事故アリテ欠課スルトキハ、遅クトモ其翌日迄ニ、必ス保証人ヨリ其事由ヲ詳記シテ届ケ出ツヘシ、

第二十六条

但シ寄宿生ハ寄宿舎ノ規則ニ遵フヘシ、
病氣ニ依リ欠課七日以上ニ及フ時ハ、医師ノ診断書ヲ添ヘテ保証人ヨリ其旨届ケ出ヘシ、

但シ寄宿生ハ第二十五条但シ書ノ如シ、

第二十七条 及第シテ入学シ若クハ昇級スト雖、初メニヶ月間ノ日

課平均点数五十ヲ下ルトキハ降級セシムヘシ、

第二十八条 欠課一学期以上ニ及フトキハ、一時除名スヘシ、

第二十九条 無届ニテ欠課一ヶ月以上ニ及フトキハ、直チニ除名ス

ヘシ、

第三十条 上堂時間ニ後ル、者、行状点数五箇ヲ減シ、学生心得

ニ違背スル者ハ十点ヲ減シ、塾則ニ背キ若クハ学生ニ

有間敷所業アルトキハ、事ノ輕重ニ從ヒ二十五点乃至

一百点ヲ減スヘシ、

第三十一条 行状ニ零点ヲ得タル者ハ、其情状ニ依リ除名スヘシ、

第三十二条 除名セシ者ハ一時入塾ヲ許サスト雖、一年ノ後ハ原級

ニ復スルヲ得セシム、

寄宿

第三十三条 寄宿セント欲スル者ハ、寄宿舎ノ都合ニ依リ入ルヲ許

ス、

但シ寄宿舎ノ規則ヲ遵守スヘシ、

第一号書式 (用紙美濃)

入学願

私儀、今般三州義塾へ入学志願ニ付、御試験被下度、依テ学業履歴
書相添、此段奉願候也、

何府何国何郡何町何番地

族籍

年月日

誰子弟

何之誰印

年令何年何月

三州義塾々長某殿

第二号書式 (用紙全前)

入学証書

私義、今般入学致スニ付テハ、御規則堅ク相守リ可申候、依テ証書
如此候也、

本籍

寄宿所 (寄宿ナレハ) 宿所

年月日

何之誰印

三州義塾々長某殿

(頭書)

「義塾長某殿宛ハ何故カ」

前文何某入学中ノ事件ハ、一切於拙者引受可申候、此段保証致候
也、

宿所

族籍

年月日

何之誰印

年令何年何月

但シ向後若シ転居致シ候節ハ、其都度御届可申候也、

第三号書式 (用紙美濃ニツ折)

履歴書

何年何月、何府(県)官(公或ハ私)立何学校ニ於テ起業、教師誰
ニ從ヒ何学何年間(小学何等何級マテ)修業、用書何々、

何之誰印

卒業証書

何之誰

何年何月

第何年何等科ヲ修メ、定規ノ試験ヲ完フシ、正ニ其ノ業ヲ卒ヘリ、依リテ之レヲ証ス、

年 月 日

三州義塾々々長 某印

(頭書)
「義塾長ノ印ヲ捺スルハ何故ヘゾ」

学生心得

第一条 当塾設立ノ趣旨ヲ体認シ、文学規則ヲ遵守スヘシ、

(頭書)
「当塾設立ノ趣旨ヲ尋問致シ置クベシ」

第二条 他ノ学校或ハ義塾、及ヒ其ノ教員並ニ生徒等ノ優劣ヲ品評スヘカラス、

第三条 受業中ハ勿論運動時間中ト雖、教師ノ認可ヲ得スシテ他席ニ入ルヲ許サス、

第四条 当直生ハ授業時間ヨリ二時前ニ出テ、組長ノ指揮ニ従フヘシ、
(頭書)
「組長ハ誰ヨリ命スルヤ、又ハ」

第五条 運動中ト雖危峻ノ遊戲ヲ為スヘカラス、
濫リニ爭論スヘカラス、然リト雖然シ難キ事件ハ組長ニ伸述スヘシ、
(頭書)
「濫ニトアレバ、少シハ許ルシタルモノ歟」

第六条 但シ學術上ニ関スル事件ハ教員ニ質問スルモノトス、
(頭書)
「第九條ノ時ニ當リ、醉人

第七條 酒氣ヲ帶ヒ塾中ニ入ルヲ許サス、
(頭書)
「第九條ノ時ニ當リ、醉人ハ入ルコトアタワサルヤ否ヤ」

但シ寄宿生ニシテ親戚朋友ノ居ニ往キ、為メニ本条ノ

体ニ至ルハ此ノ限リニアラスト雖、尚ホ講堂ニ入ルヲ許サス、

第八条 伍長ヲ撰擧スルノ權ハ学生ニ与フルト雖、撰定後故無ク

之レヲ改撰スルヲ許サス、

第九条 火災及ヒ渾テ非常ノ際ハ速ニ出頭スヘシ、

(頭書)
「火災及非常ノ際ニ、醉人ニテハ出頭スルコトアタハサルヤ否、但此限

ニアラザルヤ」

第十条 寄宿生ハ休日ト雖、日出ヨリ日没ニ至ルノ外出入ヲ許サス、

但シ事故有ルトキハ当直組長ニ告ケテ外出シ、而シテ

午後十時迄ニ帰塾スヘシ、

第十一条 寄宿生疾病又ハ已ムヲ得サル事故アリテ欠課スルトキハ、

其ノ事由ヲ幹事ニ陳述スヘシ、

第十二條 寄宿生疾病ニ依リ欠課七月以上ニ及フ時ハ、幹事立会ノ

上医師ノ診断ヲ受クヘシ、
(頭書)
「寄宿生幹事ハ義塾幹事ト同人ニ

シテ、寄宿生ノコトモ兼務ナルヤ」

第十三條 寄宿生甲乙両舍ハ勿論、同舍中ト雖故無ク他室ト往来シ、或ハ宿泊スルヲ許ルサス、

第十四條 寄宿生ノ朋友ハ勿論、父母兄弟ト雖寄宿舍ニ入ルヲ許サス、
(頭書)
「寄宿生幹事ハ交番ニテ

モ宿泊ナルヤ否」

但、寄宿生病臥ノ際ハ此ノ限ニアラス、

第十五條 寄宿生ニ於テ嗜好ノ割烹ヲ為シ、或ハ菓子等ヲ購求スルヲ許サス、

但シ他ノ贈遺ハ此ノ限ニアラスト雖、尚ホ酒類ハ嚴禁

トス、

第十六条

寄宿生ハ外泊ヲ許サス、(頭書)「寄宿生幹事交番ニテ宿泊ナキトキハ、寄宿生徒急病又ハ父母兄弟急変ノ際ハ、寄宿幹事宿泊ナキトキハ如何」

但シ已ヲ得サル事故アルニ於テハ、組長ヲ經テ事由ヲ

幹事ニ告ケ、認可ヲ得ルモノトス、

壮年諸士講習書目

一 万国地理書 一 英仏歴史 若シクハ米國史ヲ加フルコトアルベシ、

一 欧州文明史 一 經濟論 ギソー・ボックル両氏 一 政体論

一 代議政体 一 論理学 一 万国公法 一 法律物歩(初カ)

一 英國ノ民法 一 立法論 一 法律理論

右大概反訳書ヲ用ユ、翻譯書之レナキトキハ講義スルコトアルベシ、

但、教科書ヲ指スモノナリ、

一 万国史 一 羅馬史 一 仏國史 一 英國政典

一 自助論 一 各自由論 一 各自由ノ法 一 万法精理

一 自由原論 一 仏國五法 一 國法汎論 一 日本刑法

一 日本治罪法 其他布告類・民事要領ヲ加フ、

右大概反訳書ヲ用ユ、翻譯書之ナキトキハ講義スルコトアルベシ、

但、参考書ヲ示スモノナリ、

「明治十五年四月廿八日、上村伊之介殿より拝借写シ置」

三州義塾文学規則 「公生又私生ナルヤ」

「何年何月日文部省へ伺済ナルヤ、又ハ県庁」

三州義塾ノ主意書ヲ拝借スヘシ、

「但、生徒心得ノ内、第一条江当塾設立ノ趣旨ヲ体認アレバ、何レ趣旨アルト見ヘタリ、」

三州義塾へ雇入ノ教師 岡田源太郎殿ハ肥後ノ住人、年令、

「右本人ハ東京大学校卒生ノ由ト聞、月給何 円ナルヤ、

又何ノ日ハ教師ノ名義ニテ雇ヒナルヤ否」

義塾教員章程

三州義塾漢学教員 今藤勇 漢月給 東条伝之丞

算術教員 洋学教員

右義塾敷地何坪 又ハ建築費用

右義塾敷地誰レヨリ拝借 又ハ買入レ 地価

旧高麗町

校長月給 河野主一郎殿 「誰ヨリ命シタルモノナル哉、投票ナル哉」

但、義塾長心得書又ハ章程何年

「校長ハ塾中ニ於テ緊要ナル書ヲ、一ヶ月中ニ六篇位ツ、モ講義アリタシ、義塾

長ナレハ」

幹事月給 誰人

但、章程

用度月給 誰人

但、章程

当塾ノ学科ヲ卒リ、試験ヲ全フセシ者ニハ証書ヲ附与スルハ学則ナレトモ、卒業生徒ノ上ヘニ何様目的ニテカ、何ニ向ケルヤ、

六、以文社規則

1、緒言

第一号

錦江春波ヲ湧シ桜島秋月ヲ懸ク、其之ヲ愛スルモノ、其之ヲ樂ムモノ亦衆ト共ニスルニ如カザルナリ矣、況哉智識ヲ高フシ、志氣ヲ弘ムルノ重且大ナル樂ミニ於テヲヤ、方今人文日ニ明ニ、世運月ニ新ニ、人情ノ集合ヲ喜ビ閑散ヲ要ムヤ、天下皆是ナリ、抑モ亦モ成敗ヲ鑑ミルニ、博ク古今ノ史乘ヲ談シ氣力ヲ養フニ、深ク実学ノ適要ヲ講スルハ、元ヨリ衆ト共ニスルノ益アルニ如カス、豈ニ管窺独リ樂ムノ愚ニ倣フベケンヤ、今ヤ我曹同感同志ノ会合ヲ渴望スルノ情甚タ切ナリ、抑モ我鹿兒島域ノ地タルヤ、街市ノ宏壮ナル人士ノ衆多ナル如此、蓋シ街市宏壮ナレハ則チ同感同志ノ士亦多キヤ言ヲ俟タス、苟モ同志ノ士多キトキハ、仮令講学ノ庭園少ナカラザルモ、尚其望ヲ達スル能ハザルノ嘆ナキヲ得ス、是我曹カ別ニ一社ヲ結ヒテ、以テ広ク有志ノ士ヲ招集シ、欠望ノ嘆ナカラシメント欲スル所以ナリ、

教頭未定

主員 小笠原長舒

小村嘉吉

海老原猪之助

大山綱慶

木尾義憲

時任 篤

田鍋恵次郎

相良常行

東郷実保

揖宿勢次郎

肥後盛之

小野友治

徳重亮輔

明治十五年二月

2、以文社規則

以文社規則

第一条

本社ハ文ヲ以テ友ヲ会シ、善ヲ以友ヲ責ムルノ情由ニ基キ同志相会シ、専ラ學術ノ英華ヲ拾ヒ、学力ノ活養ヲ談シテ日夜相樂ミ、閑散佚遊ヲ惡ム為ニ設ルモノトス、

第二条

本社ハ松林小学構内ト定ム、

第三条

本社研究学科ハ読書算ノ三科ト定ムト雖、一科ヲ修スルモ亦妨ケナシ、

第四条

本社ハ學術ノ演説討論ヲ月一回宛開クモノトス、

第五条

社員ハ年令ヲ問ハス加入スルヲ得、

第六条

社員左ニ類ニ分ツ

第一項 主員 定数ナシ

第二項 生員 定数ナシ

第七条

社員中若シ廉恥ヲ破ルノ舉動アル時ハ、本社ノ譴責ヲ受ル者トス、

第八条

教頭一名・補助員数名ハ主員ヨリ之ニ充ツ、

第九条

補助生三名以内ヲ置クコトモアルベシ、

第十条

主員中ヨリ理事員五名以内ヲ互撰シ、其任期ハ一ヶ月間ト雖、前任ノ者ヲ再撰スルヲ得ル、

第十一条

理事員及ビ補助員ハ俸給ナシト雖、教頭及ビ補助生ノ月給ハ主員ノ會議ニ決ス、

第十二条

禁止等一切ノ細則ハ理事員ノ意ニ委ス、

第十三条

休暇ハ左項ノ如シ、

第一項 日曜日

第二項 祭日并祝日

第三項 臨時

第十四条

本社ハ毎日午後四時ニ開キ午後十時ニ閉ツト雖、日ノ長

短ニヨリテ伸縮スルコトアルヘシ、

第十五条 昼間事ニ依テ出席シ能ハザル者ハ、閉時迄ノ間適宜トス、

第十六条 本社規則ヲ修正増補セント欲スル時ハ、主員ノ三分二以上ノ同意ニテ決ス、

第十七条 本社ヲ維持セン為メ、入社費十五錢、毎月経費十錢宛ヲ出スベシト雖、左項ヲ定ム、

第一項 實際経費ヲ出シ得ザル者ハ、入社費ノミニテ妨ケナシ、

第二項 松林小学生徒ニシテ加入スル者ハ、特別ヲ以テ経費八錢ヲ出スモ妨ナシ、

〔開業式 明治十五年三月 日〕

七、鹿児島県小学校教則

1、県令渡辺千秋布達

甲第九十三号

本県小学校教則、自今別冊之通相定候条、此旨布達候事、
明治十五年三月十三日 鹿児島県令渡辺千秋

2、鹿児島県小学校教則

鹿児島県小学校教則

第一章 小学校ノ区分

第一条 小学校ヲ分チテ、初等・中等・高等ノ三等トス、

第二条 小学初等科ハ、修身・読書・習字・算術ノ初歩及唱歌・

体操トス、

但、唱歌ハ教授法等ノ整フヲ待チテ之ヲ設クベシ、

第三条 小学中等科ハ、小学初等科ノ修身・読書・習字・算術ノ初歩及唱歌・体操ノ続ニ、地理・歴史・図画・博物・物理ノ初歩ヲ加ヘ、殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ヲ設クルモノトス、

第四条 小学高等科ハ、小学中等科ノ修身・読書・習字・算術・地理・図画・博物ノ初歩及唱歌・体操・裁縫等ノ続ニ、化学・生理・幾何・経済ノ大意ヲ加フルモノトス、

第二章 学期授業ノ日及時

第五条 小学校ノ学期ハ、初等科及中等科ヲ各三箇年トシ、高等科ヲ二箇年トシ、通シテ八箇年トス、

第六条 小学校ニ於テハ、日曜日・夏季七月廿一日ヨリ八月三十一日迄・冬季十二月廿六日ヨリ一月五日迄・大祭日・祝日等ヲ除クノ外、授業スベキモノトス、

但、土地ニ因リテハ、郷村社等ノ祭日ニ休業スルヲ得ト雖、其休業日ハ予メ県令ヘ開申スベシ、

第七条 小学校授業ノ時間ハ、一日五時ヲ以テ度トス、

第三章 小学各等科程度

第八条 修身 初等科ニ於テハ、主トシテ簡易ノ格言・事実等ニ就キ、中等科及高等科ニ於テハ、主トシテ稍高尚ノ格言・事実等ニ就キテ、児童ノ徳性ヲ涵養スベシ、又兼テ作法ヲ授ケンコトヲ要ス、

第九条 読書 読書ヲ分ケテ読方及作文トス、

初等科ノ読方ハ、伊呂波五十音・濁音・次清音・仮名ノ単語・短句等ヨリ始メテ近易ノ読本ニ入り、兼テ読本中緊要ノ字句ヲ書取ラシメ、詳ニ理會セシムルコトヲ務ムベシ、中等科ニ於テハ、稍高尚ノ読本ヲ授ケ、高等科ニ至リテハ、高尚ノ読本ヲ授クヘシ、凡読本ヲ授クルニ当リテハ、読法・字義・句意・章句ノ変化等ヲ理會セシムルコトヲ旨トスベシ、

初等科ノ作文ハ、片仮名・平仮名ノ書取及近易ノ庶物ニ就キテ其性質等ヲ解セシメ、之ヲ題トシ、仮名ニテ単語・短句等ヲ綴ラシムルヲ初トシ、稍進ミテハ近易ノ漢字ヲ交ヘ、次ニ簡短ノ仮名交リ文ヲ作ラシメ、兼テ口上書類ヨリ日用書類ニ及ブベシ、中等科及高等科ニ於テハ、日用書類ヲ作ラシムルノ外、既ニ學習セシ所ノ事實ニ就キテ、志伝等ヲ作ラシムヘシ、

第十條 習字 初等科ノ習字ハ平仮名・片仮名ヨリ始メ、行書・草書ヲ習ハジメ、其手本ハ數字・十干十二支・苗字、著名ノ地名、日用庶物ノ名称、口上書類、日用書類等、民間日用ノ文字ヲ以テ之ニ充ツベシ、中等科及高等科ニ至リテハ、行書・草書ノ外楷書ヲ習ハシムヘシ、

第十一條 算術 筆算ヲ用フルトキハ、初等科ニ於テハ実物ノ計方、加減乗除ノ法、其応用、度量衡、貨幣ノ名義及其計算ノ法ヲ学ハシムヘク、中等科ニ於テハ之ニ繼クニ、數ノ性質及分数・小数・比例ヲ以テシ、高等科ニ至リテハ比例・百分算・開平・開立及求積等ヲ学ハシムベシ、珠算ヲ用フルトキハ、初等科ニ於テハ実物ノ計方、算珠ノ運用、

加減乗除ノ法、其応用、度量衡、貨幣ノ名義及其計算ノ法ヲ学ハシムヘク、中等科ニ於テハ異乗同除、同乗異除差分ヲ授ケ、高等科ニ至リテハ筆算ノ加減乗除ノ法及分数・小数・比例ヲ学バシムベシ、凡算術ヲ授クルニハ日用適切ノ問題ヲ撰ヒ、務メテ児童ヲシテ算法ノ基ク所ノ理及題意等ヲ考究セシムヘシ、

但、筆算若クハ珠算ヲ用フルノ區別ハ、予メ県令ヘ開申スヘク、其筆算・珠算ヲ併用セントスルトキハ、其事情ヲ具シテ県令ヘ伺出ヘシ、

第十二條 地理 地理ハ中等科ニ至リテ之ヲ課シ、先学校近傍ノ地形、即生徒ノ親ク目撃シ得ル所ノ山谷河海等ヨリ説キ起シ、漸ク地球ノ有様ヲ想像セシメ、次ニ日本及世界地理ノ総論、五畿八道ノ地理、外国地理ノ大要ヲ授ケ、高等科ニ至リテハ地文ノ大要、即地球・地皮・大氣・水陸・生物・物産等ノ事ヲ授クヘシ、凡地理ヲ授クルニハ地球儀及地図等ヲ備ヘンコトヲ要ス、殊ニ地文ヲ授クルニハ務メテ実地ニ就キ、児童ノ觀察力ヲ養成スヘシ、

第十三條 歴史 歴史ハ中等科ニ至リテ之ヲ課シ、日本歴史中ニ就キテ建国ノ体制、神武天皇ノ即位、仁德天皇ノ勤儉、延喜・天曆ノ政績、源平ノ盛衰、南北朝ノ兩立、徳川氏ノ治績、王政復古等緊要ノ事實、其他古今人物ノ賢否、風俗ノ變更ノ大要ヲ授クベシ、凡歴史ヲ授クルニハ、務メテ生徒ヲシテ沿革ノ原因・結果ヲ了解セシメ、殊ニ尊キ愛國ノ志氣ヲ養成センコトヲ要ス、

第十四條 図画 図画ハ中等科ニ至リテ之ヲ課シ、直線及曲線及其

単形ヨリ始メ、漸次紋画・器具・花葉・家屋等ニ及フヘシ、高等科ニ至リテハ草木・禽獸・虫魚ヨリ漸次山水等ニ及ビ、兼テ幾何画法ヲ授クベシ、凡図画ヲ授クルニハ眼及手ノ練習ヲ主トシテ、初メハ輪廓ヲ画カシメ、漸ク進ミテ陰影ヲ画カシムベシ、

第十五条

博物 博物ハ中等課ニ至リテ之ヲ課シ、最初ハ務メテ実物ニ依リテ、通常ノ動物ノ名称・部分・常習・効用、通常ノ植物ノ名称・部分・常習・効用、及通常ノ金石ノ名称・性質・効用等ヲ授ケ、高等科ニ至リテハ更ニ植物・動物ノ略説ヲ授クヘシ、凡博物ヲ授クルニハ、務メテ通常ノ動物・植物・金石ノ標本等ヲ蒐集センコトヲ要ス、
物理 物理ハ中等科ニ至リテ之ヲ課シ、物性・重力等ヨリ始メ、漸次水・氣・熱・音・光・電氣・磁氣ノ初歩ヲ授クベシ、凡物理ヲ授クルニハ、務メテ単一ノ器械及近易ノ方便ニ依リ実地試験ヲ施シ、其理ヲ了解セシメンコトヲ要ス、

第十六条

化学 化学ハ高等科ニ至リテ之ヲ課シ、火・空氣・水・土等ニ就キテ化学ノ端緒ヲ開キ、漸次通常ノ非金屬諸元素及ビ金屬諸元素ニ關スル化学説ノ大要ヲ授クベシ、其实地試験ニ基クヘキコトハ猶物理ニ於ケルカコトシ、

第十七条

第十八条

生理 生理ハ高等科ニ至リテ之ヲ課シ、骨骼・筋肉・皮膚・消化・血液ノ循環・呼吸・感覺ノ説等、兒童ノ理會シ易キモノヲ撰ミテ之を授ケ、務メテ實際ノ觀察或ハ模形等ニ依リテ其理ヲ了解セシムヘシ、又兼テ緊切ノ養生法ヲ授ケンコトヲ要ス、

第十九条

第二十条

第二十一条

幾何 幾何ハ高等科ニ至リテ之ヲ課シ、線・角及体ノ性質關係等ヨリ始メ、漸次角及面ニ關スル諸題ヲ授クベシ、
經濟 經濟ハ高等科ニ至リテ之ヲ課シ、近易ノ事實ニ拠リ生財・配財及交易等ニ關スル經濟ノ要旨ヲ授クヘシ、裁縫及家事經濟 裁縫ハ中等科ヨリ高等科ニ通シテ之ヲ課シ、運針法ヨリ始メ、漸次通常衣服ノ裁方・縫方ヲ授クヘク、家事經濟ハ高等科ニ至リテ之ヲ課シ、衣服・洗濯・住居・什器・食物・割烹・理髮・出納等、一家ノ經濟ニ關スル事項ヲ授クヘシ、凡裁縫・家事經濟ヲ授クルニハ民間日用ニ応センコトヲ要ス、

第二十二条

唱歌 初等科ニ於テハ容易キ歌曲ヲ用ヒテ、五音以下ノ単音唱歌ヲ授ケ、中等科及高等科ニ至リテハ六音以上ノ単音唱歌ヨリ、漸次複音及三重音唱歌ニ及フベシ、凡唱歌ヲ授クルニハ兒童ノ胸膈を開暢シテ其健康ヲ補益シ、心情ヲ感動シテ其美德ヲ涵養センコトヲ要ス、

第二十三条

体操 初等科ノ初ハ適宜ノ遊戲ヲ以テ之ニ充テ、漸次徒手運動ニ及フベシ、中等科及高等科ニ至リテハ兼テ器械運動ヲナサシムヘシ、

第二十四条

以上掲クル所ノ小学科ノ区分・学期授業ノ日及時、各等科程度ニ基キ、課程ヲ定ムルコト左表ノ如シ、

第二十五条

土地ノ情況ニ因リ農業ノ初歩ヲ加フルトキハ、農具ノ名稱・用法、肥料ノ種類・効用、禾穀・蔬菜・果実ノ性質・栽培法、養蚕・培桑ノ法及家畜・魚鳥ノ飼養法等、凡農家ニ緊要ノ事項ヲ授クヘシ、工業ノ初歩ヲ加フルトキハ、器械ノ功用、汽・水・風力利用ノ班、工家ノ經濟及其地

方ニ適切ノ製造物ノ品性等、凡工家ニ緊要ノ事項ヲ授ク
ヘシ、商業ノ初歩ヲ加フルトキハ簿記・保険・銀行・郵
便・電信・陸運・水運・貨幣・手形等、凡商家ニ緊要ノ
事等ヲ授クヘシ、

但、本条ノ一科或ハ教科ヲ加ヘントスルトキハ、土地
ノ情況及其事由ヲ具シテ県令ヘ伺出ツヘシ、

教科書表

○小学初等科

図書名	卷冊記号	出版年月	著者氏名	出版者氏名
修身ノ部				
初等修身初歩	一二三	明治十四年八月	小山庸太郎編	山中市兵衛
初等修身入門	一二三	明治十四年十月	木沢成庸編	鉛木 寛
小学指教図	四五六	明治十二年一月	文部省	全上
小学読本	一二三	明治七年八月改正	田中義廉編輯	文部省
小学読本	四	明治七年五月	那珂通高 稲垣千穎撰	文部省
習字ノ部				
小学習字本	一二三 四五六		鹿児島師範学校	

○小学中等科

修身ノ部				
小学道德編	一二三	明治十三年三月	松田正久訳	牟田知足
日本立志編	一二三	明治十二年十一月	千河岸貫一著	吉岡平助
読書ノ部				
三字経	全			

大統歌 全 明治五年十再刻 塩谷世弘

孝経 全

孟子 一二三四

地理ノ部

地理初歩 全 明治七年八月改正 東京師範学校 全上

鹿児島県地誌略 全 未定

小学地誌略 一二 明治十三年三月五月 南摩綱紀編 文部省

万国地誌 一二三 明治十三年九月改正 師範学校編輯 文部省

歴史ノ部 国史集要 一二三 明治十四年十月 山名留三郎編 石川治兵衛

博物ノ部 博物ノ部 上下 明治十四年十月 青木輔清編 全上

小学博物指教 上下 明治十四年十月 青木輔清編 全上

物理ノ部 物理小誌 上中下 明治十四年十月改正 宇多川準一訳 石川治兵衛

習字ノ部 小学習字本 七八九十 十一十二 鹿児島師範学校

○小学高等科

修身ノ部				
論語	一二三四			
読書ノ部				
十八史略	一二三四 五六七			
地理ノ部				
地文学	全	明治十年	関藤成緒訳	文部省
博物ノ部				

訓蒙動物学	上下	明治十四年二月	平板 閔編	全上
植物小学	上下	明治十四年九月	松村任三郎	石川治兵衛
科学ノ部				
訓蒙化学	上下	明治十三年九月	中川謙二郎編	全上
生理ノ部				
初学人身究理	上下	明治九年一月	松山棟庵 訳 森下岩楠	全上
経済ノ部				
経済説略	上下	明治十三年十月	永田健助編	全上
家事経済ノ部				
家政要旨	上中	明治九年十月	永峯秀樹訳	内藤伝右衛門

八、仮学校内則

1、学校章程

学校章程

舎監二員 小主典已上任之

一員宛常二校中ニ在テ勤惰ヲ検シ、舍中取締向一切統理監督シ、及生徒進退ノ辞令ヲ布達シ、諸伺屈等ヲ執達スルヲ掌ル、願伺ノ如キハ其仔細ヲ陳述シ、是ヲ事務課ニ進達シテ上局ノ裁ヲ乞フ、取締二員 史生已上任之

昼夜輪直シテ舎監ノ欠ヲ補ヒ、舍中ノ取締、指令ノ布告、賄向ノ検査、諸門ノ鎖鑰、出入ノ鑑札、散歩場ノ取締等一切之ヲ監掌ス、旁ラ体操・運動ヲ兼掌ス、然レトモ舍中并生徒等ノ大事件ニ至ル

ハ、舎監ト評セザレハ決シテ施行スルヲ許サス、

2、仮学校内則

仮学校内則

第一条

生徒校内ニ在テ常ニ親睦ヲ本トシ、不自由ヲ忍ビ、法律ヲ確守シ、課業勉勵致スベキハ勿論、長ヲ敬シ幼ヲ扶ケ、互ニ礼儀ヲ厚フシ、總テ舎監ノ差図ニ従フヘキ事、

第二条

課業時間ハ日ノ長短ニヨリテ揭示スヘキ事、

第三条

教場ニ於テハ専ラ教師教官ノ差図ヲ嚴守スヘキ事、

第四条

喧嘩口論等一切不法ノ所業有之者ハ、速ニ相当ノ罰ニ処スヘシ、若シ我ニ無礼ヲ加フル者アラバ、直チニ舎監ニ訴ヘシ、妄ニ返報スルニ於テハ、同罪ニ処スヘキ事、

第五条

拝借ノ書籍御渡ノ衣服及ヒ諸具、平素大切ニ可取扱事、

第六条

書籍拝借ノ時ハ、受持教官ヨリ書籍方江引合、生徒ノ姓名・印証ト交換スヘキ事、

第七条

各級ヲ分明ニスル為ニ、教場ニ生徒ノ名札ヲ掛ケ、毎月々末ノ土曜日午後、受持教官ヨリ其生徒ノ学業ヲ試験、其精粗ト平日ノ勤惰トヲ照準シ、一級中ノ席序ヲ交換スヘキ事、

第八条

朝起ノ後室内ヲ掃除シ、衣服・器械ヲ整へ、務テ清潔ヲ要トスベキ事、

但、日曜日其外休業日ハ、朝ノ整列平常ヨリ遅キコト三十分タルベシ、

第九条

喫飯ノ度、朝飯ハ整列後直ニ食ニ就キ、午飯ハ十二時、晩飯ハ五時タルヘシ、朝昼二飯後直ニ飯寮、銘々授業ノ具ヲ可整事、

但、食堂ニ至リ各其席ニ座シ、食物ノ善惡ヲ論ス可カラス、若シ臨時ノ用向等ニヨリ自然時刻ニ後ル、コトアラハ、其趣キヲ舎監ニ届クベシ、病氣ノ輩ハ定時ノ後ニ食スベシ、

第十条

各字升堂ノ鐘令ヲ聞一同出場、前後混雑コレ無様机ニ就クベシ、退場ノ時モ同断、授業中雑談・笑語ヲ禁ス、且私用ニテ席ヲ去ルベカラス、尤出場時限ニ後レタル者ハ、其日ノ業ニ就クヲ得ザル事、

第十一条

食事ノ毎度、舎監并取締掛会食シテ其善惡ヲ可試、若腐敗ニ近キ食物アレバ、直ニ舎監ニ申出ベキ事、

第十二条

他寮ニ止宿シ、或ハ会合・雑談・酒菓ヲ飲食シ、又ハ机床ニ傷ケ、障壁ニ戯書スル等一切嚴禁ノ事、

第十三条

水曜日ハ、舎監并ニ生徒事務掛リ立会、各寮巡回シ、書籍・衣服・諸具悉ク検閲スルニ於テハ、各飯寮、右諸具ヲ並列シ検査ヲ受クヘシ、若シ破損等有之ハ修理ヲ命スヘキ事、

但、検査ノ後、門外散歩・運動ヲ許シ候事、

第十四条

日曜日ハ青山御用地若クハ閑曠ノ場所ニ於テ、運動・散歩ヲ為サシムル事、

但、父兄并ニ親戚ヲ訪ヒ度者は取締掛ニ可申出事、

第十五条

休業他出ノ節ハ、取締掛ヨリ鑑札請取出入スベシ、途中病氣ニテ飯校ノ時限ニ後ル、節ハ、親戚或ハ身元引請人ヨリ医師ノ証書ヲ添、届書ヲ出スベシ、事実吟味ノ上処置有ルベキ事、

但、休業ノ日外出時限ハ、二月十五日ヨリ八月十五日迄、朝第六字三十分第六字トス、八月十六日ヨリ二月十四日迄ハ、朝第七字五十分ヨリシテ第七字トス、

第十六条

生徒事故アリテ暫時退校スル時ハ、必ス免許状与フベシ、暑中・歳末休暇ノ節一統反省ノ時ハ、混雑セサル様舎監ノ差図ニ從フヘキ事、但、反省願ハサル者、平常ノ通校内止宿勝手タルヘキ事、

第十七条

出火の節ハ、舎監ノ差図ニ從ヒ一統整列シ、青山御用地ニ立退セ申スベシ、尤風模様ニ寄リテハ、時宜ノ計ラヒ可有之事、

第十八条

医官ハ病者ニ注意シ、伝染・危篤ノ病ハ下宿又ハ病院ニ送ル等、其ノ見込ニ任スベキ事、

但シ生徒病院ニ入レハ、諸入費ハ学校ヨリ弁シ候事、

第十九条

生徒病院ニ在リテ容体宜シカラサル時ハ、其趣長官ニ相届、身元引

請人或ハ府県庁ニ相達可申、万一校内ニテ病死スル者ハ、其葬式ノ諸費総テ学校ヨリ弁シ可申事、

但、親戚引取葬式ヲ執行フハ可為勝手事、

第二十条

穢衣類洗濯物ハ、月曜日晚飯ノ後袋ニ入レ、封シテ姓名ヲ記シ、室外ニ差出置可申事、

但、衣類ノ員数ヲ記シ、取締事務局エ月末ニ差出スヘシ、

第二十一条

筆墨紙等自用ノ品ハ、月曜日朝飯後三十分時間ニ取締事務掛ヨリ可相渡間、各印紙ヲ以テ可申出事、

第二十二条

午後稽古済ヨリ、平素ハ隔日、暑中ハ毎日入湯可為致、且入湯順序混セサル様取締ノ差図ニ従フヘキ事、

第二十三条

生徒小使ヲ使役スルコト一切無用ノ事、

但、無執事故アリテ書状等差出度事アラハ、是ヲ取締ニ可申出事、

3、鐘令符

鐘令符

起牀ノ鐘二十声

但、五声毎ニ一呼吸ヲ置キ、五声ハ連鳴ス、

臥牀ノ鐘五声連鳴、食事ノ鐘三声連鳴、課業ノ始終交換及ヒ整列検査ノ鐘九声、

但、三声毎ニ一呼吸ヲ置キ、三声連鳴ス、

近火ノ鐘 第一令三十声 第二令十声

但、二声毎ニ一呼吸ヲ置キ、二声連鳴ス、
非常ノ鐘一声ツ、五声

近火及ヒ非常ノ定

近火ノ節ハ、一番鐘令ニテ生徒直ニ整服シ、自室中ノ衣服・諸具ヲ整聚シ、書籍及業具ハ自携ノ用意イタスベシ、二番鐘令ニテ書籍及業具ヲ携ヘ、定ノ場江屯集シ後令ヲ待ベシ、
非常鐘令アルトキハ、生徒直ニ整服シ、自室ニ座在シテ官令ヲ俟ベシ、

4、寄宿生日課

朝第六字

臥床ヲ離ル

六字ヨリ六字半迄

盥嗽

六字半ヨリ七字マテ

運動

七字ヨリ七字十五分マテ

広間ニテ整列姓名ヲ認ム、然後隊ヲ整食

七字半

堂ヘ朝飯ニ就、

八字ヨリ十字迄

朝飯畢

十字ヨリ十一字四十五分マテ

演習

十二字

同断

十二字十五分

昼飯

十二字十五分

昼飯畢

十二字十五分ヨリ午後一字マテ 休

一字ヨリ四字マテ

演習

四字ヨリ十五分マテ

体操

五字

夕飯

五字半ヨリ六字半マテ 休
六字半ヨリ八字半マテ 復習
八字半 整列、姓名ヲ認ム、
九字 寢床ニ就、
九字半 各室ノ燈火消滅スルヤ否ヲ檢ス、

5、入校時請書

入校ノ節可差出請書

此度入寮御許容ニ相成候上ハ、御規則整相守、聊違背致間敷候、成業ノ上ハ御定則ノ通、北地開拓ノ御用相勤候儀相違有之間敷、縦令病氣ニ候共、医官ノ證書無之ニ辞職相願、私ニ外任ヲ望候儀毛頭致間敷候、仍御請如件、

第何々区小区

東京府貫属士族

年号月日

差添

何之誰印
何之誰印

九、郷友会会則

1、郷友会緒言

郷友会緒言

数百年來同ク一郷里ニ居住シ、一藩治ノ下ニ成長シテ死生ヲ共ニシ、休戚ヲ通スルノ情義アリシモ、維新ノ盛運ニ際会シ、多クハ東京各所ニ転住シ、各自職ヲ異ニシ、業ヲ殊ニシ、長幼年ヲ均クセサルヲ

以テ、或ハ終年相見ルヲ得ス、途中相逢テ誰人タルヲ知ラザルニ至レリ、況ンヤ郷里在住ノ如キ、東西ニ隔離シ声息ヲ通スルニ由ナク、往事ヲ回顧シテ感旧ノ情ニ禁ヘス、是ニ於テカ、今般相議シテ郷友会ヲ設ケ、一年ニ数次会集シ、長幼貴賤ノ別ナク互ニ懇親ノ情ヲ通シ、此会ヲシテ永年ニ継続セシメ、聊カ裨益スル所アラント欲ス、因テ毎月若干ノ金円ヲ醗シテ之ヲ儲蓄シ、東京・郷里ヲ論セス、子弟ノ才徳アル者ヲ奨励シテ其業ヲ遂ケシメ、且ハ授産ノ方法ヲ議シ、小ヲ積ミテ大トナシ、近キヨリ遠キニ及ホシ、漸次盛大ニ至ラシメントス、庶幾クハ旧時ノ情義ヲ全クシテ、各家祖先ノ神靈モ地下ニ喜悅スル所アランコトヲ、諸公幸ニ其衷情ヲ察シ、之ヲ翼賛シテ成功ヲ遂ケシメラレヨ、

明治十五年一月

鹿兒島郷友会幹事

2、郷友会会則

郷友会会則

第一条

本会ハ會員子弟ノ教育ト就産ノ事ヲ議シ、漸次充實セシムルヲ以テ主要トス、

第二条

本会ハ当分ノ内、会席ヲ内幸町五番地島津家邸内ニ設ケ、事務ヲ取扱フヘシ、

第三条

會員總集会ハ一年中二回トス、日限・会席ハ幹事委員ニテ決定シ、時時報告スヘシ、

第四条

本会ハ懇親ヲ通シ情誼ヲ敦クシ、第一条ノ趣旨ヲ達スルヲ以テ目的トス、公私ヲ混シ且議論ニ渉ルヘカラス、

第五条

会員タル人ハ、創立費金トシテ一時若干ノ金円ヲ出スヲ企望ス、家賃窮之ノ人ハ出金ヲ要セス、余金アレハ維持金ニ繰込ムヘシ、但、一時ニ出金スルモ、五ヶ月或ハ十ヶ月ニ割並シ出金スルモ、各自ノ便宜ニ任カス、

第六条

会員在官ノ人ハ維持金トシテ、月俸百円以上ハ、毎月百分一ノ金員ヲ出スヲ企望ス、

但、募集ノ法ハ各省庁ノ便宜ニ任カス、

第七条

有志ノ人ハ、第六条ニ照シ出金アランコトヲ企望ス、多寡ハ家賃ノ厚薄ニ従フ、資産ナキ人ハ出金ヲ要セス、

第八条

募集ノ金円ハ、会費ヲ除クノ外ハ時々某ノ銀行ヘ預ケ置クヘシ、其使用方法ニ至リテハ、他日衆議ヲ以テ決定スヘシ、

第九条

創立費金及ヒ維持金ノ出納計算ハ、総集会ノ日総会員ニ通告スヘシ、

第十条

会員タラント欲スル人ハ、姓名簿ニ姓名ヲ自記シ且捺印シテ、緒言及ヒ会則等承諾ノ証トスヘシ、

第十一条

在京会員旅行ノ節ハ、出発・帰京トモ時々幹事ヘ届出ベシ、

第十二条

常置員数十名ヲ置キ、其内ヨリ幹事・委員ヲ輪番撰任スヘシ、

第十三条

会務ヲ庶務・出納ノ二課ニ分チ、委員中ヨリ撰撰シテ分任担当スヘシ、事定リ議熟スルノ後ハ、庶務掛ハ教育ノ事ヲ兼ネ、出納掛ハ就産ノ事ヲ兼ネ掌ルヘシ、

第十四条

幹事・委員会議ハ、毎月廿五日午後第四時マテニ出会スル者トス、事務担当ノ人ハ臨時集会スルコトアルヘシ、

第十五条

職員勤務ノ期限ハ、本会ノ事務創造ニ属スルヲ以テ先ツ決定セサル者トス、略ホ整頓ノ日ニ至リ其期程ヲ定メ、撰挙ノ方法ヲ義定スルコトアルヘシ、

第十六条

郷里ニモ幹事幾名・委員幾名ヲ置キ、互ニ通牒往復スヘシ、

第十七条

会員中所存アル人ハ、書面ヲ以テ幹事・委員ノ中ニ通告シ、取舍ハ衆議ニ任カスヘシ、

第十八条

此会則ハ、衆議ニヨリ増減改定スルコトアルヘシ、

明治十五年三月 騰写

鹿兒島下……………

族籍

姓名印

何年何ヶ月

東京府下……………

一創立金何円

但、本月中或ハ何ヶ月割納

一維持金何円何拾銭宛

但、月給二百分ノ一毎月納

右、郷友会江寄附致候也、

明治十七年二月 日

3、郷友会幹事

郷友会幹事

吉井友実 内田正風

仁礼景範

海江田信義

伊地知貞馨

石原近義 奈良原繁

野津道貫

庶務委員

比志嶋義輝 坂元純熙

池田貞賢

大山綱昌

寺原長輝

山本権兵衛 紫山矢八

河島 醇

出納委員

有馬純行 加藤 済

谷元道之

種子田誠一

柳田養拙

川畑種長

常置委員

本田親雄 重野安繹

伊集院兼寛

高崎正風

今井兼利

松村淳蔵 井上良馨

江夏喜蔵

安田定則

岩山敬義

奥 春輔 岸良俊介

園田安賢

山下房親

末広直方

菅井誠美 藤崎供秀

加藤清明

西徳次郎

日高壯之丞

蒲生 仙 迫田七郎

高橋仲二

日高正雄

谷山紀介

柏 弥彦 相良靜二

小牧昌業

鮫島員規

大迫尚敏

安樂兼道 岩下敬蔵

中原尚雄

宮内盛高

東郷重持

武宮俊雄 法元太郎左衛門

伊地知弥一

百 永享

山下秀実 益満邦介

山下清堅

山下盛員

末河久敬

伊東祐磨 有馬純堯

萩原貞固

隈元実道

伊瀬知好成

4、島津忠義述書

郷友会諸子へ

余不肖ノ身ヲ以テ士民ノ上位ニ班シ、平素從事スル処ノ職務ナク、素餐ノ責ヲ免レサルカ如シト雖、一旦緩急アルヤ、皇室ヲ擁護シ、国難ニ当ラントス、是余ノ素志ナリ、夫余カ祖先封ヲ薩摩ニ受ケシヨリ殆ント七百年、君臣相和スル水魚ノ如ク、情義親密、以テ王土ヲ一方ニ保護セリ、嚮キニ前左大臣公、照国公ノ遺志ヲ紹キ力ヲ王室ニ尽シ玉フヤ、余モ亦其間ニ関与シ、聊カ微力ヲ致セリ、伏見・鳥羽ノ開戦ヨリ奥羽・北越・箱館ノ役ニ至ルマテ、我將校兵士艱苦ヲ凌キ万死ヲ冒シ、遂ニ勦討ノ功ヲ奏シ、維新ノ大業是ニ於テ成ル、是ヲ以テ余家名ヲ失墜セス、特殊ノ恩典ヲ蒙リ先公ノ遺志ヲ達スルヲ得タリ、是全ク余ノ功ニ非ス、二三ノ旧臣ト將校兵士ト

も棹姫の、霞の袖につゝみかくされず、世の人聞ハはつかしの、もりの草葉とおもえとも、花に鳴鶯、水にすむ蛙の声もうたなりとあれハ、はゝかりの関のはゝかりなかくやかえぬ、松吹風にことの葉の、むなしくちにうせぬため、此事のあらましを、かくハものし侍るに南、

明治十五年五月十五日

三原経世謹撰ス

通称次郎左衛門

木原甚助 九十壹歳

福永藤左衛門 八十七歳

西郷八郎次 八十歳

丸田与右衛門 七十七歳

木村善兵衛 七十五歳

大河平源左衛門 七十二歳

児玉仁左衛門 七十式歳

大河平淳良 七十壹歳

三原経世 七十一歳

あし曳の遠仙人も鶴亀もよはひくらへて遊ぶけふ哉

経世

弾栗 東郷亀尾

七十四歳

右、暮春蓬萊樓尚齒会人名

一一、演説仮社則

演説仮社則

第一条

本社ニ入ント欲スル者ハ、該人ヨリ明治五年尔后ヨリ現今迄ノ履歴ヲ該社江差出シ、社中衆議上ニテ入社セシムルヲ得、但、其ノ演説ニ任フル者ハ之ヲ許スヘシ、

第二条

入社ノ上ハ当社則ヲ遵守スルハ勿論、他所へ移転等以テ退社ヲ乞フ者ハ容易ニ許スヲ得ス、

但、其事由ヲ分疏シ差出サシメ、其理證アル者ハ此限ニ在ラス、

第三条

事故アツテ遠地ニ移転シ会場ニ臨席スルコト能ハサル者ハ、演説ノ趣意ヲ記載シ、期日ヲ過ラス郵便ヲ以テ会社ニ送附スベシ、

第四条

社中経費金ハ各員一ヶ月金十銭宛ヲ支出スルモノトス、或ハ遠地ニ居住シ旅行等ヲ為者ハ、其都度郵送ヲ以テ納社セシムヘシ、総テ社中ノ経費ニ供スヘシ、

但、臨時費ハ此限ニ在ラス、

第五条

会場ニ於テ喫茶・吸烟ノ外一切禁止シ、

但、非常ノ節ハ此限ニ在ラス、

第六条

天下国家ノ公益ヲ計リ人民ノ先鋒トナツテ、真ノ権理ノ説示スルヲ以テ趣意トス、各員人民ノ標準ト為ルベキ者ナレバ、皆ナ其品行ヲ慎ミ専ラ温ニシテ、恭敬同舟同風ノ思ヒヲナシテ人ヲ導クヘシ、

第七条

同志結社中憂患難ヲ異ニシ、若シ不品行ノ廉アラバ互ニ忠告シ、事再次ニ及ハゞ衆議ニ諮リ退社スベシ、

第八条

病氣事故ニテ臨場無之輩ハ、該事件ヲ記載シ其期日ニ先チ、書面ヲ以テ可届、

第九条

大ニ民権ヲ暢達セシメントスルヲ本旨トス、

会場則（条文ヲ欠ク）

予小蠢愚、一事ノ能ナシ、真ニ世上ノ素餐ナリ、然トモ諸君ノ德蔭ニ因テ權利濫與ヲ窮知ント欲ス、今ヤ不惑ニ向ントス、権理ニ於テハ稍心解意悟モノ有ニ似タリ、故ニ浅陋ヲ揣ラス、社員厚地氏ノ携ヘ来処ノ一封輪、竊ニ社則ヲ加筆セリ、或ハ陰ニ取り陽ニ非ノ難ヲ免ズト雖トモ辞セザル所ナリ、蓋此談説ノ大意ヲ専ラ理會セシメントヲ要ス、故ニ野語ヲ用ヒ文華ヲ為ザス、全ク今日ニ於テ真ノ権理ノ實用ニ立ヲ肝要トスル故ナリ、予浅陋寡聞ナレバ杜撰ノコト多ク、却テ世ノ害ヲ為シカト、則チ慙チ且懼ル、伏シテ冀ハ、博哲ノ善人幸ニ其非ヲ正玉ハンコト是祈而已、

明治十二年八月廿四日

福田

一一、鹿鳴會記事

鹿兒島 新四月第二ノ日曜日開會ニ定ム
十月第二ノ日曜日

明治十五年五月廿一日、旧漢字局員親睦會ヲ風月亭ニ開ク、是レヨリ先キ鍋倉直、一日吉国兵七氏ヲ訪ヒ、談偶々旧友諸君ニ及ヒ、遂ニ本會開設ヲ約シ、福島嚴之介氏・白男川涉氏等ノ賛成ヲ得テ、之ヲ諸君ニ報告シ、此際吉国・福島兩氏最ニ眼メラル、コレニシテ同意ヲ表セラル、ノ諸君二十余名ニ及ヒシヲ以テ、更ニ吉国・福島氏等協議ノ上、本月当亭ニ於テ開設ニ決シタリト云、此日早朝ヨリ大雨盆覆スカ如ク、正午ニ至リ最モ甚シキヲ加ヘタレハ、午後一時ヨリ

來會ノ約ナリシモ、此天氣ニテハ如何アルヘキヤト、唯我敬愛ノ情未タ尽スノ機至ラザルカラ嘆息セシモ、午後一時比ヨリ來會ノ諸君モアリ、空モ全ク晴レ渡リタレハ、雨後曠乎トシテ却テ一層ノ景色ヲ加、靄然トシテドコヤラニ奥ユカシク、已ニ三時ニ至リ、肥後甚之丞氏・今藤助左衛門氏・高崎能高氏・伊座敷清介氏・木場貞治氏・押川市之丞氏・厚地敬介氏并會主白男川涉氏・吉国兵七氏・福島嚴之介氏・鍋倉直氏ヲ合シテ、都合拾三名ニ及ヒシヲ以テ、宴會ヲ開カント其用意ヲ為ス中ニ、今藤勇氏・池田伊十郎氏來會、席上一層ノ景氣ヲ加ヘ、且今藤勇氏ヲ本日ノ上席ニ推シ、各襟ヲ開キ、十三年、變遷ノ思想外ニ走リシヲ感セサルモノナク、宴酣ニシテ高崎能高氏曰、本會ノ如キハ誠ニ偶然ニ成立シ、真ニ我輩ノ意ヲ得タル者ナリ、然ラハ以來ハ之ヲ年中一二回開設スルコトトナスベキカ、將タ今回限リ跡其時ノ都合ニナスベキカ、今藤助左衛門氏曰、之ヲ今回限リトナスハ誠ニ惜ムベキ者ナリ、願クハ年中二三回之ヲ開カン、衆之ヲ賛成シ、毎年四月・十月第二日曜日ニ開設ノ事ニ決シ、其レニ付事務調理ノ為會幹四名ヲ置キ、吉国兵七・白男川涉・福島嚴之助・鍋倉直ノ四氏之ヲ任シ、統ヒテ本會々々名ヲ今藤勇氏ノ言ニ隨ヒ鹿鳴會ト稱スルニ決シ、且肥後甚之丞氏ノ發議ニ隨ヒ、今藤勇氏ヲ鹿鳴會々頭ニ、肥後甚之丞ヲ副會頭ニ推撰シ、會頭ニ鹿鳴會ノ記ヲ作ランコトヲ請托ス、右卒テ更ニ宴席ニ一層ノ好景ヲ加ヘ、各自詩歌ヲ弄フアリ、古詩ヲ吟スルアリ、各歡ヲ尽シテ退散セシハ午後三時過ナリキ、今會記ヲ證ルニ當リ、會頭今藤勇氏ノ即席七言ヲ左ニ記ス、

樹色川光看愈奇 半酣更酌兩王尼
今日來尋鹿鳴會 寸志唯有故人知

福島巖之介、即席醉後左詩歌記ス

盛宴新開夕照前 举盃共對阿林泉

由来旧識相逢少 不用醉中論酒殘

久堅の天の八重雲晴日に 烟霏霽塩竈の浦

懐かしき聲も聞へて相よするなみのすさきの友千鳥かな

木場貞治歌アリ、

伊座敷涓介即座詩アリ、

久保田好那

五代競太

久木山泰蔵

近藤恒雄

高崎能高

押川市之丞

会頭。今藤 勇

。今藤助左衛門

大庭正蔵

会幹。白男川涉

会幹。吉国兵七

会幹。福島巖之介

平田徳之丞

川上俊一

大島行内藤佳一郎

。伊座敷涓介

竹下純蔵

坂木六郎

吉井清兵衛

。木場貞治

岡田古根

園田与藤次

会幹。鍋倉 直

福会頭。肥後甚之丞

。池田伊右衛門

。厚地兼治

肴 貳円十銭

三人割ニシテ

酒 壹円五十八銭

壹人前

席料 壹円

三拾六銭八厘

広告料 貳拾五銭

外二七銭五厘 紙等代

メ五円五厘

三円九拾銭 差引残壹円十銭五厘

各右壹前三十銭ツ、来出

鹿鳴会広告

来ル八日午後第二時ヨリ、洲崎風月亭ニ於テ 相催、諸彦陸続来

会ヲ乞、

但費用三銭御携、

右之通、鹿児島新聞や江詫之置、二日広ノ賦也、

一三、鹿児島尋常中学造士館規則

1、島津忠義願書

鹿児島尋常中学造士館規則ニ添タル附書類別記

今ヲ去ルコト百二十余年前、安永二年、先祖重豪旧藩子弟ノ為学館ヲ創設シ、之ヲ名ケテ造士館ト称ス、尔来歴世相承ケ、父斉彬ニ至リ更ニ之ヲ宏張シ、親シク手書シテ訓誨スルトコロアリ、学风為ニ一変シ、士氣煥発人才輩出ス、其後明治四年廢藩置県ノ令下ルニ及ビ百事一変、造士館亦共ニ廢絶セリ、曩キニ丁丑ノ乱アルヤ、県下致ルトコロ兵燹ニ罹リ、士民産ヲ失ヒ業ヲ廢シ、学事ノ衰頹其極ニ達ス、吾家数百年ノ情誼座視傍觀スルニ忍ヒス、若年ノ金員ヲ投シテ学資ヲ補助シ、尋テ明治十七年ノ末ニ当リ、父祖ノ遺志ヲ紹キ再ヒ造士館ヲ興シ、請フテ県立中学トナシ、同二十年ノ末更ニ請フテ高等中学ノ制ニ改メ、人材薰陶ノ実ヲ完フセンコトヲ期セリ、尔来年ヲ閱スルコト前後殆ント十二葛藟、諸般ノ儲設備ハリ実績漸ク彰ハル、然ルニ今回高等中学造士館ハ文部大臣ノ管理ヲ解カル、是学政ノ改革ニ伴フトコロノ結果ニシテ、実ニ止ヲ得サルニ出ツ、願フニ今ヤ我国宇内列国ノ要衝ニ立チ、内治外交益々多事ナラントス、

此時ニ際シ、國家凡百ノ事業斡旋經營ノ任ニ當ルノ士ヲ待ツヤ極メテ切ナリ、而シテ此任務ニ當ルノ士ヲ育成セント欲セハ、中等教育ヲ措テ將タ何ヲ求メン、蓋シ中等教育ハ專門各科ノ首腦ニシテ、國家現時ノ狀態ニ稽ミ、特ニ其剴切ナルヲ信セリ、是故ニ茲ニ創立以來ノ緒ヲ繼キ、更ニ造士館ヲ興設シ、尋常中學ノ教則ニ遵拠シ、普ク県下子弟ヲ入学セシメ、才智ヲ磨キ德義ヲ練リ、以テ國家有為ノ人才ヲ輩出スルノ素ヲナサシメ度所存ニ付、諸學校通則ニ基キ、別記項目ニ則トリ、鹿児島県知事ノ管理ニ屬セシメラレ度、此段相願候也、

2、別記一

別記

第一項 鹿児島県立中学造士館ヲ高等中学校ノ制ニ改メ、文部大臣ノ管理トシ、鹿児島高等中学校造士館ト称スル事、

第二項 鹿児島県立中学造士館在来ノ建物・書籍・器械其他学校附属ノ物品ハ、總テ鹿児島高等中学校造士館ノ所有トナス事、

第三項 鹿児島高等中学校造士館維持費ハ、公爵島津忠義ヨリ年々寄附スル所ノ金九千四百円ト、左記ノ現金及ヒ株券ヨリ生スル所ノ利子金並ニ配当金凡壹万円トヲ以、其經費ニ充ツル事、

一金四万七千六百貳拾壹円九拾錢五厘

島津忠義寄附

一金五万四千貳百円三拾壹錢四厘

高島軾之助寄附

一金八千八百四拾五円四拾錢七厘

野津道貫寄附

有志者寄附金 鹿児島県知事ヘ依托ノ分

合計金拾壹万六千六百六拾七円六拾貳錢六厘

内金拾万円 日本鉄道株券五千円券貳拾枚

金壹万六千六百六拾七円六拾二錢六厘 現金

第四項 寄附者ハ、向二十年間ハ其寄附金ヲ繼續する事、

第五項 本館ハ、学科及其程度ハ文部省令第十六号ニ則トル事、

第六項 寄附者島津忠義ハ、本館重要ノ事件ヲ評議セシムル為メ、拾貳名以内ノ商議委員ヲ撰定シ、文部大臣ノ認可ヲ經ヘキ事、

但、商議委員ハ東京・鹿児島ニ限り之ヲ置キ、俸給ヲ

受ケサルモノトス、

第七項 商議委員ハ館長ヲ撰定シ、之ヲ文部大臣ニ推薦スル事、

第八項 商議委員ノ任期ハ三ヶ年ヲ以テ一期トシ、期滿ツル後続任スルヲ得ル事、

第九項 本館歳入出ノ予算ハ館長之ヲ調理シ、商議委員ノ議ヲ經テ文部大臣ノ認可ヲ要スル事、

第十項 歳入出ノ決算及地所・家屋・物品ノ増減ハ、商議委員ノ審査ヲ經テ、館長ヨリ文部大臣ヘ報告スル事、

第十一項 本館ノ學事年報ハ、商議委員ノ審査ヲ經テ、毎年三月限り館長ヨリ文部大臣ニ出ス事、

第十二項 本館職員ノ任罷・進退・職務等ハ、高等中学校ノ例ニ準セラル、事、

第十三項 本館ニ金円等ヲ寄附シタル者ハ、其寄附金等ノ額ニ応シ

テ生徒若干名ヲ撰ヒ、其授業料ノ全額若クハ幾分ヲ免除シ得ル事、

但シ其方法及細則ハ別ニ之ヲ定ムルモノトス、

第十四項 第四項ノ期限内ト雖モ、高等中学校ノ目的・規模等ニ變更ヲ生シ、寄附者ノ情報ニ背馳スル場合アルトキハ、寄附者ハ第三項ノ寄附金ヲ止ムルヲ得ル事、

第十五項 文部大臣ハ学政上ノ都合ニ依リ、本館ノ管理ヲ止メラルコトアルヘク事、

第十六項 前四項ノ場合ニ於テ、第二項鹿兒島県立中学造士館ノ所有タリシ建物等、及第三項寄附金ノ支弁ニ係リタル物品等、総テ寄附者ニ交付セラル、事、

3、別記一

別記

第一項 造士館ハ鹿兒島県知事ノ管理ニ属シ、鹿兒島県尋常中学造士館ト称スル事、

第二項 元鹿兒島高等中学造士館在来ノ建物・書籍・器械、其他学校附属ノ物品ハ、総テ鹿兒島尋常中学造士館ノ所有トナス事、

第三項 本館ハ公爵島津忠義ヨリ、年々寄附スルトコロノ金壹万余円ヲ以テ其経費ニ充ツル事、

第四項 本館ノ学科及其程度ハ、明治十九年文部省令第十四号及同廿七年同令第七号ニ則トル事、

第五項 本館ハ創立以来ノ緒ヲ継キ、高等専門ノ学校ニ入ラント欲スル者、並陸海軍出身志願ノ者、又ハ出テ実業ニ就カ

ント欲スル者ニ、完全ナル教育ヲ施スヲ以テ目的トスル事、

第六項 寄附者公爵島津忠義ハ、本館重要ノ事件ヲ評議セシムル為、名以内ノ商議委員ヲ撰定シ、県知事ノ認可ヲ經

ヘキ事、

但、商議委員ハ東京ニ一名、鹿兒島ニ一名ヲ置き、俸給ヲ受ケサルモノトス、

第七項 商議委員ハ館長ヲ撰定シ、之ヲ県知事ニ推薦スル事、

第八項 商議委員ノ任期ハ五ケ年ヲ以テ一期トシ、期満ツル後続任スルヲ得ル事、

第九項 本館歳入出ノ予算ハ館長之ヲ調理シ、商議委員ノ議ヲ經テ県知事ノ認可ヲ經ヘキ事、

第十項 歳入出ノ決算及建物・書籍・器械其他物品ノ増減ハ、商議委員ノ審査ヲ經テ、館長ヨリ県知事ヘ報告スル事、

第十一項 本館ノ学事年報ハ商議委員ノ審査ヲ經テ、毎年 月限リ館長ヨリ県知事ヘ差出ス事、

第十二項 本館職員ノ任罷・進退・職務等ハ、尋常中学校ノ例ニ準セラル、事、

第十三項 本館ニ金員等ヲ寄附スル者アルトキハ、寄附者ノ指定ニ依リ生徒若干名ヲ撰ミ、其授業料ノ全額若クハ幾分ヲ免除シ、又ハ卒業生ニ高等学校・帝国大学等在学中ノ学費ヲ貸附スルヲ得ル事、

但、其方法及細則ハ別ニ之ヲ定ム、

第十四項 本館創設ノ目的・規模等ニ變更ヲ生シ、寄附者ノ請願ニ背馳スル場合ヲ生シ、寄附者ノ請願ニ背馳スル場合アル

トキハ、寄附者ハ第三項ノ寄附金ヲ止ムルヲ得ル事、

第十五項 県知事ハ学事上ノ都合ニ依リ、本館ノ管理ヲ止メラル、
コトアルヘキ事、

第十六項 前両項ノ場合ニ於テ、第二項尋常中学造士館ノ所有タリ
シ建物等、及第三項寄附金ノ支弁ニ係リタル物品ハ、総
テ寄附者ニ受付セラル、事、

4、鹿児島県尋常中学造士館規則抄録

鹿児島県尋常中学造士館規則中抄録ス

生徒心得

第一条 本館ノ生徒タル者ハ、明治廿三年十月卅日教育ニ関シ下シ

賜ヒタル 勅語ノ聖旨ヲ奉体シ、須臾モ忽忘スヘカラサル
ハ勿論、恒ニ館長及諸教員ノ訓誨ヲ遵奉シ、左ノ各項ヲ服
膺恪守スヘシ、

第二項 忠孝ノ大義ヲ明ニシ、尊王愛国ノ志氣ヲ持スヘキ事、

第三項 廉恥ヲ尚ヒ志操ヲ固クシ、専心学業ヲ励ムヘキ事、

第四項 実践窮行ヲ勤メ、質素艱苦ノ良習ヲ養フヘキ事、

第五 衣食起居ヲ慎ミ、体力ヲ練リ、身心ノ健全活潑ヲ計ルヘキ
事、

第六 館則ヲ遵守シ、師長ニ恭順シ、学友ト親交スヘキ事、

第七 礼讓ヲ重シ、威儀ヲ正クシ、苟モ粗暴傲慢ノ挙動、軽躁
浮薄ノ風アルベカラサル事、

第八 館ノ内外ヲ問ハス、苟モ本館生徒タル体面ヲ汚ス如キ言行
アルヘカラザル事、

第九 職員ニ対シテハ勿論、生徒互ニ敬礼ヲ行フヘキ事、
外略ス

鹿 児 島 県 師 範 学 校 史 料

一、明治九年学校関係者名簿

1、鹿兒島師範学校

鹿兒島師範学校掛り 初称講習所、開校明治八年十一月廿七日
九年二月廿三日日本唱二改ル

轉 二等監事 明治八年十月九日講習掛拜命
九年二月二日二等監事拜命

轉 三等監事 明治九年三月二日拜命

轉 生徒掛

用度使兼書籍掛

轉 用度使

教員

一等訓導 明治九年二月廿日一等二進ム

二等訓導 明治九年一月八日拜命

二等訓導 明治九年二月八日拜命

轉 三等準訓導 明治九年二月廿日三等二進ム
同三月十三日四等監事兼新町

轉 三等準訓導 同 西田町小学へ転

轉 三等準訓導 同 向江町小学へ転

轉 四等準訓導 明治九年二月廿日四等二進ム

四等準訓導 同

四等準訓導 明治九年三月七日日本校掛り拜命
附屬掛兼本校

轉 一等準訓導 同 附屬掛

轉 四等準訓導 同 附屬掛

轉 四等準訓導 明治九年三月十三日本校掛り拜命
命附屬掛

三等準訓導 漢籍掛

四等準訓導 漢籍掛

五等準訓導 算術掛

轉 一等準訓導 附屬掛 種子嶋時用
轉 同 算術掛 山本治平次
轉 同 漢籍掛 西郷隆章
轉 同 算術掛 林 壮吉
轉 四等準訓導 附屬掛 竹内吉之丞

2、師範学校職員定数

師範学校 縣内教育ノ基本トス、

訓導四名 内一名ハ師範生掛 一名ハ傳習生掛
一名ハ附屬生掛 一名ハ巡回ヲ司ル

師範分校 各中学区内ニ之ヲ設ク、

訓導壹名 準訓導貳名 内一ハ其中学区内巡回ヲ司ル
一名ハ訓導を佐ク

師範学校 毎月五百円を定額トス、

校長

監事一名 書記一名 會計司一名 生徒掛兼受付一名

訓導四名 理學師一名 漢籍師二名 洋學師一名

算術師二名 附屬掛準訓導師二名 習字師一名

3、県学務課名簿

鹿兒島縣学務課

十等 出仕 児玉 原之丞

十四等 出仕 肝属 左右

十五等 出仕 鮫島 謙蔵

一 種子嶋時中 二等監事ニ任セラレ、師範学校掛り被申付、
用度使 永田十五郎 山下小学エ転役、

九月二日 学区取締 師範学校掛書記被申付、
 九月四日 一 秩父重綱 算術掛師員 師範学校掛書記被申付、
 九月五日 一 山本治平次 林 壮吉 小学へ転職、
 漢籍師員 三等準訓導 師範学校掛被申付、
 四月四日 一 吉国兵七 師範学校掛被申付、
 九月八日 一 (氏名欠之) 師範学校掛被申付、
 四等準訓導 吉国嘉吉 師範学校掛被申付、

4、小学教員名簿

新町小学 十三郷校 初称一番校 開校 明治八年五月五日

三等準訓導兼四等監事 平 要之丞
 用度使 内 藤 平 藏
 五等準訓導 赤 松 重之助
 一等準訓導 尾 上 謙 藏
 二等準訓導 川 畑 幸 介
 二等準訓導 小 村 喜 吉
 三等準訓導 谷 山 新 八
 三等準訓導 谷 山 勇 吉
 三等準訓導 脇 田 彦 三
 四等準訓導 木 原 直 兵 衛
 四等準訓導 伊 地 知 賀 彦
 四等準訓導 境 田 元 介
 向江町小学 十四郷校 初称二番校 開校 明治八年
 三等準訓導兼四等監事 児 玉 龍 介
 五等準訓導 中 村 量 吉
 一等準訓導 志 々 目 義 夫

二等準訓導 竹 内 一
 三等準訓導 神 田 橋 彦 吉
 三等準訓導 中 島 宗 太 郎
 四等準訓導 肥 田 藤 左 工 門
 用度使 市 来 善 兵 衛

西田町小学 十五郷校 初称三番校 開校 明治八年

三等準訓導兼四等監事 原 田 忍
 五等準訓導 重 久 中 八
 二等準訓導 児 玉 睿 介
 二等準訓導 青 木 直 二
 四等準訓導 上 野 十 郎
 四等準訓導 山 田 龍 次 郎
 用度使 有 村 武 満

長谷小学 初称第六郷校 開校

四等監事兼四等準訓導 甲 斐 宗 之 進
 五等準訓導 大 庭 寿
 一等準訓導 岩 山 長 右 工 門
 三等準訓導 隈 元 七 次 郎
 四等準訓導 安 藤 四 郎
 四等準訓導 寺 洲 申 太 郎
 四等準訓導 伊 地 知 賀 彦
 用度使 伊 藤 勘 助

松原小学 初称五郷校 開校

四等監事兼四等準訓導

二等準訓導補

三等準訓導補

三等準訓導補

四等準訓導補

四等準訓導補

四等準訓導補

用度使

鶴嶺小学 初称小学第一校 開校

二等監事

四等準訓導

四等準訓導

四等準訓導

四等準訓導

五等準訓導

一等準訓導補

四等準訓導補

用度使

高山小学 初称十一郷校 開校

四等監事

四等準訓導 当分

五等準訓導

三原 重素

古後 千秋

大山 綱業

向井 市之丞

橋口 彦次郎

藤田 真藏

川畑 万右工門

橋本 記左工門

梅北 休兵工

仁禮 景福

小川 剛藏

吉田 四郎右工門

竹下 託藏

白坂 郷左工門

白尾 源太郎

長瀬 節助

是枝 圭二

寺洲 休五郎

吉国 嘉吉

田島 康介

五等準訓導

五等準訓導

四等準訓導補

四等準訓導補

用度使

久富木 宗八郎

原 久太郎

大迫 英介

瀬島 謙介

河野 新之丞

中洲小学 初称九郷校 開校

四等監事

五等準訓導

一等準訓導補

一等準訓導補

四等準訓導補

四等準訓導補

四等準訓導補

四等準訓導補

里岡 久直

谷元 省一

間世田 新ノ丞

東郷 七ノ丞

日置 吉之助

川上 健介

川崎 佳七良

木原 直兵工

二、鹿児島県師範学校開校式祝詞

1、県令 大山綱良

祝文

凡学行ノ良否ハ訓導ノ精粗ニ由ル、固ヨリ言ヲ待タス、爰ニ文部省ノ制規ニ準シ、新タニ師範学校ヲ建築シ、以テ訓導ノ必ス精ナルヲ要ス教学ノ基本ヲ立ル所以ナリ、今既ニ落成シ、今日開校ノ典ニ臨ム、此ヨリ闔校一層勉勵、新築ノ旨意ヲ虚フセス、教ヲ施シ業ヲ受ル、皆其精ヲ極メ、他日各校ニ分在シ、生徒ヲシテ学行彬々其良善

ヲ尽シ、人材ヲシテ輩出セシム、乃チ特ニ一縣ノ至幸ノミナラス、亦我 皇国ノ美事ナリ、因テ祝辭ヲ述ヘテ落成を慶シ、以テ将来ノ成効ヲ期スト云フ、

明治九年九月五日

鹿兒島縣令 大山 綱良

2、師範学校校長・監事

夫レ学校ナル者ハ、堂屋・書籍・器械・教師等ヲ並称スル者ニシテ、単ニ老屋ノミノ謂ヒニハ非ラサルナリ、堂屋等ハ猶ホ身体ノ如ク、教師ハ猶ホ靈魂ノ如シ、何トナレハ、堂屋等ハ死物ニシテ、而シテ教師ハ活物ナレハナリ、今爰二人アリ、身体壯健ナリト雖トモ、靈魂冥暗身体ヲ使用スル其宜キヲ得サレバ、凡ソ人タルヲ免レンヤ、身体壯健、靈魂聰明、然ル後始メテ人ト称スルヲ得ヘシ、堂屋・器械等縱令善美ヲ尽スモ、教師學術ニ乏シク事理ニ闇ケレバ、何ソ学校ト称スルヲ得ン、此ニ於テカ、教師ヲ養成スルノ費ナクンハアルヘカラサルナリ、縣官此ニ見ルアリテ、文部省制規ニ基ツキ師範学校ヲ設立ス、今ヤ土木功ヲ竣フルヲ以テ、茲ニ開業ノ盛典ヲ行スル、衆庶人民ノ慶スベク、且祝スヘキコトナリ、況ンヤ此校ニ関スル者ヲヤ、仰キ望ラクハ、諸彦孜々屹シ夙夜怠ラス、學術ヲ精鍊シ、事理ヲ辯明シ、品行ヲ廉潔ニシ、身体ヲ壯健ニシ、他日良教師トナリテ縣下群子弟ヲ教育シ、賢才ヲシテ輩出セシメ、上ハ縣官勤學ノ意ニ背カス、下ハ群子弟ノ望ヲ空フセサランコトヲ期ス、

明治九年丙子九月五日

本校 校長
監事

3、師範学校教官

地球ヲ繞リテ国スルモノ、本皆同根ノ民ナラサルハナシ、而シテ賢アリ愚アリ、其差唯千里ノミニ非サルナリ、其懸隔ヲ致ス所以ノモノ、風土氣候ノ然ラシムル所アリト雖トモ、主トシテ學術ノ隆替ニ係ル、英米ト云ヒ、支竺ト云ヒ、同シク学校ノ設アラサルハナシ、而シテ一ハ乃チ精神活発、身体自由、常ニ晴朗ノ空氣ヲ呼吸シ、国益々富ミ、兵益々強シ、一ハ乃チ精神卑屈、身体束縛、長ク凄然タル霖雨ニ浴シ、国常ニ貧シク、兵常ニ弱シ、何ソ彼民ノ幸福ニシテ此民ノ不幸ナルヤ、蓋シ其原由ヲ探求スルニ、學問ノ標的甚タ異ナルアルニ因ルカ、彼ニ在テハ實學ヲ勵ミ、此ニ在テハ定理ヲ論シ、實ヲ勉ルモノハ知識日ニ新ニ、思想月ニ潤大ニ進ム、虚ヲ論スルモノハ新ヲ忌ミ、旧ヲ慕ヤ識見常ニ一局ニ踳踖ス、是貧福ノ差強弱ノ別ヲ来ス所以ニシテ、要スルニ虛實ノ一点ニアルノミ、我朝卓然爰ニ見ルアリ、欧米ヲ師トシ、和漢ヲ酌ミ、學制ヲ一新シテ教則大ニ備ル、即チ之ヲ全国ニ頒布シ、邑ニ不學ノ戸ナク、家ニ没字ノ民ナク、各知見ヲ開キ、産業ヲ勵ミ、品行ヲ高フシ、身体ヲ強壯ニシ、奮然一躍支竺ヲ下視シ、欧米ニ凌駕センコトヲ期ス、本廳夙ニ其意ヲ體シ、之ヲ實踐スルニ臨ミ、先ツ善良ノ教師ヲ得スンハ能ハス、此ニ於テカ曩ニ講習所ノ設ケアリ、單ニ授業ノ方法ヲ傳習シ、目下一時ノ急ヲ救フ、而シテ今又新ニ師範学校ヲ築キ、普通ノ学科ト授業ノ方法トヲ授ケ、一層良善ノ種子ヲ此校ニ播サントス、爰ニ開業ノ典ヲ挙ケラル、他日実花ヲ闔縣ニ見ル疑ヲ容レサルナリ、此挙ヤ實ニ人民無量洪福ノ胚胎スル所、誰カ感激祝賀セサルヘケンヤ、余輩不肖誤リテ教官ノ席ヲ穢シ、偶々此盛事ニ遭フ、向後益勉シテ、上ハ朝廷撫民ノ聖旨ヲ体シ、下ハ本廳勵治ノ厚義ニ答ヘンコトヲ、

明治九年九月五日

鹿児島県師範学校教官

謹テ按スルニ、古ヨリ國家ノ興隆スルヤ人材ニ在リ、人材ノ輩出スルヤ教育ニアリ、古人云ハスヤ、學校ハ人材ノ因テ出ル所ト、之レ豈ニ先セサルヘケンヤ、故ニ縣令其急務根元ニ着手シ、宏大ナル師範ヲ新築シ、以テ道義物理ヲ明辯セシメントノ旨意ナリ、土木既ニ功竣リ、今日開業式ヲ行ヒ、且ツ祝詞ヲ述ヘ、併テ示教ニ及フ、是レ一縣稀有ノ盛典ニシテ、独リ吾等生員ノ幸ノミナラズ、廣ク闔縣億萬生ノ幸福ニシテ、亦千歳ノ一遇ニ非スヤ、因テ吾輩生員鷲オナリト雖トモ、益々励精勉學シ、其責ヲ尽シ他日聊カ為ス所アリテ、以テ厚恩ノ萬一二報答セント欲スル耳、頓首再拜、

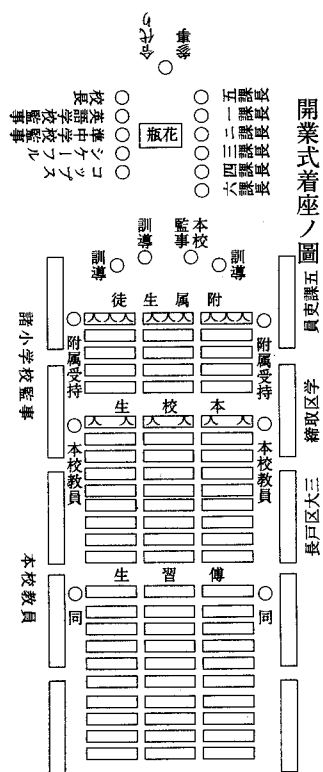
明治九年九月五日

師範養生員中

三、開校式後の北条卷蔵日記

一 九月四日開校、

一 九月五日新築師範学校開業式ヲ行フ、



月 九月十一日起業 然レトモ器械調ハサルヲ以テ学科ヲ授ケス、
火 九月十二日 左の時間表ノ通り学科ヲ授ク、

時間表	月	火	水	木	金	土
七時ヨリ 八時ヨリ	読物	同	同	同	同	同
八時ヨリ 九時ヨリ	算術	同	同	同	同	同
九時ヨリ 十時ヨリ	書取	問答	書取	書取	問答	書取
十時ヨリ 十時ヨリ	休	同	同	同	同	同
十時ヨリ 十一時ヨリ	算術	作文	算術	作文	算術	作文
十一時ヨリ 十二時ヨリ	読物	同	同	同	同	同

一 読物ハ下等書籍ヲ云フ、乃チ五十音ヨリ始ム、
一 算術ハ加算ヨリ始ム、隔日ニ宿題ヲ与フ、
一 書取ハ単語ヨリ始ム、宅婦リ之ヲ斧ス、
一 問答モ亦然リ、
一 作文ハ其時間ニ於テ之ヲ刪正ス、且ツ一週間一回宿題ヲ出ス、
一 別ニ一週間一回、習字手本ニヨリ清書ヲ出サシム、尤モ楷書ノ

iii

土 九月廿三日起業 第二週日ノ終リニ当ル、生徒ノ歴渉スル左ノ

如シ、

読物	五十音図	濁音図	いろは図	単語図八枚	連語図十枚
小学読本輪卷之二・二・三ノ半二至ル、					

算術
加減乘除
諸等

書取 単語 連語

問答 單語 色図 形体線度

作文
五章

習字一回

一諸課ヲ各二十五点卜定メ、総数ヲ百五十点トス、

一讀物講義 小学讀本卷之三 每一名凡半葉

一書取 單語及連語 二十五語

一問答 單語・色図及形体 五問

第一問 寒暖計ノ体用ヲ問フ、

第二問 何々等ノ幾色ヲ日光色ト云フヤ、又其中何々ヲ厚色ト

云フヤ、

第三問 赤色部属ノ銘々如何、

第四問 三角及四角ハ何角ヲ以テ成レルヤ、

第五問 甲乙 甲ト乙トハ何ト名ケラル、ヤ、

一作文
片仮名交り
一章

人間ノ交際ハ何等ノ幸福を保ツヤ、

算術
加減
乘除
諸等
五題

第一 月ハ地ヲ距ルコト二十四万里、太陽ノ距リハ之ニ四百倍

ス、問フ、其距離幾里ナルヤ、

答 九千六百万リ

第二 光ハ迅速ニシテ一分時二三千二百萬リヲ達ス、太陽ハ地

ヲ距ルコト九千六百万リナリ、問フ、日光ノ地ニ到ルハ

幾分時ヲ費スヤ、

答 三分時

第三
8
図ノ如キ地アリ、其坪数ヲ問フ、

答、三十二坪

第四 田九丁七反九畝十九歩アリ、内一丁八反九畝廿八歩ヲ売

レハ、余幾計ソ、

答 三丁六反九畝廿一步

第五路五万四千二百八十五尺アリ、里数ヲ以テ之ヲ命スレハ如何、

答 四り六丁四十七間三尺

一習字 楷書 十六字

23	22	22	22	25	22	24	22	22	20	22	25	堀江
11	16	13	18	15	15	9	21	19	22	24	22	職
14	22	20	22	20	20	25	23	20	19	25	21	問
8	20	25	20	20	20	25	24	25	25	25	24	柳
15	0	8	6	18	13	9	10	11	15	10	20	文
22	15	10	23	10	19	18	14	20	18	18	24	字
93	95	98	111	108	109	110	114	117	119	124	136	機
12	11	10	6	9	8	7	5	4	3	2	1	誠
久木元	原	川	大	井	永	神	有	宮	泰	萩	諏	試験
	田	上	浦	長	山	田	村	竹	山	原	訪	験
直哉	善	芳	良	昌	莊	重	才		英	行	善	成果
	二郎	春	太郎	吉	太郎	英	輔	貞	俊	吉	太郎	表
	22	20	22	20	20	22	15	22	25	22	25	25
	14	11	16	22	10	12	18	15	12	17	8	15
	6	6	9	15	5	14	12	13	12	10	12	20
	0	20	15	8	15	25	20	20	3	21	9	10
	6	5	5	4	10	4	8	0	18	5	20	8
	5	0	9	20	21	7	12	15	18	15	17	14
	53	62	76	79	81	84	85	85	88	90	91	92
	24	23	22	21	21	19	18	17	16	15	14	13
有馬要之助	日	岩	児	有	加	山	萩	酒	川	伊	德	山
	高	崎	玉	馬	治	口	原	匂	元	藤	長	田
	利		雄	勇	種	介	嘉	猪	儀	民	清	良
	健	叶	之助	八	充	一	次郎	之助	行	十郎	堅	行

九月二十五日ヨリ十月七日ニ至ル二週間中、生徒ノ涉獵スルコト左ノ如シ、

読物 小学読本卷ノ三ノ半ヨリ四 及ヒ地理初歩 日本地誌略

會讀 卷ノ一・二ノ半ニ至ル、

算術
分数
少数

書取 小学読本中ノ熟語

問答 生理学

作文
五章

習字一回

十月七日 傳習生乙第二回小試験式

一読物ニ代ルニ筆記ヲ以テス、小学読本巻四 五問

第一問 地球ノ円形ナルハ何ニ由リテ知ルヤ、

第二問 月ニ光アル所以ハ如何、

第三問 行星ノ銘々ハ如何、

第四問 降雨ノ理如何、

第五問 風ノ起ル所以如何、

一書取 小学読本中 二十五語

一問答

(1) 赤道ヨリ南北共ニ二十三度半ニシテ各一線アリ、北ニア

ルヲ何ト云ヒ、又南ニアルヲ何トヤ、且ツ此二線ノ間ヲ

何ト名ツクルヤ、

(2) 五大洲及ヒ五大洋ノ名々ヲ記セ、

(3) 川ト溝トノ区別如何、

(4) 有機体ト無機体ノ区別如何、

(5) 「アナトミー」トハ何ヲ云フヤ、

一作文 片仮名交リ 一章

人民ノ政府ニ對スル義務如何、

一算術 分数 小数 五題

(1) 馬一匹ヲ百二十五円ト四分ノ三ニテ買ヒ、又之ヲ元價ノ

五分ノ四ニテ売リタリ、依テ其損金ヲ問フ、

答 二十五円ト二十分ノ三

(2) 水油一樽ノ價九円ト八分ノ三ナルトキハ、百十九円ト十

六分ノ一ヲ以テ幾樽ヲ買ヒ得ヘキヤ、

答 十二樽ト十分ノ七

(3) 零個六五五ヲ分数ニ化スレハ如何、

答 $\frac{131}{200}$

(4) 一個二四五二零個二七ヲ乘スレハ如何、

答 零個三三六一五

(5) 若干ノ糧米アリ、甲乙兩隊ノミニテ之ヲ食セハ、二日又

二分ノ一ニシテ全ク尽ク、甲隊ノミニテ之ヲ食セハ、應

二四日又四分ノ三ニシテ食シ尽スヘシト云フ、問フ、乙

隊ノミニテ之ヲ食セハ幾日ニシテ食スヘキヤ、

答 五日十八分ノ五

一習字 楷書 十一字

(成績表略ス)

十月九日ヨリ同廿一日ニ至ル二週日間、生徒ノ経歴スルモノ左ノ如
シ、

読物 日本地誌略卷之二半ヨリ三、及ヒ日本略史卷ノ一及ヒ二

ノ半ニ至ル、

算術 正轉比例及ヒ合率ニカ、ル

書取 西国立志篇中ノ文章

講義 初学人身窮理初卷半マテ

作文 五章

習字 一回

十月廿一日傳習生乙第三回小試験式

一総点数ヲ百五十点トス、

一講解ニ代ルニ筆記ヲ以テス、 七題

第一 垂仁帝ノ時不軌ヲ図リシ者アリ、其名ヲ何ト云フヤ、

第二 叢雲ノ劍ヲ草薙ノ劍ト改メシ所以ハ如何、

第三 百濟ヨリ仏像經論ヲ獻セシハ何帝ノトキナルヤ、

第四 昔公ノ左選ハ何ニヨルヤ、

第五 天慶ノ乱ニ將門都ヲ建テタル地ハ何國ノ何ト云地ナリヤ、

第六 安德帝ノ崩御ハ何レノ処ニ於ケルヤ、

第七 北条氏ノ鎌倉執權タリシハ幾代ナリヤ、且ツ其滅亡セシハ誰ノトキナルヤ、

一書取 立志篇中尼格尔ノ書

一門答 三題

第一 齒ノ働キヲ分チテ幾箇条ト為スヤ、且ツ其箇条ハ如何、

第二 夜間作業ハ何故ニ疲勞多キヤ、

第三 消化ノ道具トハ何々ヲ云フヤ、

一作文 片仮名交リ 壹章

安樂ハ困難ヨリ生ズ、

一算術 分 正比 轉比 合比 七題

(1) 歩砲騎三兵ノ一軍アリ、其三分ノ二ハ歩兵ニシテ、其四分ノ一ハ騎兵ナリト云フ、然ルトキハ其砲兵幾何ナルヤ、

答 十二分ノ一

(2) 穀商アリ、價四百九十四元五十仙ニテ稗麦若干ヲ売ル、其利スル所ヲ問ヘハ買價ノ四分ノ一二当ルト答フ、問フ、利潤幾元ナルヤ、

答 九十八元九十仙

(3) 二脚夫アリ、甲ハ毎時二里ト四分ノ一、乙ハ毎時九里宛歩メリ、今乙ハ甲ヨリ二時遅ク出立セルトキハ、幾里ニシテ甲ニ追ヒ及フヤ、

答 六里

(4) 或人算計スルニ、一府ニ於テ毎年二十六人ノ民ノ内死スルモノ一人アリ、今一府ニ於テ毎年五千三百三十六人アルトキハ其民居幾何ナリヤ、

答 十三万八千七百三十二人

(5) 工者十八人ヲ以テ廿八日ニ於テ成就スヘキ器アリ、今同器ヲ其日限ノ四分ノ三ニ成シニハ幾人ヲ要スルヤ、

答 二十四人

(6) 十分時間ニ一里ノ道ヲ馳ル馬ヲ五十円ニテ買フ、今三十円ヲ以テ求ムル所ノ馬ノ速力ハ一里ノ道ヲ幾時ニ馳スルヤ、

答 十六分四十秒

(7) 二十七名ノ匠夫毎日十時工作シテ工價三百〇二元四十仙ヲ得ヘキ割合ニ□、三十五人十二日間毎日十一時宛營業セハ工値幾何ナルヤ、

答 三百二十三元四十仙

(成績表略ス)

十月廿四日ヨリ十一月三十日迄、生徒ノ經歷スルモノ左ノ如シ、

読物 日本略史卷之二 萬國地誌略卷之一・二・三 及ヒ万国

史略卷之一・二 小学讀本卷之五

算術 甲ハ合率比例 連鎖比例 和較比例 開平迄

乙ハ分数及ヒ分数比例 正轉比例 復習

書取 教育雜誌中ノ文章

講義 人身窮理初卷ノ半ヨリ迄 物理楷梯卷ノ一及二ノ半迄

授業法 下等小学第八級ヨリ一級マテ

十二月十二日 傳習生第二席大試験式

一 総点ヲ二百点トス、

一 歴史 日本略史 万国史略 五問 二十五点

第一問 始メテ支那ト通セシハ本朝何帝ノ時ニシテ、當時支那ノ国名を何ト云フヤ、

第二問 保元ノ乱兆ハ如何、

第三問 今上天皇ハ何天皇ノ御子ニシテ歷朝第幾代ニ当ルヤ、

第四問 三國中最後ニ亡シ国名ハ如何、

第五問 米國十三州ノ人民同盟シテ兵ヲ挙ケ、英國ト戦争セシ

トキ米軍ノ總督タリシハ何人ナリヤ、

一 地理 地理初歩 日本地誌略 万国地誌略 五問 二十五点

第一問 港ト湾トハ如何ナル別アリヤ、

第二問 北海道ハ幾ヶ国ナルヤ、其國々ノ名マデ挙ゲヨ、

第三問 五港ハ何々ノ國々ニ在ルヤ、

第四問 亜細亞州ノ境界を記セ、

第五問 世界第一ノ高山及ヒ大河ハ何レノ地ニアリテ、其ノ名ハ如何、

一 物理 物理楷梯 四問 二十点

第一問 気孔性ハ通有性ナリヤ將偏有性ナリヤ、且ツ試ミニ物ノ比性ヲ具有スル一證ヲ挙ケヨ、

第二問 物体運動ノ定則ヲ知ルヘキ三目アリ、問フ、何々ゾ、

第三問 高台アリ、其頂辺ヨリ石ヲ投セハ五秒時間ヲ経テ地上

ニ達セリ、其高幾尺ナリヤ、

第四問 大氣ノ上圧ヲ試験スル法如何、

一 人身究理 初学人身究理 四問 二十点

第一問 十二指腸トハ何レノ部分ヲ云フヤ、且ツ其名ノ起ル由

縁ハ如何、

第二問 肺臟及ヒ心臓ハ何等ノ作用ヲ掌ルヤ、

第三問 食物ノ品柄ハ氣孔ノ寒暖ト年令ノ老弱トニ由リテ異ニ

セサル可ラス、然ラハ夏日ハ如何なる食品ヲ用キ、又老人ハ如何ナル食品ヲ用キテ可ナルヤ、

第四問 人長ク入浴セスシテ皮膚ヲ不潔ナラシムレハ、何等ノ

弊害ヲ来スヤ、

一 書取 立志編中 十五点

一 作文 二十点

訓導ノ任ヲ奉シテ故郷ニ還ルニ臨ミ、意思ヲ陳シテ同窓ノ学友

ニ謝ス、

一 授業法 五問 二十五点

第一問 読物中摘書スルハ何ノ為メゾ、

第二問 書取ノ課ヲ設クルハ何カナル意ニシテ、且ツ其有益ヲ

挙ゲヨ、

第三問 回答ノ課ヲ設クルハ何ノ故ゾ、

第四問 講義問答及ヒ作文朗読ノ際、生徒ヲシテ起立セシムル

ハ何故ゾ、

第五問 初メテ習字を授クルヤ、先ツ石板ニ習ハシムルハ如何

ノ故ゾ、

一 算術 七問 三十五点

第一問 甲乙ノ生徒アリ、同日ヨリ單語ヲ学フ、單語ノ總數ニ

百十箇トス、甲ハ一日ニ五箇ヲ覚ヘ、乙ハ一日ニ三箇ヲ覚フ、甲ノ單語ヲ終ルトキ乙後ル、コト幾許ナリヤ、

答 八十四箇

第二問 今新ニ学校ヲ建築セント欲シテ地處ヲ償ヒシニ其價金

ヲ知ラス、但云フ、其五分ノ一之三分ノ二ハ二十四円ナリト云フ、問、其総價金幾何ナリヤ、

答 百八十円

第三問 米一石ノ價金三円二十二錢三厘二毛五糸ナリ、今十五

石二斗一升五合ノ價金如何、

答 四十九円四十九錢八一八七五

第四問 学校ノ積金五千二百円アリ、内書籍及ヒ器械ヲ償フカ

為メ二千六百八十五円一分二朱ヲ費セリ、問フ、殘金幾何ナリヤ、

答 三千五百十四円二分二朱

第五問 一校アリ、生徒ノ總數ヲ算スルニ全員ノ八分の三ハ六

十人ナリト云フ、然ルトキハ其十六分ノ五ハ幾許人ナリヤ、

答 五十人

第六問 一商アリ、一斤ノ價金五錢ツ、ノ砂糖六百三十三斤ヲ

買入レ、今之ヲ三斤ニ付價金十六錢ノ割合ヲ以テ悉ク売払ヘリト云フ、問フ、其利金幾何ナルヤ、

答 二円十一錢

第七問 白亜一箱ノ代金二十五錢、又鉛筆一束ノ代金十五錢ナ

リ、今白亜三十六箱ニ替ルニ鉛筆ヲ以テセハ、幾束ナルヘキヤ、

答 六十束

(成績表略ス)

四、師範学校等生徒名簿

1、講習所卒業生

五等準訓導	今和泉 詔 間 治 賢 六十七号
五等準訓導	今和泉 鮫 島 盛 應 六十四号
五等準訓導	指 宿 黒 木 龍 輔 五月九日卒業 五十七号
五等準訓導	旧山野 松 葉 悌 蔵 六十三号
五等準訓導	種子島 美 座 時 贊 七十三号
五等準訓導	桜 島 有 村 吉之進 八十一号
五等準訓導	蘭牟田 二ノ宮 慶 六 七十八号
二等準訓導補	蘭牟田 有 川 泰 助
二等準訓導補	市 来 松 山 正之進
五等準訓導	市 来 永 山 信 敏 七十七号
二等準訓導補	水 引 淡 谷 有 一 郎
二等準訓導補	東 郷 伊 東 藤 太 夫
五等準訓導	市来港 野 崎 泰 助 五十八号
五等準訓導	垂 水 桑 波 田 友 二 六十二号
五等準訓導	知 覧 佐 多 敬 一 郎 六十号
五等準訓導	入 来 川 添 柳 生 七十五号
五等準訓導	永 吉 曾 木 重 昌 九十三号
三等準訓導補	吉 利 中 村 諸 右 工 門
二等準訓導補	大根占 川 辺 宗 之 進
五等準訓導	谷 山 厚 地 政 信 八十六号
二等準訓導補	日 置 成 相 力 蔵
五等準訓導	加治木 竹 下 正ノ進 六十六号

野田中村正次郎	大始良南 岩元由彦	大始良 池田彦太郎	大始良南 森田親則	財部 白坂篤彦	始良 田ノ辺良介	福山 厚地政清	旧曾木 宮里貞后	勝目 藺田兵次郎	松田親吉	旧馬越 遠矢真一郎	阿多 鮫島勇	阿多 西田慶一郎	百引 平山武義	鶴田 仁科岩次郎	笠毛原 朴泰造	旧馬越 水間良兼	井上靜治	襲山 山下勸介	川口備	吉田 後藤早太郎	時任九郎	牛根 長濱次平	清水 若松啓介	西襲山 松元武彦
---------	--------------	--------------	--------------	------------	-------------	------------	-------------	-------------	------	--------------	-----------	-------------	------------	-------------	------------	-------------	------	------------	-----	-------------	------	------------	------------	-------------

2、伝習生

傳習生

一等準訓導補
一等準訓導補
一等準訓導補

石 躍 正 吉 三大区二小区	宮 里 孝五郎 大根占	仁 札 明 名 加世田	大 迫 宗 政 加世田	池 端 八十次鹿兒島田上	斧 淵 源次郎 入 来	田 中 藤 太 鹿兒島	大 平 清 七 今和泉	宮 里 莊次郎 大根占	山 下 兼 一 谷 山	長 井 守 介 加世田	濱 田 猪之介 塩 屋	旭 福 泉 徳之島	平 山 武 敏 知 覧	須 佐 美 武 治	永 里 佐一郎 水 引	本 田 親 愛 入 来	蜂 須 賀 助 治 顯 娃	国 生 熊次郎 蒲 生	薬 師 寺 恕 七 水 引	大 島 有 徳 加世田	陳 茶 靖 ツボヤ	富 永 善之進 知 覧	
三等準訓導補	一等準訓導補	一等準訓導補	一等準訓導補	三等準訓導補	二等準訓導補	二等準訓導補	二等準訓導補	二等準訓導補	一等準訓導補	二等準訓導補	二等準訓導補	二等準訓導補	二等準訓導補	二等準訓導補	三等準訓導補	二等準訓導補	四等準訓導補	四等準訓導補	四等準訓導補	三等準訓導補	一等準訓導補	三等準訓導補	
生 駒 寿 千 加世田	加 治 木 種 充 花 岡	宮 竹 貞 末 吉	泰 山 英 俊 大 島	永 山 莊太郎 和 泉	諏 訪 善太郎 今和泉	久 木 元 直 哉 内ノ浦	有 村 才 輔 桜 嶋	桑 波 田 勇 二 高尾野	酒 匂 猪之介 加 茂	有 馬 要之介 伊 集 院	大 浦 良太郎 串 木 野	萩 原 行 吉 桜 嶋	川 上 芳 春 大龍寺馬場	山 口 介 一 二大区中村	山 田 良 行 末 吉	徳 長 清 堅 徳之島	川 上 儀 行 小根占	神 田 重 英 小根占	日 高 利 健 高 山	白 坂 直 一 内ノ浦	萩 原 嘉次郎 二天区小五区	原 田 善次郎	井 長 昌 吉 大 島
除名	除名	除名	除名	除名	除名	除名	除名	除名	除名	除名	除名	除名	除名	除名	除名	除名	除名	除名	除名	除名	除名	除名	

三等準訓導補
三等準訓導補
三等準訓導補
四等準訓導補

3、伝習生乙
傳習生乙人名表

兒玉 雄之助 串木ノ
伊藤 武十郎 花岡
有馬 勇八 大村
岩崎 叶 日置
植村 七藏
面高 源之丞
西 右八郎
黒田 金弥

加治木 種充 花岡
宮竹 貞 末吉
泰山 英俊 大嶋
永山 莊太郎 和泉
諏訪 善太郎 今和泉
久木元 直哉 内之浦
有村 才輔 桜嶋
酒匂 猪之介 加茂
有馬 要之介 伊集院
大浦 良太郎 串木野
萩原 行吉 桜嶋
川上 芳 春大龍寺馬場
山口 介 一鹿兒島中村
山田 良行 末吉
九月十八日より入校故ニ之ヲ朱位ニ置ク

4、分席生員
同校分席生員

徳長 清堅 徳之嶋
川元 儀行 小根占
神田 重英 小根占
日高 利健 高山
萩原 嘉次郎 鹿兒島
原田 善次郎
井長 昌吉 大嶋
兒玉 雄之助 串木野
伊藤 民十郎 花岡
有馬 勇八 大村
岩崎 叶 日置
常松 与藤次 指宿
大迫 篤二 加世田

仁禮 景福
小川 剛藏
白尾 源太郎
大野 金藏
野村 伝左工門
竹下 西之助
隈元 七次郎
白坂 郡左工門
岩山 長右工門

吉田四郎右工門
 竹下純藏
 川北幸左工門
 山元靜太
 三原重素
 甲斐宗之進
 大庭壽
 崎元休右工門
 谷元省一
 間世田新之丞
 東郷七之丞
 田島康介
 鍋倉十郎
 久富木宗八郎
 原弓太郎
 古後千秋
 上野十郎
 安藤四郎
 日置吉之助
 長瀬節助
 大山綱業
 大迫英介
 岩崎与志人
 橋口彦次郎
 谷山謙介

伊地知贊彦
 川畑万左工門
 肥田藤左工門
 川上健助
 児玉誠之助
 園田真藏
 向井市之丞
 木原直兵衛
 境田元輔
 山田龍次郎
 窪田直之丞
 竹内吉之丞
 川崎佳七郎
 寺師東太郎
 大山綱慶
 大熊莊次郎
 野崎正介
 家村原十郎
 田中郷八郎
 山本英介
 野崎千之助
 丸田義将
 伊集院与一
 舟木正之進
 岩山直隆

5、師範生徒
師範生徒

坂元 彦左工門
中 村 吉之助
新 納 英之助
有 川 彦 一
野 元 彦 二
洪 谷 小 吉
与 倉 直 后
宮 内 安 止
川 上 四郎助
有 馬 新 八
肝 属 精 一
帖 佐 誠 介
厚 地 兼 治
藤 嶋 健 介
美 代 彦 二
東 郷 敬 介
長 友 喜 介
三 原 直 二
柳 瀬 昌 三
安 田 勇之助
木 十太郎
久 留 八二郎

藤 嶋 謙 介
美 代 彦 二
蒲 地 栄之丞
名 越 轟
東 郷 弥 彦
後醍醐院 良 望
岩 切 正九郎
古 垣 兼 成
川 畑 清 操
橋 元 八 二
帖 佐 作次郎
寺 田 新 八
新 納 久 貞
山 下 中 二
長 濱 尚五良
緒 方 真 藏
関 屋 義 直
綾 部 繁
坂 元 定次良
長谷場 幸 吉
肥 後 和 平
坂 田 有 三
森 利 尹
祢 寝 耕 造
山 下 兼 賛

田原 藤太郎
 勝目 正色
 船木 正之進
 新納 英之介
 有川 英之介
 与倉 直次
 安正 宮内
 有馬 新八
 肝付 精一
 木尾 十太郎
 久留 八次郎
 山野田 新八
 川畑 万左門
 川畑 幸介
 関師 新八
 野田 経中
 中村 政光
 伊地知 季清
 石沢 清常
 椎原 犬次郎
 吉田 直次郎
 内山 幸之助
 石原 正義
 丸田 吉次郎
 伊集院 兼慶
 伊集院 兼一

五、鹿児島師範学校規則

鹿児島縣師範学校規則 明治九年十月改

通則

第一款

第一条

本校ハ縣内小学ノ師員トナルヘキ生徒ヲ養成シ、授業ノ方法ヲ教授スル所ナリ、然レトモ方今學問ノ地位未タ其度ニ至ラス、故ニ先ツ小学師範タルベキ学科ヲ教授シ、之ヲ卒業シタル後チニ授業ノ方法ヲ教ユルヲ以テ法トス、但シ、学力優等ニシテ学科ヲ教授スルニ及ハサルモノハ、拔擢シテ授業方法ヲ教ユルコトモアルヘシ、

第二条

生徒ハ年齢十八歳以上三十五歳以下、行狀端正、體質壯健ニシテ、種痘或ハ天然痘ヲ為シ、且ツ普通ノ書及ヒ略算術ヲ學ビ得タル者ニアラサレハ、入学ヲ許サス、

第三条

入学ハ毎歲二度ニシテ、定期試験ノ後ト定ム、其期日及ヒ生徒ノ員數等ハ、豫メ第五課ヨリ報告シ、且本校門外ヘモ揭示スベシ、

第四条

但、教席ノ都合ニヨリ臨時入学ヲ許スコトアルベシ、入学試験ハ本校ノ試験法ニ據リ、読書・講義・算術及ヒ作文ヲ試ム、

第五条

試験ノ上合格ノ者ハ入学ヲ差許シ、其保証狀並ニ履歷書ヲ本校ニ取纏置キ、別ニ族籍・姓名・年月ヲ記載シ、以テ第五課工具狀スベシ、

第六条

本校ノ教科ハ之ヲ四級二分ケ、毎級六ヶ月ノ修業ト定メ、在學ニケ年ヲ以テ全科卒業ノ年限トス、

但、從來学力優等ニシテ進歩速ナル者ハ、比限ニ拘ハラス特ニ卒業証書ヲ與フ、

第七條

生徒ヲ二種ニ分ケ、一ヲ貸費トシ、一ヲ自費トス、凡百式拾名貸費生五十名
自費生七十名ヲ以テ定員トス、

第八條

但、教場ノ都合ニヨリ此員ヲ増減スルコトアルベシ、入学及ヒ定期試験ノ際、学力優等ノ者ニ貸費生ヲ命ス、但、貸費生ヲ命スト雖モ、自費生タランコトヲ願フ者ハ其意ニ任ス、

第九條

貸費生ハ一ヶ月金二円ヲ貸与ス、故ニ成業ノ后ハ縣命ニ從ヒ訓導奉仕スヘシ、其年限ハ拾二ヶ月ニシテ、卒業シタル者ハ滿拾二ヶ月トス、餘ハ之ニ準ス、若シ期限中退職スルモノハ、其餘ル所ノ月費金ヲ通算シ、一時ニ償却セシム、

但、死去ハ勿論疾病等ニテ、一往勤務セサルモノハ此限ニアラス、

第十條

學資ハ日ヲ計テ給ス、若シ已ヲ得サル事故アリ帰郷スル乎、又ハ出席セサル者ハ、其当日ヨリ出席スル迄ハ給セス、

但、五日内ニ出席スル者ハ此限ニアラス、冬夏休業ノ中ハ勿論病氣ノ節ハ全額給与スト雖トモ、三十日ヲ經テ猶癒サル者ハ給セス、

第十一條

入学ヲ許可スル上ハ、半途ニシテ退學ヲ許サス、但、事實不得止ノ確証アルトキハ、詮議ノ上相当ノ處分ニ及フベシ、

第十二條

身體多病ニ至ル者ハ醫師ヲシテ検査セシメ、到底成業ノ

目的ナキ者ハ退學ヲ命ス、

第十三條

本校ハ所屬ノ寄宿舎ナキニヨリ、生徒ヲシテ一般通學セシム、

第十四條

管内・管外ヲ論セス、事故アリテ帰省ノ節ハ、往返三十日間ヲ限り願出ベシ、若シ滿期上校ヲ得サルモノハ延期ヲ再願スヘシ、

第十五條

學期ハ九月一日ニ始リ、翌年七月十五日ニ終ル、前半期ハ九月一日ヨリ翌年二月十四日ニ至リ、後半期ハ二月十五日ヨリ七月十五日ニ至ル、

第十六條

年中休業定日（以下記載なし）

第二款

入学規則

第一條 入学ヲ願フ者ハ、保証人ノ與印アル左式ノ願書及ヒ履歷書ヲ以テ、事務局エ願出ベシ、

入学願書式 用紙百田紙

入学願

私儀、今般小学師範学科修行志願ニ御座候間、何卒入学御許容被下度候也、

何縣何族

第何大区何小区何番地 或ハ誰所寄留

誰子弟 本人當主ナレハ之ヲ除ケ

姓 名 印

何年何ヶ月

何縣何族何

第何大区何小区何番地

保証人 保証人ハ父兄親族ノ者ニ
テ当廳下在住ノ人ニ限ル

姓 名 印

鹿兒島縣師範学校

御中

履歷書 用紙百田紙

何年何月、何所・何校ニ於テ、或ハ教師誰ニ就キ、何学科并算
術何々迄修業、及ヒ出處・進退・賞罰ニ関スル履歷、

第二条 入学ヲ許ス者ハ、左式ノ証書ヲ事務局エ差出スベシ、

貸費生証書式 用紙美濃紙

証書

私儀、今般御校エ入学御許可、学資金御給與被下置候旨領承仕、
然ル上ハ修業中ハ勿論卒業ノ后、御規則ノ通縣命ニ従ヒ進退可
仕候、依テ証書差出候也、

何 府 何 族

第何大区何小区何番地 或ハ誰
方寄留

年号月日

姓 名 印

何年何ヶ月

何 府 何 族

第何大区何小区何番地 或ハ誰
方寄留

保証人 保証人ハ父兄親族ニテ
当廳下在住ノ人ニ限ル

姓 名 印

鹿兒島師範学校

御中

自費生証書式 用紙美濃紙

証書

私儀、今般御校エ入学被差許候上ハ、学業勉勵ハ勿論堅ク御規
則可相守、依テ証書差出候也、

何 府 何 族

第何大区何小区何番地 或ハ誰
方寄留

年号月日

姓 名 印

何年何ヶ月

何 府 何 族

第何大区何小区何番地 或ハ誰
方寄留

保証人 保証人ハ父兄親族ニテ
当廳下在住ノ人ニ限ル

姓 名 印

鹿兒島師範学校

御中

第三款 教則

第一条 小学ニ在リテハ、専ラ国語ヲ以テ諸学科教授スルノ旨タル

カ故ニ、本校ニ於テモ和漢文及ヒ翻訳書類ヲ用ヒテ教授ス

ルヲ法トス、

第二条 授業時間ハ毎日五時間ト定メ、一課程ヲ了ル毎二十分時間

遊歩セシム、

但、授業時間ハ日ノ長短ニヨリ時々變更ス、故ニ其都度

揭示ニ及フベシ、

教則

前一年 第四級

第一期半年

史学

一週九時

数学

皇朝史略 十八史略

一週六時

地学

加減 乗除 分数 小数但修還共 諸等

此間兼テ利息ノ方法ヲ授ク、

物理学

日本地誌略

一週三時

物理学

物理全誌 物性 動靜 氣 音 温

一週六時

習字

楷書 行書

一週六時

體操

第三級

第二期半年

史学

日本外史 元明史略 泰西史鑑

一週九時

数学

正轉 合率 差分 連鎖 和較 開平方 開立方

一週六時

文学

等差級数 對数用法 代数加減乗除 羈 開商

一週六時

書取 作文

地学

一週三時

輿地誌略

物理学

一週六時

物理学

一週六時

物理全誌 光 磁 電 天体

體操

後一年 第二級

第一期半年

史学

万国新史

一週三時

数学

代数 分数 根数 指数 負数 方程式 一次 二次

一週六時

文学

修身学

一週六時

文学

正文 文章軌範

一週六時

修身学

勸善訓蒙 全部

一週六時

生理学

初学人身窮理

一週一時三十分

経済学

百科全書 經濟論

一週一時三十分

画学

渾發用法 縮図用法

一週六時

體操

第一級

第二期半年

数学

幾何学大意

一週三時

政体学

万国政体論

一週三時

画学

一週三時

画学

一週三時

画学

一週三時

画学

一週三時

画学

一週三時

画学

一週三時

画学

一週三時

画学

一週三時

画学

一週三時

画学

一週三時

画学

一週三時

地図

博物学

一週三時

具氏博物学

化学

一週三時

百科全書化学篇

記簿法

一週三時

單記

教育論

一週三時

教導說

授業法

一週九週

授業方法

附属小学ヲ教授セシム、

體操

第四款 試験則

第一条 月末毎ニ小試験ヲ為シ、各生徒ノ優劣ヲ判シ、以テ其座次

ヲ進退ス、而シテ六ヶ月ノ末ニハ定期試験ヲ行ヒ、学力ノ進否ヲ驗シ、以テ其等級ヲ昇降スルヲ法トス、

但、六ヶ月未満ト雖トモ臨時試験ヲナシ、其級ヲ昇降ス

ルコトアルベシ、

第二条 定期試験ノ時、拔群優等ノモノニハ褒賞ヲ與フ、

第三条 生徒ノ学力ハ一科ニ偏セサルヲ要ス、故ニ一科ニ長スト雖

トモ、他ノ教科ニ於テ相当ノ学力ナキ時ハ進級セシメス、

第四条 試験ノ上学力不滿ニシテ及第セサル者ハ、尚元級ニ置キテ

温習セシム、若シ如此コト三度ニ及フ者ハ退学ヲ命ス、

第五款 全科卒業ノ上大試験ヲ為シ、左式ノ卒業証ヲ與フベシ、

但、当今教員ニ乏キカ故ニ、第三級卒業ノ者エ授業法ヲ

演習セシメ、然ル後五ヶ年ヲ限リタル免状ヲ與ヘ、各

小学校エ派出ヲ命セラル、コトアルベシ、五ヶ年ヲ終

リ尚訓導タラント欲スル者ハ、更ニ学力ヲ試験シ、其

任ニ称フ者ニハ再ヒ免状ヲ與フ、

料紙 大奉書紙四ツ切

表

證書	鹿兒島 縣師範 学校印	何縣何族 姓 名 何年何ヶ月
第幾号	小學師範学科卒業候事 年号月日 鹿兒島師範学校	

裏

割 印	此證書ヲ得タル者ハ縣内 小学ノ訓導タルコトヲ免 許スル者也
-----	-------------------------------------

第六款 大試験并定期試験臨席ハ、官吏ハ勿論校長・監事及ヒ教員

トス、

但、生徒ノ親族ハ勿論、請求者ニハ皆參觀ヲ許スベシ、

第五款 書籍拝借并授業料規則

第一条 書籍拝借或ハ拂下ケ等ヲ願フ者ハ、監事ノ檢印ヲ捺セル左

式ノ願書ヲ以テ、書籍局工差出スヘシ、
但、証書用紙、該校事務掛ヨリ附與スベシ、

(表)

検記

書名 第何号 何冊

右拂下奉願候也

年号月日

何縣何族
第何大区何小区何番地
居住或ハ
誰方寄留
師範学校
何等何級
何 某 印

(裏)

検証

書名 第何号 何冊

右、正二拝借仕候、当級卒業ノ上ハ速ニ返納可仕候、

但、見料ハ勿論、若シ紛失・破損・焼焦・油染・書入等有
之不用ニ属シ候者ハ、代本又ハ原價、其他ノ損失ハ檢料
ヲ以テ償却可仕候也、

年号月日

何縣何族
第何大区何小区何番地
居住或ハ
誰方寄留
師範学校
何等何級
何 某 印

第二条

書籍返納ノトキハ書籍掛工出シ、毀損の有無ヲ調査ノ上前
ノ証書ト引替返納スベシ、若シ毀損アルトキハ、貸本條例
ニ基キ相当ノ代價ヲ以テ償却スベシ、

第三条

甲ノ者拝借書籍、乙ノ者工復貸スヘカラズ、

第四条 受業料ハ一ヶ月金五錢ト定メ、毎月四日限り之ヲ會計司ヘ
納ムベシ、

但、貧窮ニシテ本条受業料ヲ納ムル能ハサル者ハ、戸長

并学区取締與印アル検証ヲ差出スベシ、其情実ニ因テ
ハ半額ヲ納メシム、赤貧ノ者ハ全額ヲ免スコトアルベシ、

第五条

一家二人ノ子弟ヲ入学セシムル時ハ、一人ノ受業料ハ半額
ヲ免ス、三人以上ハ二人分ヲ納メシム、

第六条

受業料ヲ納ムルニハ、初メ左ノ領取証書を渡スヘキニ付、
納金ノ日毎ニ其証書ヲ持參シテ會計掛ノ検印ヲ受クヘシ、

受業料領取証書雛形 用紙片折二折

受業料領取ノ條例

一 毎月受業料ヲ納ムルノ日、此
請取証書ヲ必ス持參スヘキコ
ト、

一 毎月一日ヨリ四日迄ニ、相違
ナク會計司ヘ相納ムヘキコト、

一 納ムルノ日、左ノ雛形朱書ノ
通金高及ヒ月日書載セ申スヘ
キコト、

但、鉛筆ヲ以テ記載スヘカ
ラス、

何月何日

一金何錢也、

一事故アリテ定日ニ欠席納メサ
ル者ハ、出校ノ上納ムヘクコ
ト、

鹿兒島師範学校
受業料領取ノ証書
番号
何 某

證

一金
一金
一金
一金
一金
一金
一金

但、揭示ノ日ヨリ三日ヲ過

キ納メサル者ハ、其証人

ヘ達スヘキコト、

一若シ此証書ヲ遺失スルトキハ、

何月ヨリ何月マテノ請取証書

紛失ノ事故ヲ記シ、証人連印

ノ証書ヲ差出スヘキコト、

右箇条之通候也、

年号月日

教場參觀規則

第一条 參觀ノ者ハ名刺ヲ監事ニ出シ、控所ニ相待ツヘキ事、

第二条 課業時限ハ解析ヲ以テ報告ス、此時監事ノ指揮ヲ受ケ教場

ニ入ルヘキコト、

第三条 參觀ハ一席三人ト定ム、其甲組ヲ見テ又乙丙丁等ニ移ラン

ト欲スル如キハ、一課ノ終ルヲ待チ、其組ノ教師ノ許可ヲ

受ケテ他ノ組ニ入ルヲ法トス、

第四条 教場ニテ喫煙又ハ談話等ヲ為シ、且許可ヲ待タスシテ席ヲ

退ヲ禁ス、

第五条 授業ノ方法ニ於テ不審ノ條件アレハ、課業終リ生徒散スル

ノ後チ監事ニ就キ質問スヘシ、

右ノ條々堅ク可相守、若違犯ノ者有之ニ於テハ、当日ノ參觀ヲ

禁シ直ニ退校セシムヘキ者也、

教場規則

第一条 教場ニ在テハ、教師ノ指揮ニ従フヘキ事、

第二条 教師ノ許可ナク、恣マ、ニ教場ノ諸品ヲ取扱フヘカラサル

コト、

第三条 受業中猥リニ意見ヲ述フヘカラサルコト、

第四条 課業ノ時刻ヲ誤ルヘカラサルコト、

第五条 受業中雑話・戲笑及ヒ吐唾スヘカラサルコト、

第六条 教場ニアリテ、被帽・襟卷及ヒ喫煙スヘカラサルコト、

第七条 教場ニアリテ、書籍・筆紙・墨汁等ヲ乱雜ニスヘカラサル

コト、

第八条 教師ノ許可ナク座席ヲ離ルヘカラサルコト、

第九条 受業時間ノ外、猥リニ教場ヘ入ルヘカラサルコト、

生徒心得

第一条 校則ハ勿論、諸揭示ノ旨趣ニ背クヘカラサルコト、

第二条 監事及ヒ教員等ノ命ヲ遵守スヘキコト、

第三条 常ニ言行ヲ謹ミ、相互ニ信儀礼讓ヲ竭シテ交誼シ、苟モ

学生ニ恥ツヘキ挙動アルヘカラサルコト、

第四条 洋服ニ非サレハ、必ス袴ヲ着スヘキコト、

第五条 昇校ハ課業時限十五分前タルヘキコト、

第六条 口論・争鬭ハ勿論、決シテ粗暴・懶惰ノ所行アルヘカラ

サルコト、

第七条 校内ニ於テ雜沓奔走高呼スヘカラサルコト、

第八条 放歌吟詩スヘカラサルコト、

第九条 無届ニテ欠席スヘカラサルコト、

第十条 布達書及ヒ揭示書、破裂・塗抹スヘカラサルコト、

第十一条 戸障子其他ノ物品ヲ破損スヘカラサルコト、

第十二条 白壁墨等ヲ以テ、塗板及ヒ戸壁等ニ樂書スヘカラサルコト、

(第十三条ヲ欠ク)

第十四条 樹木ヲ伐折及ヒ瓦礫ヲ抛ツヘカラサルコト、

第十五条 官物及ヒ貨物ヲ粗暴ニ取扱フヘカラサルコト、

師範学校授業ノ法則

第一条 抑生徒ヲ教育スルハ、豈徒ニ學術技藝ヲ授クル耳ニシテ止ンヤ、則チ起居動作ノ札節アリ、誠意正心誠憂國愛民ノ道理ニ至ルマテ、必ス先ツ体認躬行シテ衆生ノ標準トナリ、以テ誘導セサルヘカラザルナリ、

第二条 授業ノ要ハ生徒ヲシテ倦怠セシメサルニアリ、生徒ヲシテ倦怠セシメサルハ教師自ラ勉強シテ倦怠セサルニアリ、故ニ教師タルモノハ宜ク人ヲ教テ倦マサルノ心ヲ以テ心トナシ、信切訓諭至ラサル無シテ、以テ始テ生徒ノ學進ムヲ庶幾ヘシ、

第三条 教師ノ生徒ニ接スルヤ、其容貌ハ須ク莊嚴ナルヘシ、其中心ハ須ク温和ナルヘシ、其言語ハ須ク明了ナルヘシ、其訓誨ハ須ク懇切ナルヘク、而シテ事ヲ處スルハ最モ迅速ニシテ、活潑ノ氣力アルヲ要スルナリ、

第四条 教師ハ始業折声ノ報ヲ以テ、書籍・器械等ヲ携ヘテ教場ニ至リ、列机ノ斜歪ヲ正シ、及ヒ其破損ノ有無ヲ檢シ、始業ノ時ニ當リ総テ不都合ナキ様、専ラ注意スヘシ、

第五条 就業ノ折報アラハ、生徒ノ入席ヲ監視シ、各生徒ノ椅子ニ

倚リ終ルトキ、教師机ノ前面ニ正立シ、一同ニ立タシメ札ヲ行フ、終リテ生徒故ニ復シ命ヲ待ツ、教師名簿ヲ出シ、一人毎ニ名或ハ姓ヲ呼フ、応スル者圈点ヲ印ス、

第六条 生徒若シ教師ニ請願ヲ要スル事故等アラハ、放課ノ時教師ノ席ニ於テセシメ、必ス教場ニ於テセシムヘカラス、

第七条 授業ノ外、教師若シ命令スル事故アラハ、之ヲ授業ノ前後ニ於テシ、必ス業中ニ於テスヘカラス、

第八条 教師若シ事故アリテ教場外ニ出ル時ハ、必ス其由ヲ告ケ、級上ノ生徒ニ命シ教場ヲ監視セシムベシ、

輪読之法則

第一条 輪読ハ意味了解シ易シテ、巻数ノ浩瀚ナル書ヲ涉獵セシメン為メノ趣意ニシテ、(譯)曆史・地誌等ヲ良トス、生徒ノ好意ニ任ス可カラス、

第二条 一人一章ヲ讀マシム、席ノ前後・首末ヲ論セス、教師ノ意ニ任セ一人ヲ指シ之ヲ讀マシム、然レトモ多分ハ不熟ノ者或ハ不注意ノ者ニ讀マシムルヲ善トス、最此際教師目ヲ一般ニ配リ、顧視等ヲ為ス者アルヲ視ルトキハ、不意ニ其名ヲ指シテ讀マシムヘシ、而シテ其読者、前ノ讀統ヲ知ラサルカ、或ハ讀ミ能ハヌ文字等ノアルトキハ、之ヲ又他ノ不注意ナル者ニ問フベシ、

第三条 首末・前後ヲ論セス讀マシムルモ、動モスレハ読者・不讀者毎ニ一定スル弊ナキ能ハス、故ニ教師宜ク斟酌シテ一週間ニ二三回各生ニ充ランコトヲ要スヘシ、

第四条 輪読ハ生徒自ラ涉獵ヲ專トシ、粗漏生徒讀ミ終リシ后、其書中ノ時代、或ハ有名ナル英傑ノ名

其他名山・大川等ノ要用ノケ條ヲ、不図教師間ニ讀ミ去ラントスル
フトキ、生徒答フル能ハサルモノ候アルヘシ

弊ナキ能ハス、故ニ教師宜ク其機ヲ察シ、不意ニ問ヲ発シ
テ以テ其弊ヲ防クベシ、

第五條

輪読中、生徒ノ讀ミ違ヒヲ正サ、ルヲ得ス、故ニ讀了シテ
後子、教師直ニ衆生ニ問フニ誤謬ノ有無ヲ以テス、若質サ
ント欲スル者アルトキハ、其中ノ一人ヲ指シテ言ハシメ、
了リテ他生ニ及フ、然ル后子教師其說ノ是非ヲ取捨スヘシ、
輪読ノ際、義理分明ナラサル章句ヲ講習討論スルハ、固ヨ
リ善トスヘシト雖トモ、動モスレハ些細ノ処ヨリ、空論徒
ニ時間ヲ費スハ甚タ宜シカラス、故ニ教師タルモノ直ニ其
議論ノ得失ヲ決スベシ、

第六條

講義之法則

第一條 輪読ハ其書ノ意義ヲ明亮ニ理會・記憶スルヲ主トス、其書
ハ理化・博物・生理・經濟・政體・文法等ヲ用キルモノト
ス、

第二條

講法ハ音声ヲ明亮ニシテ、先ツ一章或ハ一段、其意義ヲ
縷々解キ起スベシ、

第三條

次ノ一章或ハ一段ニ遷ラントスルトキ、不審アル人ト令シ、
問ハント欲スルモノアレハ、其中ノ一名ヲ指シテ言ハシメ、
満席ノ生徒ニ聞達スベシ、高声ニ解明シ、畢リテ後子他生
徒ニ及フベシ、

第四條

生徒ヲシテ講義セシムルニ当テ、其生徒誤解或ハ不解儀ア
ラハ、教師直ニ之ヲ示サスシテ、委シク其說ヲ叩キ其意ヲ
質了シ、衆生徒ヲシテ傍聴可否セシメ、然ル后子教師始メ

テ其是非ヲ決シ之ヲ示シ、衆生ヲシテ真正ノ儀ヲ會得セシ
ムベシ、

問答之法則

第一條

問答ハ智識ヲ開達スルノ良法ニシテ、最モ緊要ナル者ナレ
ハ、其問ヲ設クルヤ独リ文上ニ止マラス、類ニ触レテ其意
ヲ伸シ、彼ヲ叩キ此ヲ推シ、疎ヨリ密ニ入り、細ヨリ巨ニ
涉リ、以テ万物ノ理ヲ考窮シ、古今ノ事情ヲ記憶セシメン
コトヲ要スベシ、

第二條

問答ノ課ハ書中ノ要所ヲ暗記セシメン為ナレハ、教師先ツ
其緊要ノ事件ヲ択フヲ專要トシ、必ス無益ノ勞ヲ為サシム
ベカラス、

第三條

問ヲ發スルニハ、教師先ツ一般満席ノ生徒ニ問ヒ、衆生徒
ヲシテ一般ニ能ク推考セシメ、而シテ后子一名ヲ指シテ答
ヘシメ、其誤謬ヲ明言セス其說ヲ叩キ、其意ヲ質了シテ、
然ル后子其是非ヲ決シ、之ヲ示シ真正ノ說ヲ理會セシムヘ
シ、

第四條

一案ヲ一時ニ問ハス之ヲ數回ニ頒ツベシ、喻ハハ先ツ物体
ノ名目ヲ問ヒ、一生徒ヲ指シテ答ヘシメ、次ニ其性質ヲ問
ヒ、他ノ生徒ヲシテ答ヘシメ、次ニ功用ニ及ブカ如シ、然
ラズンハ他生徒之ヲ意外ニ舍クノ弊アリトス、

第五條

生徒ヲシテ、自然慣習ノ卑語ヲ慎ミ普通ノ語ニ慣レシメン
カ為メ、問答ノ際、教師最モ注意シテ普通ノ詞遣ヲ用キル
ベシ、

数学之法則

第一条 算術ハ諸学ノ基礎ニシテ、忽ニセサルハ勿論、殊ニ成算ノ迅速ナルヲ学ハズンハ実用ニ適セス、且ツ其法ヲ得ルモ、動モスレハ遺忘シ易キ者ナレハ、若シ其授業密ニ至ラサレハ、生徒他日實際ニ苦シム事ヲ恐ル、故ニ勉メテ苦思焦慮セシメサルヲ得ス、然リト雖トモ不適當ノ難題ヲ与ヘ、苦思焦慮セシメハ徒ニ光陰ヲ費スノミニテ、却テ進歩ニ害アリ、是故ニ先ツ生徒ノ力ヲ計リ至当ノ題ヲ与ヘ、其法式ヲ丁寧反復縷々説諭シ、一々之ヲ記憶セシメ、然ル后之ニ類似ノ題ヲ出シ、之ヲ鍛練セシムベシ、

第二条 日々授クル所ノ法ハ、先ツ預メ其題数ヲ定メ、一々之ヲ口誦シ、或ハ板上ニ記載シ、一同ニ簿冊ニ記載セシメ、然ル后子之ヲ算記セシメ、大抵時間ヲ計リ、一名ツ、順次ニ答ヘシメ、正算ヲ得サルモノ惣人員ノ三分ノ二以上ニ及フトキハ、其法式ヲ板上ニ記載シ、衆生ヲシテ了解セシメ、又惣人員ノ三分ノ二以下ニ及フトキハ、教師自ラ真正ノ答ヲ得サル生徒ノ机側ニ到リテ之ヲ解キ明スベシ、若シ時間不足シ成シ得サル者ノアラハ、之ヲ當日ノ宿題トナシテ、翌日本課授業ノ前ニ於テ答對セシム、

第三条 生徒日々記載セシ簿冊ハ、毎週土曜日本課終業ノ節教師ニ差出サシメ、答式ノ当否ヲ檢スベシ、若シ真正ノ答式ヲ記セサル者アラハ、翌日授業前ニ於テ之ヲ警戒スベシ、

第四条 生徒病氣・故障等ニテ兩三日缺席ノ節ハ、級上ノ生徒或ハ教師ノ余暇ヲ計リ、其欠ヲ補ハシムベシ、
但、一週以上ノ欠課ハ此限ニ非ラス、

第五条 生徒ヲシテ各自随意ニ算計セシムルトキハ、其間ニ応シ教師其意ヲ解キ明スベシ、

第六条 幾何学ハ其題ノ意義ヲ明瞭ニ理會シ、能ク之ヲ記憶シ、次第二深遠困難之理ヲ推窮セシメンコトヲ期ス、故ニ教師先ツ其意ヲ懇切ニ講シ、一週間或ハ兩三日間ニ前ニ授ケシ所ノ一二章ヲ拔萃シ、一二名ヲ指シ講解セシムベシ、
但、問題ハ前第二条規ニ準ス、

作文之法則

第一条 作文ハ和漢洋ノ史上ニ関涉スル事、若クハ人物ノ是非善惡ヲ論評セシメ、或ハ古今沿革・万物ノ功用等ヲ綴ラシメ、以テ其時迹ヲ搜索シ、古今ニ通曉シ、知識ヲ開達シ、筆能ク意ヲ伸ハシ、情能ク文ニ表ハルヲ要ス、

第二条 常ニ文書ヲ講義シ、文章ノ體格ヲ明シ、能ク其結構ヲ理會セシムベシ、

第三条 一週毎ニ文題ヲ與ヘ、一篇ヲ作り出サシメ、斧正ヲ加ヘ優劣ヲ批シ、次週文題ヲ與フルノ日ニ之ヲ反与スヘシ、

第四条 假令趣意巧ナリト雖トモ、筆力剛ナリト雖トモ、文ノ正シカラサルトキハ大ニ此課ノ主意ヲ失ス、故ニ務メテ章法・句法ヲ正シ、熟字ノ不妥当ヲ戒メ、併セテ「テニヲハ」等ヲ誤ラサルコトヲ注意セシムベシ、

第五条 教師豫テ与ヘシ所ノ文題ヲ簿冊ニ記載シ、後日ニ保存スベシ、

第六条 書取ハ教師用書ヲ口誦シ、其文ヲ聴取筆記セシムル者ナレハ、教師ハ用書ヲ携ヘ、生徒ハ昏ト筆硯を携フベシ、

第七條 書取所用ノ紙ハ、可成丈ケ生徒ヲシテ、銘々罫帯ニテ一帳

簿ヲ製シ置カシムベシ、

第八條 生徒ヲシテ書取ラシムルトキハ、一句ヨリ二句ツ、ヲ限リ

徐ニ朗読シ、音声ヲ正フシ、生徒ノ聞取ニ便ナラシメ、全文ヲ終ラハ、教師一般生徒ノ帳簿ヲ悉皆取收シ、之カ誤謬ヲ正シ、次日本課授業前ニ於テ之ヲ反与シ、生徒ヲシテ其正否ヲ理會セシムベシ、

但、漢籍ヲ用キルトキハ、之ヲ記セシムルニ仮名交リ文

ヲ以テス、

第九條 書取ハ用書ヲ豫メ定ムルモ、其文ハ不時ニ所々拔擢シテ授クルヲ要ス、

画学之法則

第一條 夫レ図画ノ用タルヤ、一々枚挙スルニ暇マアラスト雖トモ、概シテ之ヲ言ヘハ、諸物ノ形状ヲ明ニシテ其事理ヲ考究セシムルニアリ、地学ニ於テハ山川ノ形状ヲ画キ、理学ニ於テハ器械ノ結構ヲ写シ、其他博物学・生理学等ニ於テモ、悉ク図ヲ用キサルハナク、戦事に臨ミテモ亦江河ノ形勢、敵砦ノ險易等直ニ之ヲ模画スルヲ得ヘク、豈至辯至要ノ学ニアラスヤ、教師タルモノ深ク意ヲ此ニ注キ、勉メテ實際功用ヲ失セシムヘカラス、

第二條 罫画ヲ授クルニハ、教師規矩ヲ以テ、直角又ハ円体等ノ図ヲ塗板上ニ模写シ、衆生徒ヲシテ同一ニ之ヲ習ハシム、若シ質問ノ生徒アラハ、教師其生徒ノ名ヲ喚ビ、其不明ノ所ヲ問ハシメ、然ル后チ懇切ニ教ヘ習ハシメ、生徒ノ机側ニ

至ラス板上ニ於テ示スベシ、

第三條 器物・草木等ノ図ヲ教フルニハ、先ツ各生一様ノ画帖ヲ渡

シ置キ、齊シク之ヲ学ハシメ、而シテ一週一回宛浄書ヲナ

サシメ、教師其不正不格ヲ改メ、取捨添削ヲ加ヘテ反与スベシ、

明治九年十月

六、第十九番中学区伝習所規約

第十九番中学区傳習所規約

目次

第一章 通則及書式

第二章 教則

第三章 教場規則 師範学校規則ニ準ス

第四章 參觀規則

第五章 書籍拝借及ヒ受業料規則

第六章 生徒心得

第一章 通則及書式

第一條 本所ハ、第十九番中学区内ニ於テ小学教員タルヘキ志願ノ者ヲ募リ、之ヲ速成スル所ナリ、

但シ、志願ノ事情ニヨリ、十九番中学区外ノ者タリト

モ入学ヲ許ス、

第二條 教則ヲ分テ、上等及ヒ下等トス、各四ヶ月間修業ト定ム、但シ、上等ハ通常之ヲ置カス、時宜ニヨリ設ルモノトス、

第三条

下等生徒ハ十八歳以上三十五歳以下、行状端正、體質壯健ニシテ、普通ノ書及ヒ略算術ヲ学ヒ得タルモノタルヘシ、

但シ、小学課程ヲ卒業シタルモノハ、十八歳未満ト雖トモ之ヲ許スコトアリ、

第四条

下等卒業ノ後チ、上生或ハ師範生タラント欲スルモノハ、其学力及ヒ時宜ヲ斟酌シテ之ヲ許スコトアルヘシ、生徒募集ハ、豫メ其期ニ先チ、入学期日・募集員数等、

第五条

第五課ヨリ報告シ、且ツ本校門外ヘモ揭示スヘシ、

第六条

入学ヲ願フモノハ、第一・二号ノ書式ニ拠リ、保証状並ニ履歷書ヲ以テ本校ヘ申出ヘシ、

第七条

入学試験ハ、本校ノ試験法ニヨリ読書・講義・算術及ヒ作文ヲ試ム、

第八条

入学ヲ許ス者ハ、第三号書式ニ拠リ証書ヲ出スヘシ、

第九条

入学ヲ許ス者ハ半途ニテ退学ヲ許サス、但シ、事実止ヲ得サル確証アルトキハ、詮議ノ上相当ノ処分ニ及フヘシ、

第十条

身軀多病ニ至リ、到底成業ノ目的ナキモノハ退学ヲ命ス、

第十一条

生徒ハ一切自費タルヘシ、但シ、一ヶ月金五銭ノ受業料ヲ納メシム、

第十二条

生徒ハ一般通学タルヘシ、病氣其他止ムヲ得サル事故アリテ一時帰省ノ時ハ、其事

第十三条

故及ヒ日数ヲ記載シタル願書ヲ差出スヘシ、若シ日延ヲ願フモノハ更ニ其事実ヲ記載シテ再願スヘシ、

第十四条

全科卒業ノ上大試験ヲ為シ、左式ノ卒業証書ヲ与フ、用紙 大奉書四ツ切

證書

鹿兒島縣何族

姓 名

第五大学区
十九番中学区
傳習所 何年何月

上
下等小學授業方法卒業候事

但、此證書ヲ得タル者ハ縣内小學ノ教員タルコトヲ免許スル者ナリ

第五大学区十九番中学区

年号月日 傳習所

第幾号

此證書ハ三ヶ年ヲ限リト

ス、年期ノ後猶教員タラ

ント欲スル者ハ学業ヲ試

験シ、更ニ證書ヲ与フ、

第十五条 年中休業定日

日曜日

土曜日 半休

夏期 七月十六日より八月三十一日ニ至ル

冬期 十二月二十一日ヨリ翌年一月八日ニ至ル

孝明天皇祭 一月三十日

紀元節 二月十一日

神武天皇祭 四月三日

神嘗祭 九月十七日

天長節 十一月三日

新嘗祭 十一月二十三日

招魂祭

但、臨時休暇ハ其時々揭示スヘシ、

書式

第一号書式 用幣百田紙

入学願

私儀、今般下等小学師範科傳習志願ニ付、入学御許容被下度候也、

鹿兒島縣何族

第何大区何小区何番地或ハ誰所寄留

誰子弟本人当主ナレハコレヲ除ク

年号月日

姓 名 印
何年何月

第十九番中学区

傳習所

御中

第二号書式 用帛百田帛

履歷書

何年何月何日、何所何校ニ於テ、或ハ教師誰ニ就キ、何学科并ニ算術何々迄修業、及ヒ出處進退賞罰等ニ関スル履歷、

右ノ通候也、

年号月日

姓 名

第十九番中学区

傳習所

御中

第三号様式 用帛百田紙

証書

私儀、今般御校工入学被差許候上ハ、学業勉勵ハ勿論堅ク御規則可相守、依テ証書差出候也、

鹿兒島縣何族

第何大区何小区何番地或ハ誰方寄留

姓 名 印
何年何ヶ月

鹿兒島縣何族

第何大区何小区何番地或ハ誰方寄留

保証人保証人ハ父兄親族ニテ当廳下在住ノ人ニ限ル

年号月日

第十九番中学区

傳習所

御中

第二章

第一款 下等教則

第一条 生徒學習ノ期ヲ四ヶ月間ト定メ、之ヲ二期二分チ、前後各二ヶ月間ノ習業トス、

第二条 前期中ハ専ラ下等小学課用書其他必用ノ書及ヒ諸科ヲ修メシム、故ニ之ヲ豫科生ト唱ヘ、後期ハ専ラ授業ノ方法ヲ講習セシメ傍ラ豫科ノ不足ヲ補ハシム、故ニ之ヲ本科生ト称ス、

第三条 豫科中ハ一ヶ月毎ニ小試験ヲ設ケ、成果ノ点数ヲ以テ生徒ヲ黜涉セシム、

第四条 中試験ノ時及第セサル者ハ、猶ホ豫科ニ留メテ之ヲ復習セシム、

第五條 但シ、落第三度ニ及フモノハ除名ヲ命ス、
授業時間ハ毎日五時間ト定ム、

但シ、日ノ長短ニヨリ時々變更セサルヲ得ス、其都度掲

示スヘシ、

第六条 豫科 前期二ヶ月

読物 一週六時

小学入門 小学読本 地理初歩 日本地誌略 日本略史

万国地誌略 万国史略

講義 一週六時

物理楷梯

算術 一週九時

加減乗除 分数

書取 一週三時

用書ヲ定メス、教育ニ関スル文章ヲ書取ラシム、

右修業中、一週間一回宿題ヲ出シテ作文セシメ、並ニ習字手本ニ拠

リ清書ヲ出サシム、

本科 後期二ヶ月

授業法 一週十二時

下等第八級ヨリ一級迄

講義 一週六時

初学人身窮理 教導説

算術 一週九時

小数 諸等

作文 一週三時

片仮名交リ

右修業中、一週間一回宿題ヲ出シテ作文セシメ、及ヒ習字手本ニヨ

リ清書ヲ出サシム、

第二款 上等教則

第一条 生徒学習ノ期ヲ六ヶ月ト定メ、之ヲ二期ニ分チ、前後各三

ヶ月間ノ習業ト定ム、

第二条 月末毎ニ小試験ヲ設ケ、成果点数ヲ以テ坐位ヲ黜陟セシム、

第三条 授業時間ハ毎日五時間ト定ム、

但シ、日ノ長短ニヨリ時々變更セサルヲ得ス、故ニ其都

度掲示スヘシ、

第四条 前期 三ヶ月

輪読 一週六時

輿地誌略

輪講 一週六時

改正物理楷梯

算術 一週十二時

諸等諸法并利息ノ方法 正轉比例 合率并連鎖比例

按分遷折并和較比例

画学 一週六時

渾発用法 縮図用法

独見質問

改定日本地理小誌 国史掌要

後期 三ヶ月

輪読 一週六時

万国通史 勸善訓蒙

輪講 一週六時

百科全書 化学篇 博物新編補遺

算術 一週十二時

雜比例 累乗方開方及等差級数

画学 一週三時

地図

記簿法 一週三時

單記

獨見質問

初学人身窮理下等教則ヲ踏サ
ルモノニ限ル 教導説上全

授業法

明治十年一月

傳習規則

目次 通則 教則 教場規則師範校規則
ニ同シ 參觀規則 授業料規則

通則

第一条 本校ハ第十九番中学区内ニ於テ、小学教員タルヘキ速成思願ノ者ヲ募リ、之ヲ養成スル所ナリ、

但シ思願ノ事情ニヨリ十九番中学区外ノ者タリトモ入学ヲ許ス、

第二条 生徒ハ十八歳以上廿五歳以下、行狀端正・體質壯健ニシテ、

普通ノ書及ヒ略算術ヲ學ビ得タルモノタルヘシ、

但シ小学課程ヲ卒業シタルモノハ、十八歳未満ト雖トモ之ヲ許スコトアリ、

第三条 生徒募集ハ、豫メ其期ニ先チ入学期日・募集員数等第五課

ヨリ布告スヘシ、尤モ該校門外ニモ揭示スヘシ、

第四条 入校ヲ願フモノハ、本人行狀ヲ心得タル者ノ保證狀並ニ学科及ヒ出處進退賞罰等ニ関スル履歷書ヲ以テ、本校工申出ヘシ、

但シ上等出願ノ者ハ此限ニアラズ、

第五条 入学試験ハ普通ノ書ニ就キ講義及ヒ探題作文セシメ、算術ハ問題ニ依リ答式ヲ作ラシム、

第六条 (記事ヲ欠ク)

第七条 生徒ハ一切自費ヲ以テ弁ス可キモノトス

但シ一ヶ月金五錢ノ受業料ヲ納ムヘシ、受業料規則
ニ詳ナリ

第八条 生徒ハ七十名内二十名ハ上等
五十名ハ下等ノ見込ヲ以テ定員ト為セトモ、時

宜ニヨリ増減スルコトアルヘシ、

第九条 生徒入校ノ上ハ故ナクシテ半途退學ヲ許サス、

第十条 科程卒業ノ上大試験ヲ為シテ卒業證書ヲ附与スヘシ、

教則

第二条 生徒ヲ分ケテ上等及ヒ下等トス、各四ヶ月間ノ修業ト定ム、
但シ上等生ハ時宜ニヨリ之ヲ設クルモノトス、

第三条 下等卒業ノ上、上等生或ハ師範生タラント欲スルモノハ、

其學力及ヒ時宜ヲ斟酌シテ之ヲ許スコトアルヘシ、

但シ初ヨリ上等生タランコトヲ望ムモノハ、從來正則小学ノ師員ニアラサレバ之ヲ許サズ、

證書
鹿兒島縣士族
文明開藏
廿歳五ヶ月
下等小学授業方法卒業候事
明治九年十二月十日
鹿兒島縣傳習所
第 幾号

書證業卒等下右

證書
上等小学授業方法卒業候事

書證業卒等上右

傳習生教則凡例

生徒學習ノ期ヲ十二週間ト定メ、之ヲ二期ニ分ケ、前後各六週間ノ
習業トス、

前期中ハ専ラ下等小学課用書其他必用ノ書及ヒ諸科ヲ脩メシム、故
ニ之ヲ予科生ト唱ヘ、後期ハ専ラ授業ノ方法ヲ講習セシメ、傍ラ予
科ノ不足ヲ備ハシム、故ニ之ヲ本科生ト称ス、
予科中ハ二週間毎ニ小試験ヲ設ケ、成果ノ点数ヲ以テ座位ヲ黜陟ス
ヘシ、

中試験 予科生ヨリ本科ニ移ルトキノ試験ヲ
云フ、即チ第三回小試験ノ日ニ当ル 之時及第七セサル者ハ、猶ホ予
科ニ留メテ之ヲ復習セシム、

中試験ノトキ落第三度ニ及フ者ハ除名ヲ命ス、
全科卒業ノ上大試験ヲナシテ卒業證書ヲ与フヘシ、

予科

読物 一週十二時

小学入門 小学読本輪講 地理初歩輪講 日本地誌略輪講

日本略史輪講 万国地誌略輪講 万国史略輪講

講義 一週六時

物理楷梯

算術 一週九時

加減 乗除 分数

書取 一週三時

用書ヲ定メス教育ニ関スル文章ヲ書取ラシム、

右修業中、一週間一回習字手本ニ依リ清書ヲ出サシム、

本科

授業法 一週十二時

下等第八級ヨリ一級マテ

欠備予科

講義 一週六時

初学人身究理 博物新編補遺

算術 一週九時

小数 諸等 正轉比例

作文 一週三時

新聞體ノ片仮名交リ

右修業中一週間一回宿題ヲ出シ作文セシム、

前期 六週間

輪読 一週十八時

輿地誌略

輪講 一週六時

改物理楷梯

算術 一週十二時

諸等化法并加法減法 諸等乗除并利息ノ方法 正轉比例

合率并連鎖比例 按分遷析比例并和較比例

画学 一週六時

渾発用法 縮図用法

右修業中、左ノ書目ヲ読見セシム、

改日本地理小誌 国史掌要

後期 六週間

輪読 一週六時

万国通史

輪読 一週六時

化学篇 博物新編補遺

算術 一週十二時

雑比例 累乗方開方及等差級数

対数用法 幾何学ノ大略ヲ授ク

画学 一週三時

地図

記簿法 一週三時

單記

右修業中、左ノ書目ヲ読見セシム、

勸善訓蒙 初学人身究理改正下等ノ傳習ヲ受ケサルモノニ限ルヘシ

授業法

七、下等小学教則

1、下等小学教則

下等小学教則

第八級

読物 五十音図・濁音図、次清音図及ヒ伊呂波図ニテ假名ノ音及ヒ

呼法ヲ教ヘ、單語図第一ヨリ第八マテト連語図第一ヨリ第十

マテヲ教フ、

書取 五十音・濁音、次清書及ヒ伊呂波ヲ書取ラシメ、并ニ單語ヲ

仮名ニテ綴ラシム、

問答 單語図ニヨリテ諸物ノ性質及ヒ其用并方等ヲ問答ス、

算術 数字図・算用数字図ヲ以テ、数字ノ読方及ヒ書方ト、一ヨリ

万迄ノ位取并ニ物数ノ数ヘ方ヲ教ヘ、兼テ加算九々・乗算九々
ヲ諳誦セシム、

習字 石盤ニテ仮名正体ノ字形ヲ教ヘ、次ニ習字本ヲ与ヘ、筆ノ持

チ方・書法等ヲ教ウ、

第七級

読物 小学読本卷之一及ヒ卷之二ノ第二・三回ヲ授ク、

書取 單語及ヒ連語ノ熟字ヲ書取ラシム、

問答 色図・通常物及ヒ人體ノ部分ヲ問答ス、

算術 容易キ加法ヲ授ケ、兼テ羅馬数字ヲ教ウ、

習字 楷書ヲ授ク、

第六級

読物 小学読本卷之二・三ヲ授ク、

書取 小学読本中ノ要處ヲ書取ラシム、

問答 經體・線度図及ヒ地理初步・地球儀等ヲ問答ス、

算術 加法及ヒ減法ヲ授ク、

習字 前級ノ如シ、

第五級

読物 小学読本卷之四及ヒ日本地誌略卷之壹ヲ授ケ、兼テ日本地圖

ヲ示ス、

書取 前級ノ如シ、

作文 單語中ノ一二字ヲ題ニ与ヘテ二三句ニ綴ラシム、

問答 日本地誌略及ヒ日本諳射図・地球儀等ヲ問答ス、

算術 乘法ヲ授ク、

習字 前級ノ如シ、

第四級

読物 小学読本卷之五及ヒ日本地誌略卷之二ヲ授ケ、兼テ日本地図ヲ示ス、

書取 前級ノ如シ、

作文 前級ノ如シ、或ハ一句ノ題ヲ与ヘテ三四句ニ綴ラシム、

問答 日本地誌略及ヒ日本諳射図ヲ問答ス、

算術 除法ヲ授ク、

習字 行書ヲ授ク、

第三級

読物 日本地誌略卷之三及ヒ日本略史卷之一ヲ授ケ、兼テ日本地図ヲ示ス、

書取 前級ノ如シ、

作文 前級ノ如シ、

問答 日本地誌略及ヒ日本諳射図・日本略史ヲ問答ス、

算術 小数ヲ授ク、

習字 前級ノ如シ、

第二級

読物 日本略史卷之二及ヒ万国地誌略卷之一・二ヲ授ケ、兼テ万国地図ヲ示ス、

作文 手紙ノ文ヲ作ラシム、

問答 日本略史・万国地誌略及ヒ万国諳射図ヲ問答ス、

算術 容易キ分数ヲ授ク、

習字 草書ヲ授ク、

第一級

読物 万国地誌略卷之三及ヒ万国史略卷之一・二ヲ授ケ、兼テ万国地図ヲ示ス、

作文 前級ノ如シ、

問答 万国地誌略・万国諳射図・万国史略及ヒ博物学ヲ問答ス、

算術 分数ヲ授ク、

習字 前級ノ如シ、

2、下等小学試験凡例

下等小学試験凡例

一 毎月授クル所ノ業ヲ検査スル、是ヲ小試験ト名ク、故ニ必ス月末ニ於テ之ヲ設クルヲ法トス、

一 小試験ハ最モ生徒奨励ノ為メニ設クルモノナレハ、成果ノ点数ニ從ヒ其組中ニ於テ座位進退セシムヘシ、

一 小試験ハ素ヨリ定期試験ト異フニシテ、其級ノ進退ニ関セサルモノト雖トモ特ニ優等ノモノアルトキハ、権ニ之ヲ何級試験生ト名ケ、前級ノ末位ニ進メ其学力ヲ試ミ、愈々該級ニ適スルヲ認メ之ヲ其級ニ編入スヘシ、

一 小試験ハ一日ヲ以テ決スルヲ要スト雖トモ、四十名以上ノ組ニ於テハ兩日ヲ費スモ亦止ラ得サルナリ、且ツ可成の精密ヲ旨トスルハ勿論タルベシ、

一 小試験ハ其組ノ教師一名ヲ以テ足ルモノトスト雖トモ、若シ豫備教師アルトキハ之ヲ助けシムル可ナリ、尤モ下級ニ於テハ助員一名ヲ要ス、

一 時間割ハ平常ト異ナルコトナシト雖トモ、只復読ノ時間ヲ以テ読物及ヒ講義トシ、読物ノ時間ヲ以テ作文或ハ書取ノ時間トナスノミ、

一 講義ハ衆生読物一過シ終ルノ後、更ニ各生読ミシ所ヲ講セシム可

シ、

一作文及ヒ算術等ノ節、一生衆生ニ先チ就シ得ルトモ、妾リニ其座位ヲ離ルヲ許サス、

一試験ノ翌日ニ到リ前日試験セシモノヲ復シ、其正否ヲ了知セシムヘシ、

一試験表ハ二枚ニ認メ、一枚ハ生徒從來ノ席次ヲ以テシ之ヲ揭示スヘシ、一枚ハ試験点数ノ順ヲ以テシ之ヲ扣ヘ置ク可シ、

3、下等小学小試験点数増減定則

下等小学小試験点数増減定則

一総点ヲ百十點ト定ム、

一読物・講義合テ三十點

一字ヲ誤読シ（或ハ誤解シ）名詞ヲ誤読スルモノハ二點半ヲ減シ、熟語ヲ誤読（或ハ誤解）スルモノハ五點ヲ減シ、仮名ヲ誤ルモノハ半點ヲ減ス、

一書取 二十點

五十音書取中一字ヲ誤ルモノハ四點ヲ減ス、單語三體ノ一體ヲ誤ルトキハ二點ヲ減シ、三體ヲ誤ルモノハ六點ヲ減シ、以下ニ倣ヘ、全ク成ルモノハ二十點ヲ与フ、又單語一個ヲ誤ルモノハ四點ヲ減シ、本字ノミ誤ルモノハ三點ヲ減シ、仮名ノミヲ誤ルモノハ一點ヲ減ス、連語及ヒ読本中一字ヲ誤ルモノハ二點ヲ減シ、其仮名ヲ誤ルモノハ一點ヲ減シ、熟字ヲ誤ルモノハ三點ヲ減ス、

一作文 二十點

作文ノ評ヲ分テ甲乙丙丁ノ四等トス、甲ハ二十點ヨリ十六點ニ

至リテ、乙ハ十五點ヨリ十一點ニ至リ、丙ハ十點ヨリ六點ニ至リ、丁ハ五點ヨリ一點ニ至ル、文意通暢シテ砥滯ナク、字形整正ニシテ誤謬ナキモノハ甲部ニ入ルヘク、文意稍通暢シ字形稍整正ナルモノハ乙部ニ入ルヘク、字形整正ニシテ熟語ヲ用キル佳妙ナリト雖トモ、文意貫通セサルモノハ丙部ニ入ルヘク、字形整正ナラス文意貫通セサルモノハ丁部ニ入ルヘシ、点数ヲ付スルノ法、先ツ甲中ニ於テ尤モ優ナルモノヲ選ビ二十點ヲ与ヘ、之ニ次クモノ二十九點ヲ与ヘ、又其次二十八點ヲ与ヘ、逐次斯ノ如クニシテ、乙丙丁モ亦之レニ準ス、

一問答 二十點

單語・形体・線度及ヒ色等ノ問答ニ於テ、一問ヲ答ヘ得サレハ五點ヲ減シ、二問ヲ答ヘ得サレハ十點ヲ減シ、地理初歩以上ニ至リテモ亦然リ、

一算術 二十點

暗算及ヒ式題等ハ一問四點ト定メ、問題ハ一問八點トス、若シ答ヲ誤ルト雖トモ式正シケレハ、定数ノ半ヲ与フヘシ、

但シ、七八級ノ如キ未タ問題ヲ出サ、ルモノハ、總テ一問ヲ五點トス、

一習字 二十點

習字ノ評ヲ分テ甲乙丙丁ノ四等トス、甲ハ二十點ヨリ十六點ニ至リ、乙ハ十五點ヨリ十一點ニ至リ、丙ハ十點ヨリ六點ニ至リ、丁ハ五點ヨリ一點ニ至ル、字面整調ニシテ誤謬ナキモノハ甲部ニ入ルヘク、字面稍整調ニシテ誤謬ナキモノ、或ハ字面整調ナレトモ稍誤謬アルモノハ乙部ニ入ルヘク、字面整調ナラサレトモ一モ誤謬ナキモノハ丙部ニ入ルヘク、字面整調ナラスシテ又

誤謬アルモノハ丁部ニ入ルヘシ、点数ヲ付スルノ法作文ニ同シ、

4、下等小学定期試験凡例

下等小学定期試験凡例

一 定期試験ハ即チ毎級卒業ノ試験ニシテ、春秋兩度之ヲ設ルヲ法トス、然レトモ生徒進歩ノ緩急ニ依リ之ヲ伸縮スルコトアルヘシ、
一 総点数ヲ二百点ト定メ、百五十点以上ヲ及第トシ、以下ヲ落第トス、

一 及第生ニハ其級卒業ノ證書ヲ与フヘシ、

一 定期試験ハ通常二組一組ヲ廿五名ト見做スニ日ヲ以テ終ルモノトス、

但シ、特ニ二組ノミヲ設ル時ト雖トモ亦二日ヲ要セサルヲ得ス、

一 第一日ハ読物・講義・摘書・問答七級以下ヲ試ミ、第二日ハ書取或ハ作文・問答六級以上・算術及ヒ習字ヲ試ミルヲ可トス、

一 読物・講義・摘書及ヒ問答七級以下ハ一名宛之ヲ試ミ、書取・作文・問答六級以上・算術及ヒ習字ハ一机一名宛タルヘシ、

一 試験席ハ第一日ニハ二ヶ處ヲ要シ、第二日ニハ四ヶ處ヲ要ス可シ、但シ、特ニ二組ノミヲ設ル時ハ、第一日ニハ一ヶ處、第二日ニハ二ヶ處タルヘシ、

ハ二ヶ處タルヘシ、

一 時間割ハ、第一日ニハ一時間五名トス、第二日ハ書取或ハ作文一時半、問答六級以上一時半、算術一時半、習字半時間ト略定スレトモ、時宜ニヨリ之ヲ伸縮セサルヲ得ス、

一 定期試験ハ必ス教員二名以上ヲ以テ試ミルヘシ、

一 定期試験ハ必ス同處一組ヲ以テ云フヲ試ミルヲ法トス、

一 書取・作文・問答六級以上・算術及ヒ習字等ノ節、衆生ニ先チ就シ得ル者アリト雖トモ、妄ニ其席ヲ離ル、ヲ許サス、

一 試験ノ翌日ニ到リ、前日試験セシモノヲ復シ其正否ヲ了知セシムヘシ、

一 試験表ハ必ス之ヲ揭示スヘシ、

5、下等小学定期試験点数増減定則

下等小学定期試験点数増減定則

一 総点数ヲ二百トス、

一 読物 三十点 凡二本 点数増減ハ小試験ニ同シ、

一 講義 三十点 凡二本 点数増減ハ小試験ニ同シ、

一 摘書 十五点 十箇内意解ヲ五箇トス 点数増減ハ小試験ノ読物・講義ニ準ス、

一 書取 三十点 小試験ヨリ稍多カルヘシ、点数増減ハ小試験ニ同シ、

シ、

一 作文 三十点 点数増減ハ小試験ニ準ス、

一 問答 三十点 五問七級以上

但、単語ニ於テハ五箇トシ、一箇ヲ体用ニ別シ、其一ヲ誤ルモノハ三点ヲ減ス、

一 算術 四十点 七箇口誦暗算二箇 筆上暗算二箇 式題二箇 問題一箇

但、問題ヲ十点トシ、他ヲ五点トス、点数増減ハ小試験ニ準ス、
一 習字 二十五点

八、鹿児島県第五課諸係事務章程

鹿児島県第五課諸係事務章程

学事係

各校一切ノ学事ヲ擔任シ、校吏・訓導ノ差配、生徒ノ募集、内外雇

師ノ事件ハ勿論、右中学区ヲ惣管シ、学校設立・分合等宜シク其便ヲ図リ、保護ノ方法ヲ求メ、不就学ノ者無ラシムルヲ要ス、

視督係

各校々吏・訓導ノ勤惰、生徒ノ進否ヲ監視シ、及ヒ学区取締ヲ指揮シ、其精粗ヲ察シ、每中学区ヲ巡視監督シ、且ツ寮内一切ノ事務ヲ管シ、寮吏ノ勤惰ヲ管スルヲ掌ル、

常務係

諸官省進達使・府縣往復布達ノ書類并年報・表目等、及ヒ各校ノ諸營繕・書籍・器械ノ事、其他委託金・寄附献金・課中一切ノ用度且ツ小仕ノ勤惰ヲ検査シ、雜務ヲ勾当スヘシ、校費ノ出納・学資金ヲ惣管スルハ、出納事務ヲ措キ計算ノ錯雜紊乱ナキヲ要ス、

帳簿係

諸官省ノ御布達并廳中ノ回達類等ヲ綴収シ、其他帳簿ノ事ヲ掌リ、且ツ受附ヲ兼ネ、諸願・伺・届等ハ表面ヘ捺印シ、受附簿ヲ製シ、其主務ヘ分配、領収印ヲ取置キ、其證ヲ詳ニスヘシ、

九、鹿兒島縣巡回訓導事務章程

鹿兒島縣巡回訓導事務章程

第一章 巡回訓導は、各小学校ノ教則及ヒ授業方法ヲ修理センカ為メ之ヲ設クルモノナリ、

第二章 各小学校ヲ巡回シ、現今ノ実況ヲ規則ニ照シ、紊錯セルハ之ヲ規正シ、或ハ之ヲ示諭スル等、監事并学区取締工照会シ、勉メテ授業方法方々校内ノ体裁ヲシテ、良善ノ一轍ニ帰セシムルヲ要スヘシ、

第三章 巡校ノ余ハ常ニ師範学校ニ在勤シ、諸教員ト共ニ教則及ヒ

教法等ノコトヲ研究シ、又授業スルコトアルヘシ、

第四章 巡校毎ニ其校ノ教員出勤簿ニ巡檢ノ證印ヲ捺シ、傍ラ其時間ヲ録スヘシ、

第五章 各小学校ニ於テ大試験ノ節ハ必ス臨席スヘシ、

第六章 巡校毎ニ月日及ヒ校名ヲ記載シ、一ヵ月分ヲ取纏メ、翌月五日限り第五課工開申スベシ、

明治十年一月十日

一〇、鹿兒島縣学校役員職務章程

鹿兒島縣学校役員職務章程

学校長

第一条 学校長ハ、英語学校・師範校・中・小学校一切ノ事務ヲ総理スルコト、

第二条 所属職員ノ勤惰・能否ヲ検査シテ、進退黜陟ヲ第五課工具狀スルノ權ヲ有スルコト、

第三条 時々校中ヲ巡視シ、庶事ヲ監察スルコト、

第四条 定規及ヒ通常試験ノ節、其席ニ臨ムコトハ勿論、常素生徒学力ノ進歩ニ注意スヘキコト、

第五条 凡ソ授業上ニ関する良法アラハ、見込を記シテ第五課工具狀スヘキコト、

第六条 外国教師雇ノ事件ニ関涉スルコト、

第七条 書籍局ヲ所轄スルコト、

第八条 生徒ノ行跡勤惰ヲ注視シ、若シ警戒スヘキモノアラハ自ら教諭ヲ加フヘキコト、

監事

- 第一条 校内ノ庶事ヲ監視スルコト、
- 第二条 学校長事故アリテ欠席スルトキ代理スヘキコト、
- 第三条 教場ヲ巡視シ、外国教師及ヒ本邦教員・生徒ノ能否・勤惰ヲ監察スルコト、
- 但、賞罰ノ二典ハ学校長ヘ稟議シ、縣廳ヘ可申立コト、
- 第四条 教員・生徒行跡及ヒ勤惰ヲ簿記シテ、不時ノ参考ニ具フヘキコト、
- 第五条 諸規則及ヒ学事ニ関スル事件ニ付、他ヨリ尋問且ツ參觀等一切管掌ノコト、
- 第六条 校則・教則ノ当否ト生徒学業ノ進否トヲ監視シ、其得失ヲ学校長ヘ稟議スヘキコト、
- 第七条 生徒校則ヲ犯シ或ハ礼義ニ戻リ候者ハ、学校長ニ稟議シ處分スヘキコト、
- 但、大事ハ縣廳ノ指令ヲ受クルコト、
- 教員
- 第一条 授業上親切篤実生徒ヲ訓導シ、其他諸規則ヲ審カニスヘキコト、
- 第二条 生徒学業ノ進否及ヒ其行状勤惰ヲ審察シテ之ヲ簿記シ、不時ノ参考ニ差支ナカラシムヘキコト、
- 第三条 各員受持ノ生徒ハ勿論、仮令其他ノ者ト雖トモ、之ヲ鼓舞シテ能ク其学業ヲ成就セシメンコトニ注意スヘキコト、
- 第四条 時間中、教場ニ於テ他ノ書籍ヲ讀ミ外人ト接スヘカラス、
- 第五条 毎日授業時間ヨリ二十分前參校スヘシ、
- 書記
- 第一条 願・伺等ノ文案ヲ草起シ、諸学校ノ往復、校中ノ傳達及ヒ

- 年報編製等ヲ掌ル事、
- 第二条 諸布達及ヒ指令達等ハ、学校長ノ見聞ヲ經テ役員ノ回覽ニ附シ、逐次之ヲ綴取シテ錯雜ノ憂ナカラシムルコト、
- 第三条 書類ヲ整頓シ其部類ヲ分チ、之ヲ簿冊ニ編綴シ、以テ他日ノ考証ニ便ナラシムヘキコト、
- 第四条 事務ニ関シ意見アルトキハ、学校長ニ具狀シテ裁決ヲ受クヘキコト、
- (第五条ハ条文ヲ欠ク)
- 第六条 学校長ノ指令ヲ受テ校中ノ親務ヲ管掌スヘキコト、
- 但、百事学校長ノ檢印ヲ得テ後ニ施行スヘキコト、
- 第七条 生徒入校及ヒ願・伺等ヲ受付シ、之ヲ学校長ニ申出シ其指示ヲ受クヘキコト、
- 第八条 吏員及ヒ生徒出欠席ヲ明記シ、月末第五課ヘ差出ヘキコト、
- 會計司
- 第一条 校中一切ノ財務ヲ管掌シ、計算ヲ細密ニナスヘキコト、
- 第二条 補助金ハ毎月第六課ヨリ定額ヲ以テ領収シ、其月ノ遣拂精算簿ハ翌月五日マテ第五課ヘ差出スヘキコト、
- 第三条 校内諸營繕及ヒ常備品等新造・修繕共、惣テ学校長ノ決ヲ得テ第五課ヘ申立ヘキコト、
- 第四条 校中諸員ノ俸金ハ、月給渡帳ニ給員ノ氏名連署シ、毎月何日ヲ以テ各員ノ証印ヲ取り、主任ノモノ檢印ヲナシ、第六課ヨリ領収スヘキコト、
- 但、轉遷免黜等ハ規則ニ因テ扱フヘキコト、
- 第五条 外国教師ノ俸給ハ毎月廿五日ニ附シ、領収証書ヲ収ムヘキコト、

- 第六條 生徒受業料ヲ差出候節ハ、領収原簿ニ金員及ヒ姓名等登記シ、主任契印ヲ捺シテ上納簿ハ本人へ返与、受業料ヲ収ムヘキコト、
- 第七條 財務ニ関シ意見アルトキハ、事ノ大小ニ拘ハラス学校長ヘ具状スヘキコト、
- 第八條 日用支消ノ金錢ハ、其員数及ヒ事由ヲ日計簿ニ登記シ、月末惣計占上ケ、主任其記下ニ検印シ、学校長監閲ノ上検印ヲ受ケ、翌月五日マテ第五課ヘ差出スヘキコト、
- 第九條 書籍器械ヲ除クノ外、校内一切ノ器什ヲ監護スヘキコト、
受付
- 第一條 課業時間ハ詰席ヘ勤仕ノコト、
- 第二條 諸願・何等書籍ヲ受付シ、事務局エ差出シ、指図ヲ以テ当人工通知スヘキコト、
- 第三條 參觀ヲ乞フ者ハ名刺を差出サセ、帳簿ニ記載シ控所ニ誘導シ、監事エ名刺ヲ以テ形行可申出事、
- 第四條 職員及ヒ生徒エ面接ヲ乞フ者ハ、姓名記載等第三条ニ擬スヘシ、若シ課業ニ於テハ其旨ヲ以テ答ヘヲキ、追テ通知スヘキコト、
但、至急面接ヲ乞フ者ハ、事実聞糺シノ上形行監事ヘ届出、指図次第取分致スヘキコト、
- 第五條 断リナク昇校ノ者ハ説諭イタシ、故ナキニ於テハ許スヘカラサルコト、
- 第六條 校内ニ故ナク徘徊授業ノ妨ヲ為ス者ハ、丁寧説諭校外ヘ立退シムヘキコト、
衛門心得

- 第一條 開門ハ日出ヨリ課業時間限り、以後小門ヨリ出入シ、午後第十時マテタルヘキコト、
- 第二條 警夜三度タルヘキコト、
- 第三條 校内無遺漏警夜スト雖トモ、戸占リ鎖前ハ勿論壁隔等一層注意スヘキコト、
但、戸壁等不堅固ノ場處ハ直ニ事務係ヘ開申スヘキコト、
- 第四條 非常ノ節ハ大丸燈ヲ点シ、境内外ノ警固一層注意スヘキ事、
- 第五條 門ヲ鎖シタル後チ出入ヲ乞フ者ハ、事実及ヒ姓名聞糾シ、事柄ニ依テハ出入ヲ許シ、形行監事エ申出ヘキコト、
但、乱暴等ノ所行アラハ最寄分署ヘ届出ヘシ、

五十円	一等校長			
四十円	一等準教諭			
三十円	二等準教諭			
二十八円	二等校長			
二十五円	三等校長	三等準教諭	一等訓導	
二十二円	壹等監事			
二十円	四等準教諭	二等訓導		
十八円	二等監事	五等準教諭	三等訓導	
十五円	三等監事	一等準教諭補	四等訓導	一等準訓導
十二円	四等監事	二等準教諭補	二等準訓導	書器局長
十一円	三等準訓導			書記
十円	三等準教諭補	一等寮監	會計司	一等書器司
九円	四等準教諭補	四等準訓導		二等雇
八円	二等寮監	二等書器司	用度司	三等雇

七 円	五等準教諭補	五等準訓導	會計司助
六 円	三等寮監	一等準訓導補	四等雇
五 円	二等準訓導補	三等書器司	用度司助
四 円	三等準訓導補	六等雇	五等雇
三 円	四等準訓導補	七等雇	
二 円	五等準訓導補	八等雇	

一一、鹿児島県学区取締職掌章程

鹿児島県学区取締職掌章程 明治九年八月 日

職掌

学区取締ハ受持区内ノ学事ヲ擔任スル者ニシテ、人民ヲ勸誘シ、学校ヲ設立シ、學費ノ使用ヲ計リ、且ツ所任ノ小学校ヲ巡視シ、教官ヲ勵シ生徒ヲ鼓舞シ、諸般ノ學務ヲ監督スル者トス、故ニ公布ヲ奉體シ精勵スルハ勿論、毎年一月・七月師範学校内ニ會議所ヲ設ケ、一中学区ニ関スル事件ハ互ニ相論議シ、専ラ其区ノ便宜ヲ旨トシ、各校同一其宜ヲ逐ケ、決ラ縣廳ニ採リ以テ處分シ、教育ノ道ヲ普及セシメン事ヲ要ス、

学区取締事務章程

- 第一条 学校ヲ増減シ、且ツ位置ヲ交換スルコト、
- 第二条 學費ヲ課賦シ、及ヒ学校永続方法積金ノ額ヲ増シ、且ツ之ヲ増殖スルノ法ヲ設ルコト、
- 第三条 凡男女共滿六歳以上ニシテ不就學ノ者アラハ、其父兄ヲ説諭シ、必ス學ニ従事セシムベキコト、

第四条 区内男女共六歳以上、前年學ニ就クモノ幾人、就カザルモノ幾人、學令外ニシテ學ニ就クモノ幾人ト詳細取調、

毎年一月中年報ニ掲ケ第五課工差出スヘキコト、

但、生徒ノ増減等級ノ昇降ヲ書記シ、毎年一月・七月

・十月同課工差出スベシ、

第五条 父母後見人ノ不良ヨリ其兒童ノ教育ヲ否ム者ハ、一層説諭ヲ加エ、童子ノ放遊シテ學事ヲ怠タル者無カラシムルコト、

但、半途廢學スルモノハ教員ト協議シ勸誡スヘシ、

第六条 教員・生徒ノ等級當否ニ付、見込等有之節ハ其旨具狀スベキコト、

第七条 教員登用ノ人物有之節ハ、其身上ヲ糾シ具狀スルコト、

第八条 教員・生徒ノ心得書ヲ牒認シ、其守否ヲ具狀スルコト、

第九条 教員教授方衆ニ超ヘ他ノ模範トモ相成、且生徒出格勉勵或ハ行狀他生ニ邁レ、及ヒ試験ノ節優等ノ者ハ、公私学

校ヲ論セス其事實ヲ具シ上陳スヘキコト、

但、賞賚等ヲ附与スル者ハ、其事柄ヲ校内揭示場ニ表スベシ、

第十条 教員ノ内懶惰放縱ニシテ生徒ノ教方宜シカラサル者ハ、

区戸長ト協議シ其事由ヲ届出ツベキコト、

第十一条 区内人民ヨリ、小学校費用ヲ助クル為メニ米金其他献納

致シ度願出ツル節ハ、其姓名・金高等詳細取調ヘ差出スベキコト、

第十二条

区内ノ集金并ニ委託金遺払及ヒ生徒ノ増減等、明細書ヲ以テ、毎年一月・四月・七月・十月、第五課ヘ差出スベ

キコト、

第十三条

隣区同僚ハ申ニ及ハス、区長・戸長ト相親ミ、互ニ力ヲ協セ諸事申シ談シ、聊カ隔意アル可カラサルコト、

第十四条

小学校ノ損所・器械ノ欠乏等有之節ハ、精細取調ノ上調達スヘキコト、

但、更ニ建営シ或ハ増築スル等ハ、其方法ヲ預メ賦書

相添申出ベシ、

第十五条

小学校ヘ相達スル事件ハ、沈滞ナク速ニ教員及ヒ学校世話掛エ相達スベキコト、

第十六条

八升一合米ハ勿論、坵野山林ヲ伐拓シ学費ニ充ル等、区戸長ト協議シ、増殖ノ法ヲ設クヘキ事、

第十七条

第五課ヨリ臨時巡回シ、小学校ノ盛衰及ヒ人民ノ意向等尋問スヘキニ付、受特區内ノ事兼テ取調置クヘキ事、

一二、宮崎学校規則

宮崎学校規則

第一条

当校ハ小学ノ教員タルヘキ者ヲ教成シ、及ヒ小学科卒業セシ者ヲ教育スルノ処ニシテ、県庁之ヲ直轄ス、

第二条

学科ハ師範学及ヒ中学予科・中学科トス
但、師範学ニハ附属小学アリ、

第三条

現今未タ小学科卒業セシモノナシ、故ニ年令十七歳以上ノ者ハ師範学ヲ学ハシメ、十七才未滿ノ者ハ中学予科ヲ学ハシム、

但、現今小学教員タル者モ、臨時師範学ニ就テ学ハシム、

第四条

入学ハ一年兩度トシ、毎年一月開業ノ時ト、暑分休業ノ後トニ於テ、試験ノ上之レヲ許ス、

但、学級ノ都合ニヨリ、臨時入学ヲ許スコトアルトキハ前以テ告知スヘシ、

第五条

入校セント欲スルモノハ、左ノ雛形通り、證人連署ノ書面ヲ校長ニ出スヘシ、

但、証人ハ当校ヲ距ルコト一里以内ノ者トス、若証人転居或ハ事故アル時ハ、速カニ代証人ヨリ再ヒ書面ヲ出スヘシ、

入校願 料紙ハ半紙ノ野紙

某ノ名儀、今般入校仕度候、就テハ諸御規則堅可相守、且又某ノ名儀ニ付何等ノ事件差起候共、某ノ名儀一切引受可申候也、

願人

第何大区何小区何郡何村居住 他ノ府県人ハ何大区ノ士族或ハ平民何某子或ハ弟 上ニ其府県ノ名ヲ加フ

宿所何 村 町 何某宅

年 号 月 日

氏 名 印

証人

第何大区何小区何郡何村居住 或ハ寄留士族或ハ平民

氏 名 印

宮 崎 学 校

御 中

第六条

生徒師範学ニ就学スル者ハ、第五条入学願書面・御規則以下ヲ左ノ通認ムヘシ、

諸御規則堅相守、成業ノ後官命ニ随ヒ小学教員ニ奉事可ム、

仕、且又云々、^{第五条}
^{二同シ、}

第七条

生徒什伍ノ組ヲ分チ、公撰ヲ以テ各々其長ヲ置キ、什伍生ヲ督セシム、其同組ハ互ニ約束シテ規則ニ従順シ、若シ過惡アレハ忠告善導スルヲ要ス、且毎日一組ツ、輪直シテ校内ヲ掃除シ、窓戸ヲ開閉シ、兼テ吏員・教員ノ使令ニ給スルコトアルヘシ、

第八条

学科毎級小試験ヲ遂ケ、及第ノ者ニハ卒業免状ヲ附与スヘシ、

但、再度試験ヲ經テ進級セサル者ハ、吏員・教員協議

ノ上去就ヲ決スヘシ、

第九条

師範学全科卒業及中学予科・中学科并附属小学上・下各等卒業スル毎ニ、大試験ヲ遂ケ免状ヲ附与シ、其師範学卒業ノ者ハ小学教員タラシムヘシ、

但、大試験ノ時ハ、県官臨視ハ勿論、試験ヲ受ル者ノ

親戚其他參觀ヲ許ス、

第十条

正課時間ハ、春分ヨリ秋分迄ハ、午前第七時ヨリ第十二時ニ至リ、午後第一時ヨリ第三時ニ至ル、秋分ヨリ春分迄ハ、午前第八時ヨリ第十二時ニ至リ、午後第一時ヨリ第四時ニ至ル、正課中ハ疾病或ハ不得止事故アルニ非レハ退校ヲ許サス、

但、正課時限ニ後ル、モノハ、其事故ヲ糺シテ後チ、

次ノ時間ヨリ授業スヘシ、

第十一条

生徒疾病或ハ不得止事故アリテ出校シ難キ時ハ、其旨書面ヲ以テ校長ニ届出ヘシ、其欠席六十日ニ及ブ者ハ除名スヘシ、

但、定期入学或ハ臨時入学ヲ許ス節、再入ヲ願フハ妨

ケナシ、

第十二条

生徒ハ吏員・教員ヲ敬シ、且互ヒニ礼節を守リ信義ヲ失ハス、一意勉強従学スヘシ、

第十三条

生徒行儀・勤学拔群ナルモノハ相当ノ賞ヲ与ヘ、其不正ノ所行アルカ或ハ懶惰放蕩規則ヲ犯ス者ハ罰ニ処ス、罰ハ放校ニ止ル、

但、大試験ノ時学業優等ノ者ニモ褒品ヲ与フルコトアルヘシ、

第十四条

受業料ハ一ヶ月金三十銭ヲ相当トス、若シ極テ貧困ニシテ受業料ヲ納ムルコト能ハサルモノハ、半数ヲ減スヘシ、

但、師範学及附属小学生徒ハ受業料ヲ納メシメス、

第十五条

受業料ハ毎月二日執事ニ納ムヘシ、

但、数ヵ月分前納スルハ当人ノ随意タルヘシ、

第十六条

学校ノ図書・器械ヲ借用セント欲スルモノハ、執事ニ申出ヘシ、

但、毎月末相当ノ損料ヲ納ムベシ、

第十七条

年中休業左ノ如シ、

孝明天皇祭 一月三十日 紀元節 二月十一日

神武天皇祭 四月三日 神嘗祭 九月十七日

天長節 十一月三日 新嘗祭 十一月廿三日

毎月一六ノ日^{世一日ハ之ヲ除ク} 一月一日ヨリ同月十日迄

大暑中 十二月廿六日ヨリ同月卅一日迄

教 則

ニシテ卒業セシムルヲ法トス、課程左ノ如シ、

ク省略シテ授業スルコトアルヘシ、

体操	図画	政学	修身学	化学	生理学	物理学	博物学	史学	地学	数学	作文	小学授業法	
全	画線	經濟学大意	全			力論 水論		皇国史	地球說 皇国地理	四則 分数 比例	文法	下等小学科	第四級
廿四 全	六 写真	十二 皇国律令	六 全		健全簿	十二 氣論 音論	動物	廿四 支那史	廿四 万国地理	廿四 開平 開立 代数学	十二 私用文 公用文	廿四 上等小学科	一月 時間 第三級
廿四 全	六	六 政体大意	六		六 諸機管能	十二 熱論 光論	六 植物	廿四 万国史	廿四 万国地理	廿四 方程式 平面 幾何学 設論	六 記簿法	廿四 實際演習	一月 時間 第二級
廿四 全		六 皇国政体		十二 元素配合	六	十二 電氣論 磁石論	六 金石 地質	廿四 全	廿四 究理ノ部 天文ノ部	廿四 平面幾何問題 立體幾何設論 及問題	六	廿四 全	一月 時間 第一級
廿四		六		十二		十二	六	十八	廿四	十八		四十八	一月 時間

在月十八日ニシテ卒業スルヲ法トス、

シ、学稍富ムヲ以テ小学教則ノ順序ニ拘ハラサル也。

ル所ノ概略左ノ如シ、

一学科ヲ上下二等二分ケ、各等ヲ六級ニ區別シ、一級凡六ヶ月ノ

一学科ヲ上下二等二分ケ、各等又六級二分ケ、毎級六ヶ月ヲ一期

トシ、一日四時間ノ習業ニシテ、在学六年、全科ヲ卒ルヲ法トス、

一每級、教科書或ハ素説或ハ講義、其書ノ難易ニ從フ、而シテ皆諳記ヲ要ス、

一今定ムル所、下等中学第六級而已、即チ左ノ如シ、

下等中学

第六級

習字
一月三時

一定ノ臨本ナシ、請文ノ書式ヲ教へ、傍ラ筆力ヲ養ハシム、

作文
一月六時

古分ヲ抄訳シテ文格ヲ示シ、且題ヲ設ケ之ヲ作ラシム、

記簿法 一月三時

文部省及大藏省開版ノ記簿法等ヲ以テ之ヲ教ユ、

皇国地理 一月十二時

皇国地理提要ヲ授ケ、一期中ニ凡ソ三分ノ一ヲ卒ヘシム、

但、府県治一覽表ヲ以テ其漏ニ充ツ、

皇国史 一月十八時

国史攬要ヲ授ケ、読史余論ヲ以テ其要処ヲ示シ、一期中半部以

上ヲ卒ヘシム、

修身学 一月六時

勸善訓蒙ヲ授ケ、論說問答ヲ務テ心身ヲ實際ニ導ク、

撰生学 一月三時

(記事ヲ欠ク)

物理学 一月十二時

物理全誌ヲ授ク、

数学 一月廿四時

魯敏孫氏ノ著書ニ拠リ、代数学ヲ授ク、

法律学 一月三時

新律綱領・改正律例ヲ授ク、

画学 一月六時

一今此中学中二一日一時ヲ増シ、英書ヲ学ハシム、

専門予科

英学 化学 数学 農学 工芸学等

教場規則

一万事教師ノ指揮ニ可從コト、

一雑話高声スベカラサルコト、

一猥リニ異見ヲ述ブヘカラサルコト、

一猥リニ退席スベカラサルコト、

一受業時間ノ外、教師ノ許可ナクシテ入場スベカラサルコト、
一装置ノ書器ヲ玩弄スベカラザルハ勿論、教師ノ許可ヲ得ズシテ
使用スベカラサルコト、

舍則

第一条 入舎セント欲スルモノハ、左ノ雛形通、証人連署ノ書面
ヲ舍監ニ出スベシ、

入舎願 料紙ハ半紙ノ郵便紙

某願人儀、今般入舎仕度候、就テハ諸御規則堅可相守、且又某
願人儀ニ付何等ノ事件差起候トモ、某証人一切引受可申候也、

願人

何大区何小区何村居住 他ノ府県人ハ何大区ノ
士族或ハ平民何某子或ハ弟 上ニ其府県ノ名ヲ加フ

宿所何町何某宅

年号月日

氏名 印

証人

何大区何小区何都何村居住
或ハ寄留士族或ハ平民

氏名 印

宮崎学校

御中

第二条 生徒什伍ノ組ヲ分チ、公選ヲ以テ各其長ヲ置キ、什伍生
ヲ督セシム、其同組ハ互ニ約束シテ規則ニ從順シ、若シ
過惡アレハ忠告善導スルヲ要ス、而シテ什長ハ食料ノ会
計ヲ掌ルヘシ、且毎日一組ツ、輪直シテ、什長ハ生徒ノ
出入ヲ調査シ、伍長ハ惣テ什長ノ事務ヲ輔ケ、什伍生ハ
課業起止ノ時ヲ報シ、兼テ舍監・什長ノ指令ニ給スルコ

トアルヘシ、

第三条 課業時間ハ、春分ヨリ秋分迄ハ、午前第五時ヨリ午後第九時ニ至ル、秋分ヨリ春分迄ハ、午前第六時ヨリ午後第十時ニ至ル、其内正課ハ、春分ヨリ秋分迄ハ、午前第七時ヨリ第十二時ニ至リ、午後第一時ヨリ第三時ニ至ル、秋分ヨリ春分迄ハ、午前第八時ヨリ第十二時ニ至リ、午後第一時ヨリ第四時ニ至ル、其他ヲ余課ノ時トス、

第四条 正課時間ハ必ず出校シテ業ヲ受クヘシ、

第五条 外出遊歩ハ、定式休日及毎日春分ヨリ秋分迄ハ午後第五時ヨリ、秋分ヨリ春分迄ハ午後四時ヨリ、門限迄タルヘシ、

第六条 門限ハ、春分ヨリ秋分迄午後第七時、秋分ヨリ春分迄第六時ノコト、

但、休日前夜ハ、春分ヨリ秋分迄午後第九時、秋分ヨリ春分迄十時ノコト、

第七条 疾病或ハ不得已事故アリテ下宿帰省等致シ度者、及ヒ外出中急病等ニテ門限ヲ失スル 外宿スル者ハ、其旨証人調印ノ書面ヲ以テ可申出事、

但、什長ハ 監ニ申出、伍長已下ハ当直什長ニ申出ヘキコト、

第八条 出入ハ必ス名札ヲ以テ当直什長ニ届出ヘシ、

第九条 毎朝同窓ト共ニ室内ヲ掃除シ、百般凡テ清潔ニスヘキコト、

第十条 臥病ノ外、平日外人應對ハ惣テ応接所ニ於テスヘキコト、病氣等ニテ課等ヲ欠ク時ハ、其旨書面ヲ以テ当直什長ニ

届出ヘシ、

但、当日快氣ニ及フト雖トモ外出ヲ禁ス、其医療ノ為メ外出スル者ハ、帰舎ノ節医員ノ証書ヲ持参スヘキコト、

第十二条 食料ハ毎月一日各什長取集ムヘシ、

但、食料ハ物価ノ高低ニヨリテ増減アリト雖トモ、数ヶ月分概算ヲ以テ、予メ差出置ハ随意タルヘシ、

第十三条 定食ハ析声ヲ聞テ食席ニ就クヘキコト、

但、析声後一時ヲ過テ来ル者ハ、食ニ就クヲ許サス、

第十四条 用事ナク他室ニ入ル間敷コト、

第十五条 中ヲ疾走シ、及他室ヲ踏通ル間敷コト、

第十六条 飲酒・雜戲一切禁止ノコト、

第十七条 室内ニ於テ湯茶水烟草ノ外、飲食一切禁止ノコト、

但、臥病ノ時ハ此限ニアラス、

第十八条 病氣一週以上ニ及フ者ハ、一往退舎療養スヘシ、瘟疫・疥癬等伝染ノ恐れアル患者ハ、直ニ退 スヘキコト、

第十九条 敷物・建物等破毀・戲書ハ勿論、庭苑ノ植物析損等一切禁ス、若シ之レヲ犯サハ相当ノ罰金ヲ出サシム、

第廿条 分外ハ、粗大ノ荷物ハ自室内タリトモ猥リニ納レ置クヘカラス、必ス一人相当ノ程限アルヘキコト、

第廿一条 生徒互ニ金銭ヲ貸借スヘカラス、若シ不得已ノ事情アレハ、舎監或ハ什長ノ指図ヲ受クヘキ事、

一三、宮崎県学事議決の条件

宮崎県学事議決ノ条件 抄録

明治八年九月、県庁ニ於テ学事議會ヲ開キ、八等出仕学務課長野村網議長タリ、該課吏員并各大区在勤学区取締ヲ以テ議員ニ充ツ、其議決スル所ノ条件左ノ如シ、

第一条 委托金使用ノコト 委托金ハ教育ノ普及ヲ要スルガ為メニ、

地方官ニ委ネテ民力ノ及ハサルヲ扶クルモノタリ、故ニ諸般ノ使用都テ県庁ノ処分ニアリ、然ルニ当庁ニ於テ、明治六年分ハ学事草創ノ際ナルヲ以テ、小学区ノ分画成ルヲ期トシ、各学区ノ人口ニ応シテ悉ク之ヲ分配シ、七年及八年上半年分ハ、県内一般ニ関スル諸用^{宮崎学校在勤而巳ヲ県庁ニ於テ遣ヒ払ヒ、其残額ヲ各区ニ分配シ、各区ニ於テ其遣}弘明細開申スルコトトセリ、謂フニ当県土地僻遠、人民不開、各校ノ書器頗ル欠ルアリ、然レトモ是未タ大ニ憂トスルニ足ラス、只我大ニ憂ル所ノ者ハ師員乏キニアリ、何トナレハ説諭督促力ヲ尽シ、各区漸ク学校ヲ設ケ、略書籍・器械ヲ備ヘ、兒女競テ来学シ、父兄欣テ其進歩ヲ期ス、而シテ師其人ヲ得ス、学ヲ立テ、既二年ヲ経ルモ、生徒未タ下等八級ヲ卒ヘス、春秋五十音ノ図ニ対スルアリ、恐ラクハ兒女必ス倦ミ、父兄以テ功無シト為シテ、終ニ学校ノ衰退ヲ致シ、復タ興スヘカラサルニ至ラン、是ヲ以テ、昨夏以来師員陶冶ヲ以テ急務トス、然レトモ能ク一時ニ成シ得ヘキニ非ズ、故ニ今後委托金ヲ以テ、官立師範学校卒業生ヲ各大区ニ雇ヒ、其区内ノ師員ヲ養成シ、且小学高等ノ生徒ヲ教ヘシム、^{其体宮崎学校ニ付}

第二条 委托金ノ外学資使用ノコト 凡ソ一般ノ難トスル所ハ学資也、学資ノ賦課ハ学区ノ広狭・学業ノ高卑ニ依リ、自ラ輕

重ヲ生スト雖トモ、若シ学区貧ニシテ学資ナシト云ハ、十年ノ後其人民奴僕雇役ノ外、身ヲ処スル所ナキニ至ルハ鏡ニ照スヨリ明也、今各校往々資金ノ為メニ圖書・器械ヲ完スル能ハス、凡庸平々ノ師ヲ聘ス子弟、何ヲ以テ開明ノ域ニ赴キ、何ヲ以テ氣力ヲ養フヲ得ンヤ、嗚呼学校ハ唯名アルノミ、然ルニ県官或ハ学区取締ノ巡回スルヤ、人民眉ヲ蹙メ、又賦課ノコトカト云テ之ヲ厭フ、是畢竟言ノ信ヲ尽サルト、或ハ村役等ノ私曲アルニ由ル、自今当任ノ向一層励精恩義ヲ主トシ、益説諭督促ヲ務メ、学区徒ニ課金ヲ通スルノ弊ナカラシメ、而シテ従前或ハ学区積金ノ利子、区内所産ノ物品及寄附金等ヲ以テ、賦課ヲ補フアリ、頗ル宜ニ適するニ似タリト雖トモ、未タ以テ其法ヲ得タリトスベカラス、此等ノ金ハ各目下ノ要用ニ費シ、日常ノ入用ハ必ス課金ヲ以テ之ニ充ツベシ、若シ費用ヲ憂ヒ課金ヲ減シテ為スベキノ事ヲ為サスハ、学校ハ日陵夷スルノミ、此等ノ金日常ノ外要用ニ払ヒ尽スハ妨ケナシ、課金ハ必ス減スベカラス、今ノ民心一日ヲ安セシムレハ必ス其安キニ安ス、宜ク注意スベシ、

第三条 試験臨視ノコト 各小学試験ノ節ハ、其受持学区取締・戸

長及近校ノ教員臨席スヘシ、

第四条 学区取締当今要務ノコト 県下人民学事ヲ信向スル未タ深

カラズ、動モスレハ学校ノ不振ヲ致ス、故ニ学区取締ハ区内巡回、説諭督促ヲ以テ当今要務トスベシ、

第五条 生徒等級表ノコト 自今各校生徒進歩ノ次第、每半ケ年ツ

、一表ニ登記シ、学務課ヘ差出ヘシ、

但、県庁ニ於テ昇降ヲ製シ頒布スヘシ、

第六条 教員集会ノコト 小学教員ハ童男・童女ノ手引ニシテ、尤

国家ノ重キニ関スルノ任タリ、然レトモ目今遽カニ其人ヲ得難シ、故ニ現任ノ教員ヲシテ、可成教育事務ヲ練磨セシメサルヘカラス、其法、一大区内各校教員毎月一回集会シ、彼是ノ状況ニ依リ、誘導ノ法ヲ熟議スヘシ、又此席ニ於テ、文部省雑誌及諸新聞紙中、教育ニ緊要ナル分ヲ抄写シ、新聞紙展覧自在ナル所ハ此限ニアラス 自ラ会得シ他ニ示ス等、都テ其職務ノ益ヲ謀ルヘシ、

但、集会ノ席ハ、学校或ハ大小区務扱所等、便宜ノ所ニ

設クベシ、

第七条

准訓導名称ノコト 准訓導五等ノ差アリ、總テ訓導ノ下班タリ、然ルニ之ヲ准何等訓導ト称ス、大ニ其実ニ副ハズ、宜ク改メテ何等准訓導トスベシ、

但、辞令書授受等ノ手数繁ニ涉ルヲ以テ、必シモ至急ノ

コトトセズ、

第八条

教員撰挙法ノコト 教員撰挙ハ各校隆替ノ関スル所、其等級ハ人品ノ權衡タリ、然リ而シテ各区文牘ノ殊ナルアルニ由テ、或ハ等位同シカラザル者、勢ヒ已ヲ得サルニ出ルト雖モ、漸次同一ニ帰セシメサルヘカラス、乃チ将来学区取締ノ教員ヲ撰挙スル法ヲ定ムル、左ノ如シ、

但、目下在任ノ准訓導ヲ遽カニ之ヲ律シテ黜陟セント欲

スルニ非ラス、

一学力 上等小学ノ科業ヲ教授スルニ堪タル者ヲ教員ニ撰挙セン
ト欲セハ、先ツ区費ヲ以テ之ヲ宮崎学校ニ入レ、大試験ヲ請ヒ、

其等級ハ一ニ序裁ニ任セン、大区ニ依リ、学費ニ窮スル者ハ学務課及該校職員ノ出張ヲ請ヒ、試験ヲ行フコトアルベシ、

一德行 一大区ノ儀表トナリ、闔区人望ノ属スル所ノ者ハ、学力全科ヲ教授スルニ足ラズト雖モ、之ヲ准訓導ノ高等ニ置クベシ、一全科ヲ教授スル能ハズトイヘトモ、文学一大区ニ冠タリ、而シテ不正ノ行状ナキ者之ニ亜ガン、

一算術闔区ニ秀タル者ハ、全科ニ通セズト雖トモ当分又之ニ亜ガン、

一下等五級ニ至ル迄教授スルニアラサレバ、准五等訓導ニ撰挙スヘカラス、

一下等全科ヲ教授スル能ハサル者ハ、准三等訓導以上ニ撰挙スヘカラス、其闔区ニ秀タル前条ノ如キ者ハ此限ニアラス、

一等級ノ為メニ月給ヲ定メ、月給ノ為メニ等級ヲ改メス、其郷里遠隔及ヒ止ヲ得サル事情アル者ハ、別ニ宿料・手当料等ヲ給シテ其費ヲ助クベシ、

第九条 学事目今ノ要件各区ヘ告達ノコト 各区戸長以下村吏ノ意

向、住々学事ヲ以テ之ヲ度外ニ置ク者アルヲ免レズ、随テ課金ヲ稽滯スル等多少ノ弊害ヲ来タス、宜ク此際ヲ以テ此旨本庁ヨリ各区ヘ告達アルベシ、其文案左ノ通ニテ然ルベシ、

各区 正副区長

学区取締

正副戸長

各地方、教育ノ効相立候様トノ御趣意ヲ以テ、先般学務課ヲ被置候ニ付テハ、一統朝旨ヲ奉体シ、事々着実ニ施設シ、其効ヲ可奏

儀勿論ニ候、然ル処当管内追々学校設立ニハ及ヒ候工共、或ハ課出金ノ減少ヲ主トシ、徒ニ其名目ヲ存シ、責ヲ塞キ候而已ニテ実効無之、自然父兄タル者子弟ノ学業進歩セサルヲ以テ、遂ニ学校ヲ無用ノ物ト見做スニ可到モ難計勢ヒニ候、是畢竟費用ヲ吝ミ、教員其人ヲ得サルヨリ差起リ候次第、此俟ニテハ学事却テ退歩可致、実ニ上下ニ対シ不相濟事ニ候、以来時々学務課官員巡回示諭ニ可及候得共、先ツ以テ目今ノ要件左ニ相示シ候、

一 毎戸学資課出ノ概額、一昨六年坤第四十七号ヲ以テ相達候趣モ有之候得共、到底各校書器完備、教育行届候ヲ目途トシ差出サシム可ク、其取立方ハ各区ノ便宜ニ任セ候得共、学区取締ハ必ス其差配ヲ可取扱、若シ説諭督促三度ニ及候テモ、無故差出サ、ル者有之候ハ、其趣ヲ審カニシ学務課迄可申出、且又各小学ノ出納ハ在勤ノ教員必ス熟知可致、専ラ世話掛等ノミニ委ネ申間敷候、

一 学事ノ諸件ハ、学区取締専務タルハ勿論ニ候得共、正副区戸長モ亦其實ヲ免レサル義ハ、該職事務取扱心得条中明文ノ通ニ候、捻テ人民ノ方向ハ其近接スル役員ニ依リ候義ニ付、正副戸長ノ内学事不注意ノ向有之候テハ、教育ノ効相立候程重々無覺束候、尔後屹度可相心得、若シ猶等閑ニ打過候者有之候ハ、庶務課并学務課迄、其筋ヨリ事実明白可申出候、

一 小学教員其人ニ乏ク、各校固ヨリ不十分ニ候得共、自今学務課視督掛巡回ノ都度、其行状其誘掖等ノ実績ヲ熟察シ、学区取締ト評議ノ上、淘汰ノ儀可申立答ニ候、

一四、宮崎県小学通則略

宮崎県小学通則略

校則

第一条

当小学区内ノ男女六歳以上十四歳以下ノ者、都テ入学セシムヘシ、其未タ六歳ニ滿タズ、既ニ十四歳ヲ過キ入学セント欲スルモノ、及他区ノ者ト雖トモ、諸般ノ便宜ニ從ヒ入学ヲ請フ者ハ志願ニ任ス、尤他区ノ者ハ、事ニ依リ其区役員ノ照会ヲ要スルコトアルヘシ、

第二条

但、学校ニハ、当小学区内人民ノ氏名・年令ヲ記載セシ簿籍ヲ備置クヘシ、其出生・死亡等ハ前月分取纏メ、毎月十日内正副戸長ヨリ報スルモノトス、
入学ハ毎年一回、即チ一月開業ノ時及暑分休業ノ後トス、然レトモ学級ノ都合ニ依リ、臨時入学セシムルコトアルベシ、其入学スル者ハ、証人ヲ以テ左ノ書式ノ願書ニ通ヲ学校ニ出スベシ、

入学願書式 料紙ハ半紙

第何大区何小区何村居住士族或ハ平民

何誰男或女弟妹等

右、今般御校へ入学相願候、就テハ

苗 字 名

諸規則堅可相守候也、

当何月何歳何月

証人父兄或親戚

年月日

苗 字 名 印

何小学校

御中

第三条 学校ニ於テハ、入学願書ヲ受ケ免許ノ旨ヲ伝ヘ、其書面

一通ハ簿冊ニ編入シ、一通ハ学区取締ニ送達スヘシ、

第四条 課業時間ハ、春分ヨリ秋分マテハ午前第八時ヨリ第十二時ニ至リ、午後第一時ヨリ第二時ニ至ル、秋分ヨリ春分迄ハ午前第九時ヨリ第十二時ニ至リ、午後第一時ヨリ第三時ニ至ル、各分十二時ヨリ一時迄ハ放課ノ時間トス、其村落小学ニシテ時間ヲ減省スル者、及夜学校等課業起止ノ時限ハ、各校適宜、

但、村落小学モ三時間ヨリ減スベカラズ、

第五条 毎月末生徒ノ学業ヲ試験シ、其優劣ヲ評判シ、席順ヲ転換スベシ、試験法ハ別冊、略ス、

但、教場各級生徒ノ名札ヲ掲テ其順次ヲ示スヘシ、

第六条 生徒学科ノ各等級ヲ卒業スル毎ニ試験ヲ遂ケ、及第ノ者ニハ証書ヲ与ヘテ進級セシメ、落第ノ者ハ猶其級ニ留ムヘシ、

但、各級試験ノ時ハ、学区取締・戸長臨席シ、生徒ノ親戚ハ勿論学区内ノ諸人參觀ヲ許シ、且近校ノ教員モ視察スベシ、其上下各等大試験ノ時ハ、更ニ県官臨視スルコトトス、

第七条 生徒日々一課業ヲ終ル毎ニ、五分時乃至十分時間休憩セシムヘシ、此時間及放課ノ時間ハ務テ運動セシムベシ、

但、放課時間ノ内ニ於テ喫飯ハ勿論タルベシ、

第八条 生徒ハ毎日起業十分時以前ニ上席シ、扣席ニ在テ就課ノ報ヲ待ツベシ、若シ就課ノ時刻ニ後レテ上校セシ者ハ、其趣ヲ教員ニ申出指図ヲ受ク可シ、課業終リ退散ノ時至

ラバ、無故在校スヘカラズ、

第九条 生徒疾病或ハ不得已事故アリテ欠席スル者、及出席遅刻セシ者、課業時間中退席スル者等ハ、其趣教員ニ届出ベシ、

但、疥癬等伝染ノ病アル者、全癒迄上校ヲ止ムヘシ、

第十条 教員ハ各生徒日々ノ出否ヲ点検シ、月末毎ニ一表ニ掲載シ、満校ニ示スベシ、

但、出否ノ点検ニ便スル為メ各生ニ名札ヲ渡シ置キ、毎日入退ノ節教員受授スル等、幾様ノ方法適宜ニ設クベシ、

第十一条 生徒ハ教師ヲ敬シ万事其指令ニ悖ラス、且互ニ礼讓ヲ重ンジ信義ヲ失ハズ、一意勉強従学スベシ、

第十二条 生徒伍或ハ什ヲ以テ組ヲ分ケ、各之ガ長ヲ置キ其組ヲ督セシメ、毎日一組ツ、輪直シテ校内ヲ掃除シ、窓戸ヲ開閉シ、且教師ノ指揮ニ従ヒ通常ノ諸事ヲ役スベシ、

第十三条 生徒行儀・勤学拔群ナル者、及上下各教科卒業大試験ノ時優等ノ者ニハ相当ノ賞ヲ与ヘ、其不行儀・怠惰・規則ヲ犯ス者等ハ罰ニ処スベシ、

第十四条 校内ニ於テ、疾走騒擾及無用ノ言語ヲ発シ喧囂スル等、都テ粗暴ノ挙動アルヘカラズ、

第十五条 机・椅子・戸障子等ヲ毀損シ及之ヲ汚シ、或ハ庭中ノ植

物ヲ折損スルヲ禁ス、

第十六条 教場ニ於テ禁止スル条件、左ノ如シ、

受業時間ノ外、教師ノ許可ヲ得スシテ入場スルコト、

受業中妄リ二席ヲ離ル、コト、

無益ニ高声ヲ発シ、及ヒ雑話スルコト、

妄リニ異見ヲ述フルコト、

装置ノ書器ヲ玩弄スルハ勿論、教師ノ許可ヲ得スシテ使用
スルコト

自己ノ書器ヲ取乱スコト、

襟巻・袴・合羽ノ類ヲ着スルコト、

第十七条 学校給貸及ヒ他生徒ノ書器諸品ヲ毀失スル者ハ、相当ノ

価直ヲ弁償セシムヘシ、

但、故ラニ之ヲ為ス者ハ更ニ責罰ヲ加フ、

第十八条 年中休業定日左ノ如シ、休日ハ略ス、

但、郷社祭日等臨時休業ハ其都度告知スヘシ、

教則

尋常小学ハ一二東京師範学校所定ニ従フ、女兒小学ハ傍ラ女綴ヲ授
ケ、村落小学ハ少ク学課ヲ省略スルモノトス、其法別冊ニ具載ス、

罰則

第一条 罰ハ譴責・黙立・留置トス、其法左ノ如シ、

譴責ハ、授業既ニ終リ生徒猶在席スルノ際、教場ニ於テ之
ヲ行フ、

黙立ハ、遊歩ヲ禁ス、或ハ授業ヲ止メ教場ニ直立セシメ、
教師自ラ之ヲ監ス、

留置ハ、衆生退散ノ後教場ニ留メ、教師厳切訓戒ヲ加フ、
凡ソ犯則生ニ責罰ヲ施サントスル時ハ、教員審議ヲ遂ケ、
第二条 例表ニ照シテ擬定シ、犯者モ亦心服シテ後ニ之ヲ施スヘシ、

但、施行ノ後其旨ヲ満校ニ揭示スヘシ、

第三条 所犯重ク、例表中照準スヘキノ条ナク、其処分学校ノ権外

ニアル者ハ除名スヘシ、

第四条 例表中時間ヲ一定セサル者ハ、其犯則ノ事情ニ據リ輕重ヲ

斟酌シテ適當ニ定ムベシ、

犯則責罰例表

犯則

責罰

所犯輕キ者

譴責

校則第八条・第九条ヲ犯ス者

黙立五分間

校則第十四条・第十六条ヲ犯ス者

黙立五分乃至十五分時間

校則第十一条ヲ犯ス者

黙立卅分乃至一時間

犯則三度以上ニ及フ者

留置一時間

一五、宮崎県小学試法

宮崎県小学試法

読物 各級教則掲クル所ノ課書ヲ読マシメ、及ヒ熟字二三箇ノ意義

ヲ解セシム、

附摘字 下等第六級以下、単語図・連語図・読本等ノ語ヲ塗板ニ

抄記シテ通読セシム、

第一条 読方ヲ評スル法 ○一失ナク朗暢読了スルモノヲ甲トナス、

○失ナシト雖トモ、音読不夷ナルモノヲ乙トナス、○随失
随得音読渋苦スルモノヲ丙トナス、○右甲乙丙三等ニ大判
スト雖トモ、各等強弱ナキヲ得ス、故ニ六等或ハ九等以上
ニ小別ス、

第二条 読物ノ失点ヲ記スル法 ○一字ヲ忘誤シ、一字ヲ誤解スル
毎ニ一失ニ記ス、

但、偶然ノ誤リハ読了スルヲ待チ再ヒ読マシメ、然ル后
ニ得失を記スヘシ、

第三条 読方下等ニシテ失誤二三アリ、表ニ照シテ半数ニ足ラザル
モノハ登第ヲ許サス、

第四条 摘字ハ一字ヲ忘誤スル毎ニ一失ニ記ス、
但、偶然ノ誤リハ再ヒ読マシメ、然ル后ニ得失ヲ記スヘ
シ、

講義 下等第五六級以上、毎級ノ課書ヲ講解セシム、或ハ本文ノ義

ニツキ異論ヲ起シテ詰問スルコトアリ、

附字訓 下等六七級ノ如キ未タ講解ヲナス能ハサル者ノ為メニ設
ク、即チ摘字中ノ文字及ヒ更ニ読本中ノ二三句ヲ塗板ニ
記シ、其字義ヲ会話ノ如ク言ハシム、

第五条 口弁ヲ判スル法 ○全体ノ意ヲ会得シ、講解明晰ナルモノ
ヲ甲トス、○大意ヲ失ハズ坦然略解スルモノヲ乙トナス、

○大意ハ失セスト雖トモ、口弁渋苦シ及疎漏ナルモノヲ丙
トス、○右甲乙丙三等ニ大判スト雖トモ、各等浅深疎密ナ
キヲ得ス、故ニ之ヲ六等或ハ九等ニ小別シ精細ナルヲ要ス、
熟語及一句ノ意義ヲ誤解スル者ハ一失ニ記ス、

但、偶然ノ誤リハ講解了ルヲ待チ詰問シ、然ル后チ得失
ヲ記スベシ、

第七条 口弁下等ニシテ失誤二三アリ、表ニ照シテ半数ニ及バサル
モノハ登第ヲ許サス、

第八条 字訓ヲ判スルノ法 ○口弁明瞭ナル者ヲ甲トス、○大意ヲ

解シ得ルモノヲ乙トナス、

但、各級附スル所ノ表ニ照シテ、半数ニ及ハサルモノハ
登第ヲ許サス、

作文 下等第五級以上、教則・課格ノ文題ヲ与ヘ、其難易題数ニ応
シ時ヲ定メ、先ツ石盤ニ草シ后罫紙ニ浄書セシム、

第九条 文体ヲ判スル法 題意ヲ失ハス、主意連続シテ本体ヲ誤ラ
サルモノヲ及第ノ度トナシ、其以上ヲ三等或ハ六等以上ニ
小別シ、甲乙ヲ附スベシ、

第十条 作文ノ失数ヲ記スル法 ○私用文・公用文ノ体裁即チ年号
月日等ノ位置ヲ誤リ、及記簿法ノ如キ総計ノ数ニ失算等ア
レハ一失ニ記スベシ、又凡テ文中ノ字画ヲ誤リ、文字ヲ塗
抹スル等モ亦失数ニ記スヘシ、

第十一条 文体下等^{及第中}ノ下等ニシテ失数四五ニ及フモノハ及第ヲ許サ
ズ、

書取 下等小学第六級以下、課書中ノ文字及ヒ数語ヲ教師高誦シ、
先ツ之ヲ石盤ニ書取り、後チ罫紙ニ浄写セシム、

第十二条 真字・仮名ヲ論セス、一字ヲ誤リ及落字毎ニ一失ニ記ス
ベシ、真字ヲ仮名ニ書シ、仮名ヲ真字ニ書シテ、文体ニ
於テ害ナキモノハ敢テ問ハズト雖トモ、予メ某ハ真、某
ハ仮ト告ケシヨ尚誤ルモノハ一失ニ記ス、オ、ヲ、イ、
平等ヲ誤ルモノハ、亦一失ニ記スヘシ、

問答 下等各級、課書中ノ事物及ヒ地理・歴史等ヲ、教師生徒ニ対
シテ相問答ス、

但、五級以上、能ク文字ヲ綴リ得ル者ハ筆記シテ答ヘシム
ルコトアルベシ、是時間ヲ省ク為メナリ、

第十三条

即問即答、詳細明瞭ナルモノヲ甲トナス、○再考シテ大意ヲ答フルモノヲ乙トナス、○一条ヲ忘誤スルモノハ一失ニ記ス、

筆記問答

但、表ニ照シテ半数ニ足ラサルモノハ、登第ヲ許サス、上等各級、謄記ノ課ヲ試ムルニ時間ヲ省ク為メニ之ヲ設ク、即チ衆生徒ヲ一席一時ニ試ム其法問題ヲ塗板ニ記シ、或ハ教師高誦シテ答ヲ筆記セシム、

第十四条

一条ヲ全ク答フル能ハス、及誤謬スルモノハ一失ニ記ス、○大意ヲ答テ其詳ニ及ハズ、或ハ其一ヲ知テ其ニヲ失スル等ハ二分ノ一、或ハ四分ノ一ノ失ニ記ス、即チ人口・里数等ノ大数ヲ答テ其細ニ及ハズ、産物ノ三四ヲ知テ皆答スル能ハザルモノ等ヲ云フ、

但シ其得数及ヒ分数ヲ合算シテ、半数ニ及ハサルモノハ及第ヲ許サズ、

算術

各級、定課ノ問題ヲ与ヘ、其難易ニヨリ時間ヲ限り、先ツ石盤ニ算シ、后チ答式ヲ紙上ニ記セシム、

第十五条

一題ヲ失スル毎ニ一失ニ記ス、但、答正フシテ式誤リ、式正フシテ答誤ル者ハ、品評者注意シテ失数ノ幾分ヲ加減スヘシ、

誦算

各級、適宜ニ問題ヲ塗板ニ速記シ、満席ノ生徒過半筆ヲ閣クヲ度トシ拭ヒ去、其計算ノ速カナルヲ要スルナリ、

第十六条

一問ヲ誤ル毎ニ一失ニ記ス、但、算術及ヒ誦算得数ヲ合算シ、半数ニ及ハサルモノハ登第ヲ許サス、

習字

上等五級以下各級、字数ヲ定メテ清書セシム、

但、草書ノ如キハ楷書ノ手本ヲ与ヘ、草書ニ書キ換ヘシムルコトアリ、

第十七条

字画ヲ誤ラズ運筆粗笨ナラサル以上ヲ及第ノ度トナシ、其以上ヲ三等或ハ六等ニ判シ、甲乙ヲ附スヘシ、

細字速写

細楷或ハ細字草書、適宜ノ分ヲ撰ヒ教師高誦シ、生徒ヲシテ随テ速写セシム、

第十八条

字・行齊整、運筆敏捷ナルモノヲ甲トス、○字・行乱雜ナシト雖トモ、運筆硬渋ナルモノヲ乙トナス、右甲乙二等ニ大判スト雖トモ、各等強弱ニヨリ四等以上ニ小別スベシ、且誤字脱字及塗抹スル所等アレハ、共ニ一失ニ記スベシ、

寫画

上等第八級ヨリ第五級迄ハ凡テ直線・曲線・平面ノ類ヲ試ム、第四級以上ハ画學本中ノ題ヲ与ヘテ之ヲ画カシメ、或ハ日用什器ノ数ヲ示シテ写真セシム、

第十九条

画法ヲ誤ラス物其形ヲナスモノヲ及第ノ度トナシ、曲直線ノ類ハ乱雜甚シキモノハ之レヲ捨テ、以上ヲ三等ニ判ス、

暗射

下等第五級以上、都府・山川・海嶋・岬・港等ノ位置適宜数字定メ、教師ノ呼フニ随テ暗射セシム、○時間ヲ省ク為メ、教師都府・山川等ノ名ヲ呼ビ、衆生徒一席一時ニ其国及ヒ位置ヲ筆記セシムルコトアリ、

第二十条

一箇ヲ忘失シ及ヒ謬指スレハ一失ニ記ス、○即問即射スルモノアリ、再考再射スルモノアリ、故ニ品評者其時間ニ注意シ、点ヲ与フルニ其幾分ヲ加減スベシ、

一六、地方官會議憲法

地方官會議憲法

- 第一条 地方官會議ハ毎年一度開クヲ以テ常例トス、其開閉期日ハ政府ニ於テ之ヲ定メ、各地方長官ヲ召集スヘシ、長官若シ参集スルコト能ハサレハ、書記官ヲ出シテ代理セシムヘシ、各省、卿若クハ其代理人ハ議席ニ列シ、説明討論スルヲ得、但シ可否ノ数ニ算入スヘカラス、
- 第二条 開閉ノ式ヲ執行スルトキハ、
- 第三条 天皇陛下ノ親臨アルヘシ、
- 第四条 凡ソ議事ノ可否ヲ決スルハ多数ニ依リ、同数ナルトキハ議長之ヲ決スヘシ、
- 第五条 凡ソ議案ハ議長ヨリ之ヲ衆議ニ付シ、其可否ヲ決定シテ上奏シ、宸裁ヲ仰クヘシ、
- 第六条 凡ソ議員ノ建議セント欲スルモノハ議案ヲ草シ、先ツ之ヲ議長ニ呈スヘシ、
- 第七条 議長ハ特旨ニ依リ、以下ノ職員ハ議長ノ上奏ニ依リテ之ヲ命ス、其判任以下ニ係ルモノハ議長専ラ之ヲ命スヘシ、
- 第八条 議院職務
- 議長 會議ヲ総提シ、議院憲法并議事規則ヲ執行スルコトヲ掌ル、
- 幹事長 議長欠席ノトキハ其職務ヲ代理シ、小會議ノ議長ト為ルコトヲ掌ル、余ハ幹事ニ同シ、
- 幹事 議長ノ指揮ニ依リ、議院一切ノ事務ヲ幹理スルコ

トヲ掌ル、

書記官 議案ヲ修理シ、議院ノ記録ヲ管シ、其他一切ノ

庶務ヲ掌ル、

司計長 議院ノ用度ヲ掌ル、

属 庶務ヲ分掌ス、

議事規則

- 第一条 凡ソ會議ハ午前第九時ニ始リ午後第四時ニ終ル、時宜ヲ以テ之ヲ伸縮スルハ議長ノ指揮ニ依ルヘシ、
- 第二条 議員着席ノ順序ハ予メ籤取ヲ以テ之ヲ定メ、毎会其席ニ着クヘシ、
- 第三条 凡ソ議案ノ可否ハ三次会ヲ經テ決スルモノトス、其順序左ノ如シ、
- 第一次会
- 議長先ツ議案ヲ各議員ニ分付シ、且書記官ヲシテ之ヲ朗讀セシムヘシ、此時猶議案ノ主旨要領ヲ悉サンカ為、議長若クハ主任ノ官員之ヲ説明スヘシ、之ヲ議案ヲ紹介スト云、此時其議案ニ付疑問ノ条件アリト思考スルモノハ、主任者ニ向ヒ之ヲ質問スヘシ、
- 第二次会
- 議長先ツ起ツテ、前会紹介スル所ノ議案ヲ逐条審議センコトヲ指揮シ、書記官ニ命シ更ニ議案ヲ朗讀セシム、徐々朗讀タルヲ要ス 毎会終テ各議員ハ其所見ヲ陳述シ、第六條ニ依リ互ニ之ヲ討論審議スヘシ、
- 第三次会

前会討論ノ次第ヲ再考シ、其可否ヲ決論スヘシ、其可否ノ数ヲ算スルノ方法ハ、各員ヲシテ可否ヲ書シテ投票セシメ、或ハ起立ヲ以テ定ムルトモ、臨時議長ノ指揮ニ依ルヘシ、

第四条 凡議案ノ総体ニ付テ可ト決スルモ、猶其方法ヲ修正スヘシトスル者ハ、議長ノ意見ヲ以テ、議員若クハ書記官ノ内ヨリ委員ヲ撰任シ、之ヲ修正セシメ、然ル後小會議ニ付シテ之ヲ決定セシムヘシ、

第五条 議案未タ成ラスシテ、先ツ総体ニ付テ可否ヲ決スベキモノハ、二次・三次会ヲ用ヒス、直ニ決議スルコトモアルヘシ、

第六条 会議中發言セント欲スルモノハ、先ツ起立シテ議長ヲ呼ビ、其許可ヲ得ヘシ、二人以上同時ニ起立スルヲ許サズ、若シ二人以上同時ニ起立スルトキハ、議長其一人ヲ指揮シテ發言セシムヘシ、討論問答トイヘトモ必ス議長ニ向ヒ演舌スヘシ、其互ニ相応答スルヲ許サズ、着座ノ俟發言スルヲ許サズ、

第七条 凡ソ一議案未タ了ラサル間ハ、他ノ事件ヲ發議スヘカラス、

第八条 凡ソ議員ハ一會一事ニ付再度發言スルヲ得ス、其誤解ヲ弁明シ、及ヒ議案ノ發議者各員ノ問ニ答フル等ハ此限ニ在ラス、且小會議ニ於テハ再三發言スルヲ得ル、

第九条 議長ノ意見ヲ以テ、議員ヲ數組ニ分ケ、毎組幹事一人ヲ投票セシメ、組中諸伝達等ノ事ヲ掌ラシムヘシ、

第十条 下院中ハ各員毎日出頭シテ、議事關係ノ事務ヲ調査スヘシ、其時間ハ繁簡ヲ計リ臨時之ヲ定ムヘシ、

議事規則ヲ改正・刪除スルノ建議アル時ハ、議長之ヲ取捨スヘシ、

第十三条 議員半數以上欠席ノ時ハ會議ヲ開クヘカラス、會議中議論冗長ニ互リ或ハ騷擾ノ景形アルトキハ、議長ノ意見ヲ以テ之ヲ差止ムルコトアルヘシ、

第十四条 議事ノ始終ハ号鐘ヲ以テ之ヲ報ス可シ、

議事規則ヲ改正・刪除スルノ建議アル時ハ、議長之ヲ取捨スヘシ、

既刊史料名

集	史料名	集	史料名
1	薩藩政要録	19	薩藩先公貴翰（乾）
2	丁丑日誌（下）	20	〃（坤）
2	〃（上）	21	小松帶刀傳・履歴・記事
3	薩摩国新田神社文書	22	小松帶刀日記
4	一向宗禁制関係史料	23	新州舊鹿兒島藩領国・郡・郷・村・浦・町附（上）
5	薩摩国山田文書	24	〃（下）
6	諸家大概・別本諸家大概職掌紀原・御家譜	25	三州御治世要覽（三五三八）
7	薩摩国阿多郡史料	26	桂久武日記
8	山田聖栄自記	27	明赫記
9	御登御道中日帳御下向列朝制	28	要用集（上）
10	明治元年戊辰戦役関係史料	29	〃（下）
11	伊能忠敬の鹿兒島測量関係史料並に解説	30	桂久武書翰
12	管窺愚考・雲遊雜記傳	31	本藩地理拾遺集上（薩摩国）
13	川上忠塞一流家譜	32	〃下（大隅国・諸縣国）
14	本藩人物誌	33	江夏十郎関係文書（上・下）
15	薩陽過去帳	34	示現流関係史料
16	備忘	35	樺山玄佐自記並雜録
17	家久公御養子御願一件抄	36	樺山紹剣自記
18	鹿兒島縣地誌（上）	37	島津世禄記
19	鹿兒島縣地誌（下）	38	島津世家
20	薩摩舊士文章	39	譯司冥加録・漂流民関係史料
21	薩摩藩天保改革関係史料一		

平成十二年度

鹿兒島県史料刊行委員会委員

（五十音順）

尾口義男	鹿兒島県歴史資料センター 黎明館調査史料室長
唐鎌祐祥	鹿兒島短期大学 附属図書館事務長
芳即正	鹿兒島純心女子短期大学 非常勤講師
五味克夫	鹿兒島大学名誉教授
下堂園純治	第一予備校講師
晋哲哉	蒲生町長
堂満幸子	鹿兒島県歴史資料センター 黎明館史料編纂委員
畠中彬	錦江湾高等学校教諭
原口泉	鹿兒島大学教授
前床重治	大島高等学校長
宮下満郎	鹿兒島市文化財審議会委員
山田尚二	西郷南洲顕彰館長
吉元正幸	鹿兒島西高等学校長

薩藩學事一・鹿児島県師範学校史料

(鹿児島県史料集 第四十集)

平成十三年三月

発行

鹿児島市城山町七一一
鹿児島県立図書館

電話 〇九九―二二四―九五二一

FAX 〇九九―二二四―五八二四

印刷

鹿児島市中央町二十七―十六
かわち印刷有限公司
電話 〇九九―二五四―五〇五四

